

第6期鹿追町総合計画

【平成23年度～平成32年度】



北海道 鹿追町

町章 (昭和24年7月10日制定)

中央に鹿追の頭文字を配し、本町の主産物たる馬鈴薯の花で町民を象し、これを囲む円で太陽を形どり協力の輪（和）を表示したものである。



町旗 (昭和45年8月24日告示第15号)

町旗の中心に太陽と鹿の角を配し、鹿の角にて鹿追町を表わし太陽で進歩する本町の未来を示す。白色は東大雪連峰の白雪と町民の清澄さを、緑色は本町をとりまく緑林と町民の温厚さを、青色は然別湖と町民の崇高な精神を示す。



町鳥：かっこう



町木：もみじ



町花：しゃくなげ

〔 鹿追町民憲章 〕

昭和45年8月24日（告示第16号）

まえがき

1. わたくしたちは、遠く大雪の峰をのぞみ、平和の象徴めおと山のすそのにひろがる豊穡の地鹿追町の住民です。
2. わたくしたちは、開町50周年をむかえ、昔をしのび、将来をより明るく、より豊かな町をつくるため、ねがいをこめて、この憲章をさだめます。

1 明るく、あたたかい心もち、互いにたすけあい、魅力ある鹿追の町をつくりましょう。

1 人づくりは、町づくりのもとであることに思いをいたし、青少年の教育につとめましょう。

1 人を愛し、自然を愛し、静かな美しい鹿追の町をつくりましょう。

1 豊かな鹿追町をつくるため、知恵と力を出し合い、互いに手をつないで、仕事にはげみましょう。

1 健康でたくましい開拓精神をうけつぎ、文化の高い、輝く未来に夢をもち、つねに進歩する町民になりましょう。

第6期鹿追町総合計画の策定にあたって



鹿追町は、北海道の厳しい自然環境の中、大雪山の麓から広がる豊かな大地の恵みを受けて、先人たちのたくましい開拓精神のもと、未来に輝く「活力と魅力あるまちづくり」を目指して歴史を刻み、平成21年度には、町制施行50年、昨年度は開町90年を迎えました。

地方自治体を取り巻く環境は、人口減少時代への突入、少子高齢化の進行、地球規模での環境問題、情報通信の高度化など時代の潮流によって大きく変貌し、近年、我が国の政治経済が混迷する中、今年3月11日に発生した東日本大震災は、国民に大きな衝撃と不安を与えました。こうした情勢のもと、今後一層厳しくなる地方環境の中で、地方が生き残り、地方が果たすべき役割はいかにあるべきかを多面的に研究を重ね、これの具現化を図る必要性を強く感じています。

平成23年度から平成32年度の10年間を計画期間とする「第6期鹿追町総合計画」の策定にあたっては、「鹿追町まちづくり基本条例」の趣旨に則り、町民参加による協働のまちづくりを進めるべく、鹿追町総合計画審議会、策定会議、各専門部会、各分科会で約120名の町民皆様にご参加をいただき、更に、小学5年生以上への全町民アンケート調査を実施するなど、多くの町民皆様にご参加をいただき策定することができました。

「生きて（経済の発展）生きる（福祉の増進）まちに」を将来像とし、持続性と革新性の調和の中で町民皆様の幸せを追求し、計画の実現に向け一層努力していきたいと思えます。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた委員各位をはじめ多くの町民皆様に対し、心からお礼申し上げます。

鹿追町長 吉田弘志

●●● 第6期鹿追町総合計画目次 ●●●

第1編 序 論

第1章 計画策定の意義

1	計画の趣旨	1
2	計画の性格と役割	1
3	計画の名称、構成と期間	2

第2章 鹿追町の特性 3 - 10

第3章 鹿追町を取り巻く環境

1	少子高齢化の進行と人口減少社会の到来	11
2	高度情報化の急速な進展	11
3	価値観・生活様式の多様化	12
4	国際化の進展	12
5	環境問題への対応	12
6	産業構造	13
7	構造改革・規制緩和の進行と地方分権の進展	13 - 14
8	協働のまちづくり社会の構築	14

第2編 基本構想

第1章 鹿追町の将来像

第1節	鹿追町の将来像	15
第2節	将来の指標	16 - 17

第2章 基本理念

1	心豊かでいきいき健やかな人づくり	18
2	安心・安全に暮らせる快適な環境づくり	18 - 19
3	活力と魅力あふれる産業づくり	19
4	町民と協働で進めるまちづくり	19

第3章 施策の大綱

第1節	生涯健やかに思いやりの心あふれる地域づくり 【保健・福祉・医療・介護】	
1	健康保持増進のために	20
2	思いやりの心豊かな社会づくりのために	20
3	生涯現役で生きがいの持てる高齢社会のために	20
4	誰もが安心して暮らせる医療確保のために	20

第2節	自ら学び行動する心豊かな人づくり 【学校教育・生涯学習】	
1	鹿追ならではの学校教育推進のために	21
2	自ら学び行動する人間形成と心豊かな地域社会のために	21
第3節	人と自然にやさしい循環型生活環境づくり 【環境保全・町民生活】	
1	人と自然にやさしい住環境充実のために	22
2	安全で住みよい暮らしのために	22
3	自然環境保全と育成のために	22
4	自然環境と調和した土地利用のために	22
第4節	持続性に富み活力ある産業づくり 【産業振興】	
1	持続性に富み活力ある農業の創造のために	23
2	意欲ある多様な農業者の育成・確保のために	23
3	効率的な林地活用と活力ある森林施業のために	23
4	活気あふれる商工業の推進のために	23-24
5	豊かな自然と調和する心ふれあう観光推進のために	24
第5節	町民参加による協働のまちづくりの実現にむけて 【協働のまちづくり】	
1	透明性の高い簡素で効率的な自治体運営の確立のために	24
2	町民参加による協働のまちづくりと国際社会理解のために	24
第4章	まちづくりの推進体制	
第1節	協働社会の構築	25
第2節	効率的・効果的な行財政運営にむけて	25
第3節	広域行政の連携推進	26
第5章	施策の体系	27

第3編 基本計画

第1章 心豊かでいきいき健やかな人づくり

- 第1節 生涯健やかに思いやりの心あふれる地域づくり
【保健・福祉・医療・介護】
- 1 健康保持増進のために 29 - 36
 - 2 思いやりの心豊かな社会づくりのために 37 - 41
 - 3 生涯現役で生きがいの持てる高齢社会のために 42 - 43
 - 4 誰もが安心して暮らせる医療確保のために 44
- 第2節 自ら学び行動する心豊かな人づくり
【学校教育・生涯学習】
- 1 鹿追ならではの学校教育推進のために 45 - 48
 - 2 自ら学び行動する人間形成と心豊かな地域社会のために 49 - 60

第2章 安心・安全に暮らせる快適な環境づくり

- 第1節 人と自然にやさしい循環型生活環境づくり
【環境保全・町民生活】
- 1 人と自然にやさしい住環境充実のために 61 - 71
 - 2 安全で住みよい暮らしのために 72 - 82
 - 3 自然環境保全と育成のために 83
 - 4 自然環境と調和した土地利用のために 84

第3章 活力と魅力あふれる産業づくり

- 第1節 持続性に富み活力ある産業づくり
【産業振興】
- 1 持続性に富み活力ある農業の創造のために 85 - 91
 - 2 意欲ある多様な農業者の育成・確保のために 85 - 91
 - 3 効率的な林地活用と活力ある森林施業のために 92
 - 4 活気あふれる商工業の推進のために 93 - 96
 - 5 豊かな自然と調和する心ふれあう観光推進のために 97 - 99

第4章 町民と協働で進めるまちづくり

- 第1節 町民参加による協働のまちづくりの実現にむけて
【協働のまちづくり】
- 1 透明性の高い簡素で効率的な自治体運営の確立のために 100 - 104
 - 2 町民参加による協働のまちづくりと国際社会理解のために 105 - 107

資料編

第6期鹿追町総合計画策定組織図	109
第6期鹿追町総合計画審議会委員名簿	110
第6期鹿追町総合計画策定会議委員名簿	111
第6期鹿追町総合計画分科会名簿	112 - 113
第6期鹿追町総合計画策定経過	114 - 115
第6期鹿追町総合計画各専門部会開催状況	116
第6期鹿追町総合計画各分科会開催状況	117
諮問	118
答申	119
鹿追町総合計画審議会条例	120
鹿追町総合計画審議会条例施行規則	121 - 122
鹿追町総合計画策定委員会規程	123
鹿追町まちづくり基本条例	124 - 130

第1編 序 論

第1章 計画策定の意義

第2章 鹿追町の特徴

第3章 鹿追町を取り巻く環境



第1章 計画策定の意義

1 【計画の趣旨】

わが国の社会経済情勢は、かつて経験したことのない世界経済不況の影響とともに、地球規模での環境問題の顕在化、エネルギー・食糧などの資源制約の課題に直面し、さらには国内的に少子高齢化・人口減少時代の到来、高度情報化の一層の進展など、時代は大きな変化・改革期を迎えています。

このような中で、国は構造改革を推進してきましたが、一方で地方自治体はこれまでにない厳しい財政状況を強いられながら、様々な課題に対する適切な対応が求められています。今後さらなる発展をし続けるためには、地域主権の理念を踏まえた改革を進めて行かなければなりません。

これらのことから、平成22年4月に施行された「鹿追町まちづくり基本条例」を踏まえて、地域特性や資源を生かし、地域の活性化と発展に向けた総合的かつ計画的なまちづくりを、町民との協働によって執り進めるための指針を示すものです。

2 【計画の性格と役割】

鹿追町総合計画は、鹿追町民一人ひとりが鹿追町で安心・安全に暮らし、生きていくことに誇りと幸せを感じることができるよう、鹿追町の目指すべき方向性と、それを実現するための基本的な取り組みなどを明らかにし、町民と行政が協働してまちづくりを進める上での町政の基本方針としての性格を持ちます。

また、本計画は、以下の3つの役割を持っています。

○町政の総合的な経営指針となる最上位の計画

町政運営を総合的・経営的に進めていく上での、町の最も上位に位置する計画とします。

町内各地域の均衡ある発展を重視し、各行政分野の個別計画や施策等は、本計画に基づき実施していきます。

○町民と行政が共有し、町民総参加の下でまちづくりを行うための行動指針

町民と行政が共通の理念・目標を持つための基本方針として、また、町民総参加の下で協働のまちづくりを進めるための行動指針となる計画とします。

○国・北海道等との連携・協力を見据え、独自性・主体性が強調される計画

国や北海道等の諸計画、取り組み等との整合性を持ち、計画の実現に向けて必要な連携と協力を進めていく上での基本となる計画かつ、鹿追町の独自性と主体性が強調される計画とします。

3 【計画の名称、構成と期間】

1 名 称

この計画の名称は、「第6期鹿追町総合計画」とします。

2 計画の構成と期間

この計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、それぞれ以下の役割と計画期間を持つものとします。

(1) 「基本構想」

基本構想は、長期的な見通しに立った鹿追町のまちづくり将来像、人口指標、施策の大綱を明らかにするもので、地方自治法第2条第4項の規定に基づいて定めるものです。計画期間は10年間（平成23年度から32年度まで）とします。

(2) 「基本計画」

基本計画は、基本構想の町の姿、目標を実現・達成するための施策の方向を体系的に示します。また、基本計画は、鹿追町が実施する施策を中心に国・北海道等及び町民、民間団体等と連携・協働して行う範囲も含めた、総合的な町政執行の指針とします。

基本計画の計画期間は、平成23年度から32年度とし、前期と後期の各5年間とします。

(3) 「実施計画」

実施計画は、基本計画で体系化した施策を計画的かつ効率的に実施するため、必要な事業を示すものであり、財政計画との整合や町民ニーズの高さ等を考慮した個別事業を位置づける具体的な計画として、毎年度の予算編成の指針として定めます。

実施計画の計画期間は、前・後期基本計画のそれぞれ5年間とし、毎年度ローリング方式により計画の見直しを行います。

第2章 鹿追町の特性

(1) 自然条件

本町は北海道の中心、大雪山国立公園の南麓で、北緯43度00分30秒～43度23分28秒、東経142度55分35秒～143度09分06秒に位置し、東西17.7km、南北39.8km、面積は404.69k㎡で十勝総面積の3.74%を占めています。大雪山系の山並みを水源とする然別川が町内を南北に貫流し、鹿追の母なる川として町民に親しまれています。北高南低の扇状に丘陵地帯が広がり、農耕適地となっています。また、気象的には積雪寒冷地帯にあり、割合晴天が多く、降水量・積雪量が少ないものの寒暖の差は大きなものがあります。

(2) 社会背景

本町は、大正10年に音更村（当時）から分村して以来、開拓者の入植等により年々人口が増加し、昭和34年9月1日に晴れて町制施行となり、翌年の国勢調査では10,448人を数えるまでになりました。

日本の経済は神武景気を皮切りに高度成長期に入り、生産力や雇用の拡大、所得水準の向上等飛躍的な繁栄をみました。一方、物価の高騰や人口の都市への集中により過疎・過密・高齢化問題など新たなひずみが生じました。本町も例外ではなく、相次ぐ離農と若者の町外流出により人口が激減し過疎が深刻な社会問題として浮き彫りになりました。

平成の時代に入り減少傾向にあった人口も各種施策により横ばい状態となりましたが、昭和32年より鹿追町に移駐した陸上自衛隊鹿追駐屯地の隊員数は、防衛大綱の見直し等の影響により大幅な減員を余儀なくされ、このところの人口減少の大きな要因となっています。

(3) 国内有数の農業とバイオマスによる資源リサイクルの町

本町は、肥沃な農地を活用する国内有数の畑作・酪農を中心とした大規模農業を展開しています。大規模農業が実現した背景には、国営、道営等の土地基盤整備を中心とした条件整備と、農業近代化施設整備事業による生産の合理化や、高能率大型機械及び生産施設の導入を進め、生産組織の育成と集団活動を推進してきた経過があります。また、JAコントラクター事業を利用し、経営の弾力性とゆとりの創出を実現しています。

近年、国内最大級のバイオガスプラントが完成し、家畜ふん尿から消化液肥の製造、バイオガスを活用した発電、車両用燃料、ハウス栽培など新時代の資源リサイクルの推進が図られています。

(4) 豊かな自然や多様な観光資源・施設等を生かした交流拠点を形成

本町の第二の基幹産業は観光です。雄大な大雪山国立公園の自然に恵まれ、標高800メートルに豊かな水を湛える神秘の湖「然別湖」を中心として、年間70万人を越す観光客が訪れています。冬には結氷した湖面に出現する露天風呂や氷の家「イグルー」が立ち並ぶしかりべつ湖コタンで遊び、夏には水面に降り注ぐ満天の星、太古の昔を彷彿とさせる「ナキウサギ」「永久凍土」が久遠の時に訪れる人々を誘います。

まちには花が咲き誇り、町内3箇所の美術館が文化の香りを漂わせています。

道東自動車道の開通を目前に控え、国内外のお客様をお迎えするホスピタリティの醸成が図られながらの交流拠点が形成され、交流人口の増加と地域全体の活性化が期待されています。



町制施行後の主な出来事

年 度	出 来 事
昭和34年 (1959年)	町制施行 (9月1日) 十勝管内14番目
昭和35年 (1960年)	水槽付消防自動車初めて入る
昭和36年 (1961年)	オショロコマ人工ふ化初めて行われる
昭和38年 (1963年)	全自動式有線放送電話完成
昭和39年 (1964年)	然別国有林280ha 焼失
昭和40年 (1965年)	鹿追、新得、清水3町し尿処理場着工
昭和41年 (1966年)	社会福祉会館新築着工
昭和42年 (1967年)	西上幌内小学校閉校 高台地区簡易水道完成
昭和43年 (1968年)	国営畑地帯総合土地改良事業着工、鹿美小学校・中学校閉校
昭和44年 (1969年)	新然別小学校閉校 ごみ焼却炉完成 畑総事業畑地かんがい工事着工
昭和45年 (1970年)	上幌内中学校閉校
昭和46年 (1971年)	国保病院新築落成
昭和47年 (1972年)	母子保健センター完成 鹿追市街簡易水道完成 第1回白蛇姫まつり開催 帯広鹿追会発足 幌内小学校閉校
昭和48年 (1973年)	鹿追市街「クテクウシ」地番改正
昭和49年 (1974年)	役場新庁舎完成 町営乳牛育成牧場施設完成 北鹿追小学校閉校
昭和50年 (1975年)	陶芸センター (鹿追焼) 完成
昭和51年 (1976年)	「鹿追文芸」誌創刊号の発刊 鹿追町振興公社設立 鹿追高校二間口決定 (定時制廃止) 第1期鹿追町総合計画策定
昭和52年 (1977年)	土地改良区解散 鹿追歯科医院開設 札幌鹿追会発足

年 度	出 来 事
昭和53年 (1978年)	通明中学校閉校 鹿追高校道立移管 鹿追自然ランドオープン 総合研修センター完成
昭和54年 (1979年)	総合スポーツセンター完成 交通事故死ゼロの日1,000日達成 鹿追保育園開設
昭和55年 (1980年)	特別養護老人ホーム開設 鹿追中学校校舎新築落成
昭和56年 (1981年)	コミュニティセンター完成 石勝線開通 鹿追町開基以来未曾有の豪雨災害 第2期鹿追町総合計画策定
昭和57年 (1982年)	上幌内小学校校舎新築落成 第1回町民雪像まつり開催 第1回北方圏視察団派遣 (22名)
昭和58年 (1983年)	第1回然別湖コタンまつり開催 中央公園野外ステージ完成
昭和59年 (1984年)	国営畑地帯総合土地改良事業完了 通明小学校校舎新築落成
昭和60年 (1985年)	札幌交響楽団鹿追演奏会 カナダ・アルバータ州ストニイブレイン町と姉妹提携
昭和61年 (1986年)	農業集落排水事業着工 瓜幕中学校校舎・講堂新築落成 第3期鹿追町総合計画策定 鹿追町社会福祉協議会が社会福祉法人を取得
昭和62年 (1987年)	東京鹿追会発足
昭和63年 (1988年)	瓜幕小中学校自然体験学習制度による生徒受け入れ開始 笹川小学校校舎新築落成
平成元年 (1989年)	「防犯のまち」宣言 「ノーザン・ヒューマンランド・しかおい」自治省指定事業計画採択 (年輪の村構想推進事業)
平成2年 (1990年)	ふれあい農芸公園完成 (年輪の村構想推進事業) ライディングパーク完成 (年輪の村構想推進事業)

年 度	出 来 事
平成3年(1991年)	クテクウシゆうほ村発足 鹿追小学校校舎新築落成 第4期鹿追町総合計画策定 ライディングパークオープン さわやか交流館開館
平成4年(1992年)	瓜幕小学校校舎新築落成 アイスマルク「高原のほほえみ」発売
平成5年(1993年)	町民ホールオープン 然別湖オシヨロコマ遊漁解禁(13年ぶり) 神田日勝記念館開館 トリムセンターオープン 国道274号へ昇格(道道新得本別線、道道清水鹿追線 合計49.1km) 瓜幕自然体験留学センターオープン 農業開発研究所 幼角酒「気快」発売
平成6年(1994年)	まちづくり合同記念式典(ノーザン・ヒューマンランド・しかおい計画の完成、国道274号昇格、開基74周年記念) マイウェアアワーロード事業指定(道道停車場線歩道拡幅工事) 「健康づくりの町」宣言 然別湖畔地区公共下水道供用開始(平成7年3月31日)
平成7年(1995年)	十字街商店街道道歩道拡幅工事完了 鹿追町・ストニィプレイン町姉妹都市提携10周年 十勝発鹿追いちごワイン「然別湖物語」発売 瓜幕保育所改築 瓜幕幼稚園閉園
平成8年(1996年)	瓜幕市街地区農業集落排水(下水道)供用開始(平成8年3月31日) 北海道・黒竜江省友好提携10周年記念事業「友好の翼」外町民代表団中国訪問 東京鹿追会設立10周年記念ふるさと訪問ツアー 日本で初の乗馬耐久競技(エンデュランス)開催
平成9年(1997年)	長崎県鹿町町と姉妹提携 神田日勝記念館入館者25万人達成 全国町村会「町づくり優良町村表彰」受賞
平成10年(1998年)	第6回公共建築賞優秀賞北海道地区表彰式で町民ホールと神田日勝記念館が受賞

年 度	出 来 事
平成11年（1999年）	交通事故死ゼロ 700日達成 健康温水プールしかおいオープン ピュアモルトクラブハウスオープン 第16回全国消防操法訓練大会で鹿追消防団が優良賞受賞 交通事故死ゼロ 1,000日達成 鹿町町少年少女友好訪問団来町
平成12年（2000年）	第44回北海道吹奏楽団体コンクール中学校C編成の部 鹿追中学校吹奏楽部金賞受賞 ピュアモルトクラブハウスが北海道赤レンガ建築賞受賞 女性1日議会 開町80年 「環境美化」宣言
平成13年（2001年）	鹿追町・ストニィプレイン町姉妹都市提携15周年 第1回全日本エンデュランス競技大会 クックガルデンオープン（特産品直売所） 子育て交流館オープン 第3回国際花サミット開催
平成14年（2002年）	神田日勝記念館入館者35万人達成 鹿追町女性団体連絡協議会創立50年記念式典 鹿追高校校舎新築落成 消防団創設80年 子ども議会開催 鹿追町振興公社解散 映画「女はバス停で服を着替えた」完成
平成15年（2003年）	カナダ・ストニィプレイン町姉妹都市友好訪問 賃貸住宅建設促進事業制度創設 女性一日町長（助役、収入役、教育長）の実施 しかおい花フェスタ開催 新得町と任意合併協議会を設立
平成16年（2004年）	道の駅「しかおい」が指定される 神田日勝記念館10周年記念式典 一般廃棄物再生利用施設「ひまわりセンター」オープン メープルホール落成 札幌国際大学と観光に関する協定書調印

年 度	出 来 事
平成17年 (2005年)	花植えるCOMETツアー (花植栽) 開催 新得町・鹿追町任意合併協議会解散 BSEが鹿追町で発生 対策本部を設置 交通事故死ゼロ 1,000日達成 花と芝生の町づくり推進協議会が花のまちづくり大賞 (国土交通大臣賞) を受賞 介護老人保健施設「もみじの里」新築落成 環境についての基本的なきまり条例施行 鹿追駐屯地に90式戦車配備される 道の駅「しかおい」直売所オープン 全日本女子柔道鹿追町強化合宿 西北十勝5町シーニックバイウエイ北海道ルート代表者会議設立 北海道・アルバータ州姉妹提携25周年記念式典
平成18年 (2006年)	鹿追町・ストニィプレイン町姉妹都市提携20周年記念式典 花のまちづくり国際コンクールにて最高賞に次ぐ「五つ花」受賞 道の駅「うりまく」が指定される 道の駅「うりまく」直売所オープン 鹿追町行財政改革大綱策定 地域包括支援センター設置
平成19年 (2007年)	経済観光交流館 (愛称: ほほえみプラザ) 完成 鹿追町環境保全センター完成 鹿追町国民保護計画策定 陸上自衛隊鹿追駐屯地創立50周年記念行事 カルチャーナイトINしかおい2007初開催 町営テニスコート新設
平成20年 (2008年)	鹿追町農業振興センター完成 鹿追町瓜幕自然体験留学制度発足20周年記念式典 ガーデンアイランド北海道ミーティング inしかおい開催 札幌鹿追会創立30周年
平成21年 (2009年)	町制施行50周年記念式典 町制施行50周年記念イメージソング完成 陸上自衛隊鹿追駐屯地の維持拡充を求める総決起大会 鹿追町地域新エネルギービジョン策定 うりまく夢創造館完成

年 度	出 来 事
平成22年（2010年）	<p>シーニックバイウェイ北海道指定ルート「十勝平野・山麓ルート」マイマイガ大量発生</p> <p>町議会初のサンデー議会開催</p> <p>町と町建設業協会「災害応急対策支援に関する協定」締結</p> <p>町と新得警察署「暴力団員による鹿追町公営住宅等の使用制限に関する協定」締結</p> <p>町と帯広地方隊友会鹿追支部「災害時における協力に関する協定」締結</p> <p>開町90年記念式典並びに鹿追町・ストニィブレイン町姉妹提携25周年記念式典</p> <p>長崎県鹿町町との姉妹提携解消</p> <p>鹿追町地域公共交通総合連携計画策定</p> <p>鹿追町まちづくり基本条例施行</p> <p>鹿追町議会基本条例施行</p> <p>北海道・アルバータ州姉妹提携30周年記念式典参加</p> <p>第14回ふるさとイベント大賞2009しかりべつ湖コタン「総務大臣表彰」</p> <p>農業農村整備優良地区コンクール農村振興部門鹿追町環境保全センター「農村振興局長賞」</p> <p>第4回姉妹自治体交流表彰鹿追町とストニィブレイン町との交流事業「総務大臣表彰」</p>



友好の証として描かれた
ストニィブレイン町役場庁舎の壁画

第3章 鹿追町を取り巻く環境

1 【少子高齢化の進行と人口減少社会の到来】

わが国では、平成17年度に出生数が死亡数を下回る状況となり、総人口が減少へ転じる「人口減少時代」へと突入しています。

平成17年の合計特殊出生率は、過去最低の1.26（厚生労働省人口動態調査）となり、長期的な低下傾向を示し、平成19年の北海道の合計特殊出生率は1.20、本町も1.58と少子化の傾向が益々強まってきています。

本町においては、昭和35年の国勢調査で1,970世帯、人口10,448人を数えるまでになりましたが、その後の離農等により減少が進み、平成17年の国勢調査では世帯数は2,214に増え、人口が5,876人となり、65歳以上人口も25%を上回るなど、高齢化とともに核家族化の進行が顕著に現れています。

これらのことから、本町においては、少子高齢化が進み人口が減少する現状を踏まえて、若い世代が子どもを安心して産み育てられる環境と、高齢者が生きがいを持ち、社会参加できる環境を地域ぐるみで構築していくことが求められています。

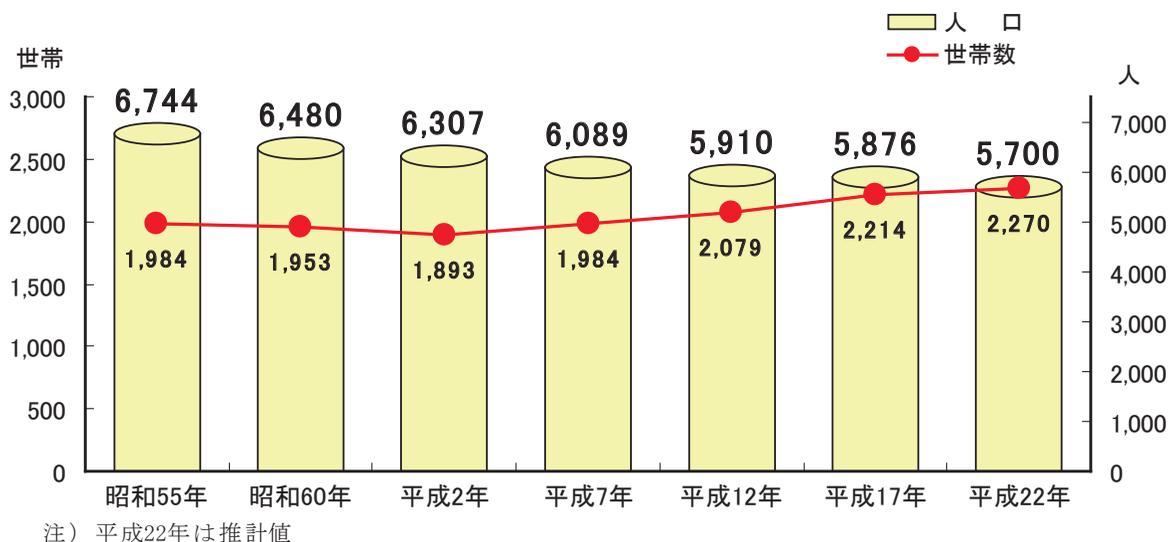


図1 人口と世帯数の推移（資料：国勢調査）

2 【高度情報化の急速な進展】

科学技術の急激な進展は、国内のあらゆる地域の情報通信網の整備を可能にし、本町においても町民の生活や経済活動など様々な分野に大きな変革をもたらしてきました。

町内農村地区にも通信のブロードバンド化が進み、携帯電話の多機能化やインターネット人口の増加、地上デジタル放送の開始などにより、さらに活用の幅が広がる傾向にあります。国内のあらゆる地域との相互通信が可能となった現在、町内外への情報提供、発信、事業活動などに積極的に生かしていくことが求められています。

また、高齢化社会が進展する中で、情報格差（パソコンなどの情報通信技術を利用できる人とできない人の間に生じる格差）をもたらしつつあり、今後さらなる情報網の進展とともに、情報格差の解消とセキュリティ対策が求められています。

ブロードバンド…高度な通信回線（光ファイバー、ケーブルなど）の普及により実現されるコンピュータネットワーク。

3 【価値観・生活様式の多様化】

情報の増加、交通網の発達、交流人口の増加、生活水準の向上、余暇時間の増大等を背景に町民の価値観は複雑多岐にわたり、生活様式の多様化に拍車をかけています。

このため、町民一人ひとりが個性と能力を發揮し、自己責任のもとで多様な生き方を選択・実践できる機会や環境づくり、多様化・高度化する町民ニーズに対応できる質の高いまちづくりが求められています。

4 【国際化の進展】

わが国は、世界の国々との人・モノ・情報などの相互交流により国内各地に国際的交流の流れを飛躍的に増大させてきました。

平成22年、本町ではカナダ・アルバータ州ストニィプレーン町との姉妹提携が25周年を迎えました。鹿追高校生の短期留学を中心として両町交流人口の増大（両町の派遣人数のべ1,596人）とともに、国際交流による人的交流、小中高校のカナダ学の充実等により子どもから大人まで、世界の国々を理解する心が根付きつつあります。姉妹提携交流の充実は国内でも大きな評価を受けています。

産業面では、農業研修生として国外からの受入れ体制が進み、第二の基幹産業である観光面でも、多くの外国人観光客が本町を訪れています。これらの現状を踏まえて、今後さらなる国際化の進展を見据えて、国際交流を進めていくことが必要であり、国際化に対する意識を高めていくとともに、国際化に対応できる人材の育成等を進めることが求められています。

5 【環境問題への対応】

世界経済の進展は地球規模での環境問題をも引き起こしています。わが国の発展も、地球温暖化やオゾン層の破壊に大きな影響を与えてきました。

一方では、資源エネルギーの減少や地球温暖化への対応策などについて、人々の地球環境に対する関心も高まってきています。

本町では、環境保全センターの建設、新エネルギー・省エネルギー対策などの地球環境に配慮した施策について研究・実践をしています。今後は、経済活動のあり方や、町民意識、ライフスタイルを見直し、自然と共生する環境負荷の少ない循環型の社会形成と、豊かな自然を次代に引き継いでいくことが求められています。

6 【産業構造】

わが国の産業構造は、高度情報化の進展に伴う情報関連サービスの需要拡大、高齢化の進行や健康に関する意識の高まりなどによる保健・医療・福祉等のニーズの増加などにより第3次産業の比重が高まってきています。

本町は、わが国の食糧基地を標榜する北海道十勝の中でも有数の農業地帯であり、基幹産業の農業は土地改良などの基盤整備が進み平均経営面積が約44.9haで、一農家あたりの規模拡大が進んでいます。また、第二の基幹産業としての観光は然別湖を中心として、グリーンツーリズム、花と芝生のまちづくり等での集客で町を賑わしています。

今後も、安心・安全な農畜産物の生産振興による第1次産業の振興と合わせ、観光と商工業の振興に力を注ぐことが求められます。

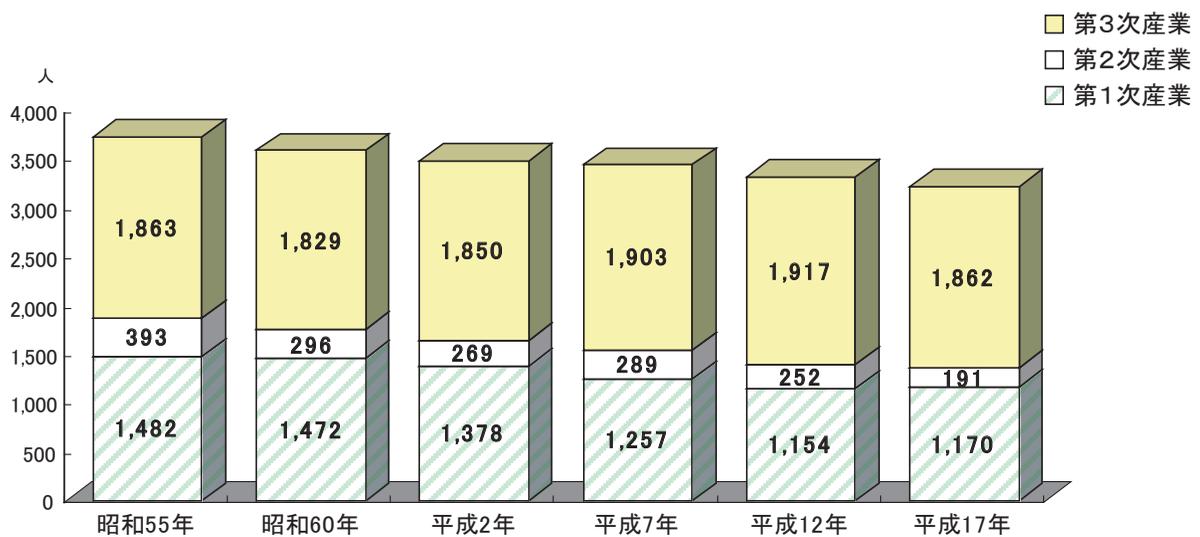


図2 産業別就業者数の推移（資料：国勢調査）

7 【構造改革・規制緩和の進行と地方分権の進展】

「地方分権一括法」の施行により、地方自治体はこれまで以上に自主性・自立性を確立し、地域の特性を生かしたまちづくりや簡素で効率的な行政運営を求められています。

このような中、国から地方への税源移譲、国庫補助金の廃止・縮減・地方交付税制度の見直しからなる、いわゆる「三位一体の改革」の推進や経済の低迷により、地方自治体の歳入は大幅に減少してきている一方で、事務・権限移譲により事務量が増加してきています。

今後は構造改革や規制緩和の進行が予想される中、地方自治体はさらに厳しくなる財政状況での地方分権の進展に対応していくため、より効率的で効果的な行政運営を図るなど、自立した町を形成していくことが求められています。

グリーンツーリズム…ファームインや農村体験など、農業地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

花と芝生のまちづくり…鹿追町環境美化宣言（H12.9.1制定）により、花と緑による潤いのある街並みの景観整備並びに観光客誘致のための政策。

事務・権限移譲…都道府県が法令に基づき行う事務・権限を市町村と協議し、譲り移すこと。鹿追町では、住民サービスの向上や自主自立のまちづくりを目指し、旅券発給事務や環境関係など、広範な事務・権限を移譲。

このため、町民の多様なニーズに応える行政能力の向上や財政基盤の強化に努めるとともに、町民参加のもとで、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現に向けた取り組みを進めることが必要となっています。

また、国・地方を通じた厳しい財政状況を背景に、安定した地方行政の基盤を構築するため、道州制などの地方自治制度そのものの改革に関する議論が進められています。このような中、町民の日常生活圏の拡大や多様化・複雑化する行政需要に対応するため、様々な行政分野で積極的な広域行政を展開していくことが求められています。

8 【協働のまちづくり社会の構築】

急変する社会経済情勢に伴い、多様化・高度化する町民の行政需要や地方分権の進展による国や北海道からの事務・権限移譲など行政事務の増大への的確な対応が求められています。

このため、これからのまちづくりのあり方は、町民やNPO、ボランティア、企業など多様な主体と行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を認識し、協力しながら進める協働のまちづくり社会の構築が必要となっています。

また、福祉や教育、環境など地域を取り巻く様々な課題に対して町民が積極的に取り組んでいくための住民自治の仕組みづくりも重要となっており、町民と行政の情報共有化による信頼関係の構築、コミュニティ活動の充実・強化を図るための人材育成や支援などが求められています。

道州制…国内をいくつかのブロックに分けて、広域自治体である道州を設置し、大幅な権限の移譲を行うとともに地域コミュニティや民間の役割を高めていくことにより実現する地域主権型の自治の仕組み。

NPO… (= Non Profit Organization) 非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことをいい、ここでは、特定非営利活動促進法（H10.3）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。

コミュニティ…町内会のような地縁型の共同体や地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき。

第2編 基本構想

第1章 鹿追町の将来像

第2章 基本理念

第3章 施策の大綱

第4章 まちづくりの推進体制

第5章 施策の体系



第1章 鹿追町の将来像

第1節 鹿追町の将来像

鹿追町は、北海道の屋根といわれる大雪山系と日高山脈を境として太平洋に広がる十勝平野の北西部に位置しています。開拓の時代には鬱蒼とした大原始林も先人の弛まぬ努力で肥沃な大地に変貌し、基幹産業の農業は規模拡大が進み北海道内でも有数の農業地帯となっています。

また、然別湖を中心とした観光をはじめ、体験型観光の普及により新たな観光振興が図られています。

大正10年に音更村（当時）から分村以来90年の歴史を刻み、その歴史と文化、特性などを生かして、まちづくりが進められてきました。これまでのまちづくりの成果を十分に尊重しながら、新たな個性を創出し、魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

先人の努力によって育まれた多様な地域資源や特性をさらに磨き、可能性を見据えながら、町民、地域が一体となって取り組み、協働のまちづくりを実現していく鹿追町の将来像を以下のよう描きます。

「生きて（経済の発展）生きる（福祉の増進）」まちに

鹿追町には、自然あふれる環境の中で、心豊かに生きる町民と、肥沃な大地に根ざす農業を中心とする活力あふれる社会が形成されてきました。

ブロードバンドの飛躍的な展開による情報化や高速交通網の進展、地方分権社会の到来など、時代は益々急激に変化しており、人々が安心・安全な地域社会の中で日常を送られるよう、変化に対応する自治体の能力が問われる時代であることを再認識していく必要があります。

これから10年間の本町のまちづくりは、不断の工夫と努力による活気あふれる産業振興を目指すとともに、町民が健康で明るい生活を営めるよう保健・福祉・医療・介護・教育の充実、住環境の整備・街並み景観形成等が必要です。

これらを実現するためには、生涯学習を充実し地域住民によるコミュニティづくりの推進とともに、総合的かつ積極的な行政施策の展開が求められることから、次の基本理念を踏まえて施策の大綱を定め、「生きて（経済の発展）生きる（福祉の増進）」まちづくりを目指すものです。

第2節 将来の指標

1 人口

わが国の人口は平成16年をピークに減少に転じ、本格的な人口減少時代を迎えており、国全体の人口推計と同様に、本町の人口についても、今後減少傾向が続くことが予想されます。

本町では近年、福祉産業の町内開業や農業研修生・従事者の増大、移住者施策などにより、減少傾向は緩やかになっていましたが、今後も少子高齢化の進展などにより、核家族化とともに年少人口の減少傾向が続くことが予想されます。これらの実態を踏まえ、本計画に基づき、産業振興による雇用の創出や、子育て支援、福祉、生活環境、教育環境の充実など、積極的な取り組みを展開することによって、平成32年における人口は5,700人を目標とします。



注) 平成22年は推計値、平成32年は目標値

図3 総人口及び年齢（3階層）別人口（資料：国勢調査）

表1 総人口及び年齢（3階層）別人口（資料：国勢調査）

区分	1990年 (平成2年)		1995年 (平成7年)		2000年 (平成12年)		2005年 (平成17年)		2010年 (平成22年)		2020年 (平成32年)	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総数	6,307	100.0%	6,089	100.0%	5,910	100.0%	5,876	100.0%	5,700	100.0%	5,700	100.0%
0歳～14歳	1,354	21.5%	1,188	19.5%	1,029	17.4%	869	14.8%	811	14.2%	820	14.4%
15歳～64歳	4,100	65.0%	3,896	64.0%	3,700	62.6%	3,627	61.7%	3,458	60.7%	3,180	55.8%
65歳～	853	13.5%	1,005	16.5%	1,181	20.0%	1,380	23.5%	1,431	25.1%	1,700	29.8%
世帯数	1,893	—	1,984	—	2,079	—	2,216	—	2,270	—	2,380	—

注) 2010年は推計値、2020年は目標値

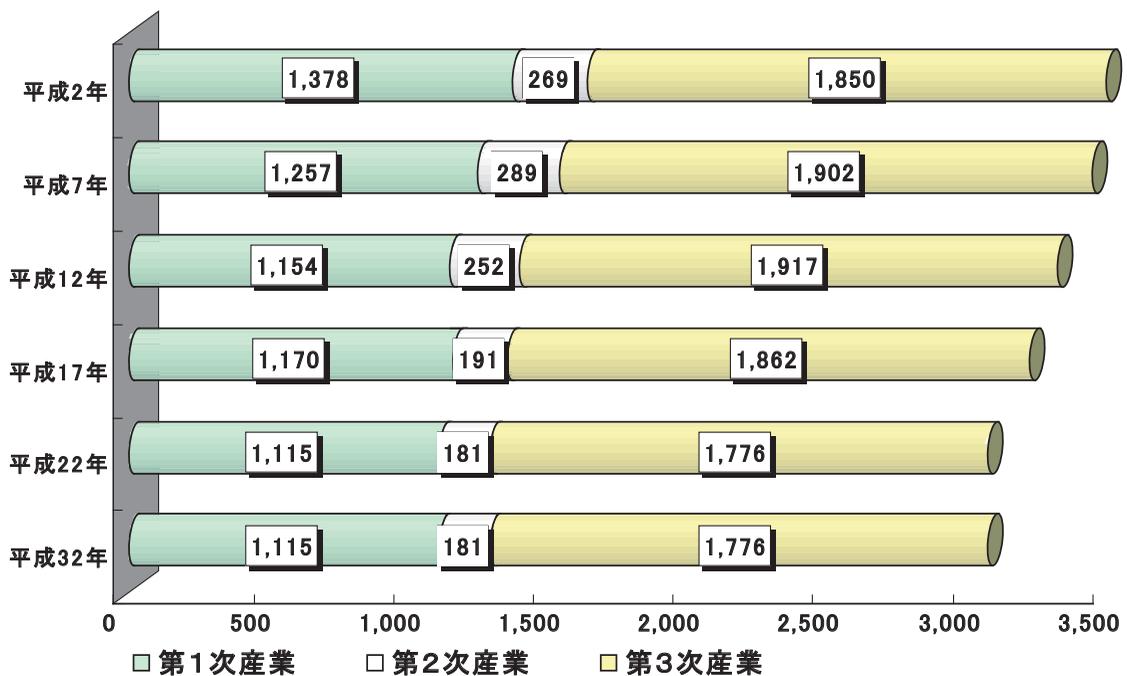
2 就業人口

本町の就業構造は、基幹産業の農業を中心とした第1次産業と、陸上自衛隊の駐屯地を有することに起因して給与所得者等第3次産業が多く、第2次産業のきわめて少ない構造になっています。

目標年次の就業人口は、第1次産業では、今後も基盤整備・農業の大規模化が進みますが、従業員等の雇用の創出により現状維持を見込みます。

第2次産業の建設業・製造業等については、厳しい社会情勢の中、新たな起業の動きもあり、各種振興策により横這い状況が続くものと見込まれます。

第3次産業については、グリーンツーリズムの活性化など観光産業の振興により、就業人口維持が見込まれます。



注) 平成22年は推計値、平成32年は目標値

図4 産業別就業人口 (資料: 国勢調査)

表2 産業別就業人口 (資料: 国勢調査)

区分	1990年 (平成2年)		1995年 (平成7年)		2000年 (平成12年)		2005年 (平成17年)		2010年 (平成22年)		2020年 (平成32年)	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総数	3,497	100.0%	3,449	100.0%	3,323	100.0%	3,223	100.0%	3,073	100.0%	3,073	100.0%
第1次産業	1,378	39.4%	1,257	36.4%	1,154	34.7%	1,170	36.3%	1,115	36.3%	1,115	36.3%
第2次産業	269	7.7%	289	8.4%	252	7.6%	191	5.9%	181	5.9%	181	5.9%
第3次産業	1,850	52.9%	1,903	55.1%	1,917	57.7%	1,862	57.8%	1,776	57.8%	1,776	57.8%

注) 2010年は推計値、2020年は目標値

第2章 基本理念

遠く大雪の峰をのぞみ、平和の象徴めおと山のすそのに広がる豊穡の地鹿追を、次代の子どもたちの世代に引き継げるよう大切にするとともに、先人により築かれた伝統と文化を生かしたまちづくりを推進します。

町民と議会・行政、町民と町民、それぞれの立場でお互いが信頼し合い、協働して「自分たちのまちは、自分たちでつくる」ことを基本に、町民一人ひとりが町を愛し、誇りに思い、いきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

また、良好な生活環境の整備や、産業の活性化を通じて町の魅力を高めるとともに、行財政改革の推進や近隣市町村との交流・連携を深め、広域的な行政を推進します。

『生きて（経済の発展）生きる（福祉の増進）まちに』を実現するために、

- 心豊かでいきいき健やかな人づくり
- 安心・安全に暮らせる快適な環境づくり
- 活力と魅力あふれる産業づくり
- 町民と協働で進めるまちづくり

を基本理念に、時代に合致した自立したまちの形成を目指します。

【心豊かでいきいき健やかな人づくり】

少子高齢化が進展する中で、生涯にわたり健康で生きがいを持って自立した生活をして行くことは全ての町民に共通した願いです。

このため、健康づくりの推進や医療の充実、地域で見守り支え合う環境づくりなどを進め、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無にかかわらず健康で安心した生活を享受できる地域社会の形成を目指します。

一方、自主・自立のまちづくりを進めていく上では、全ての町民がまちづくりの主役となり、地域の次代を担う人材の育成が重要であることから、全ての町民が、それぞれのライフステージに応じて学べる生涯学習社会の環境づくりを進めるとともに、児童・生徒の豊かな感性や学ぶ力、生きる力を育む教育を推進していきます。

また、スポーツ活動や健康づくり活動などを通じた交流がいきいきと展開するまちを目指します。

【安心・安全に暮らせる快適な環境づくり】

地球規模で温暖化やエネルギー資源の減少などの環境問題が顕在化する中、本町では大自然の恵みを享受し、環境に配慮したまちづくりを進めてきましたが、今後も産業活動・町民生活レベルでの積極的な取り組みが求められています。

このため、環境学習の推進や啓発活動の充実を図り、資源循環型のまちづくりを推進します。

少子高齢化…出生率の低下により子どもの数が減ると同時に、平均寿命の延びが原因で、人口全体に占める子どもの割合が減り、65歳以上の高齢者の割合が高まること。

ライフステージ…人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

また、地震や豪雨・豪雪などの自然災害、多様化する犯罪、交通事故等の未然防止のため、防災・防犯・交通安全対策、消防組織、各種施設等の充実や住環境の整備、駐屯地との連携等により安心・安全な生活環境を確保し、町民が住み続けたいと感じる快適なまちを目指します。

【活力と魅力あふれる産業づくり】

道東自動車道の開通が目前に迫り、札幌市など道内主要消費地との流通が容易になることによる地域産業の活性化や交流の充実への取り組みが進められています。

日本の食糧基地として、基幹産業である農業の基盤整備をはじめ、安心・安全な農産物の流通による供給体制の確立が必要です。一方、地域経済を支える柱である商工業の振興は、地域における雇用の安定と拡大・町民所得の向上をはかる上で重要な課題です。このことから、地域産品の付加価値を高める第2次・第3次産業の振興、さらには新たな起業を支援し、雇用の創出など、活力ある産業が展開するまちを目指します。

また、観光拠点としての然別湖はもとより、花と芝生の街並み景観、美術館、郊外に点在するレストランも含めた町全体が一体となった多様な資源・特性を生かした魅力あふれる観光地づくりとネットワーク化による広域観光を推進します。

これらのことにより、異業種間や地域間での産業を通じた交流や観光振興を軸とした域内・域外との交流などが活発に展開される活気と賑わいに満ちたまちを目指します。

【町民と協働で進めるまちづくり】

地方分権が進む中で、国は「地域主権」の考え方を打ち出し、まさに地域が自らの力で地域をつくる時代を迎えています。

真の住民自治を進めるために、町民一人ひとりの自主的な参加のもとで、町民の声を反映しつつ透明性の高い簡素で効率的な行政運営によるまちづくりを目指します。

第3章 施策の大綱

町民の福祉増進と経済の発展を図るとともに、まちの活性化を総合的かつ計画的に推進していくため、「保健・福祉・医療・介護」「学校教育・生涯学習」「環境保全・町民生活」「産業振興」「協働のまちづくり」の5つの分野の施策の大綱を定めます。

第1節 生涯健やかに思いやりの心あふれる地域づくり

【保健・福祉・医療・介護】

① 健康保持増進のために

町民が生涯にわたって健康でいきいきと生活できるよう、「食育の推進」・生活習慣病予防をはじめ、疾病の早期発見・早期治療のために各種検診・保健指導の充実や地域でのリーダー育成、健康づくり団体との連携、トリムセンターと医療機関等との有機的な連携、健康づくりを支える推進体制づくりや保健・医療情報の提供をはじめとする保健活動の充実など、町民一人ひとりの健康づくりへの支援を総合的に推進します。

町民の健康と老後の生活を支える健康保険・老人保健・介護保険事業の向上に努めます。

② 思いやりの心豊かな社会づくりのために

全ての町民が生涯にわたり心身ともに健康で、地域において多様な社会活動に参加するなど、思いやりの心に満ち、自立した生活の中で生きがいのある毎日を送ることのできる地域社会の形成に努めます。

また、少子化が進行する中で子育てや介護などについて地域のコミュニティづくりが求められていることから、地域住民の相互協力のもとに児童福祉の向上や母子・寡婦・父子家庭の支援、子育て支援サービスの充実に向けて助け合いの環境づくりを進めます。

③ 生涯現役で生きがいの持てる高齢社会のために

高齢社会の到来を踏まえ、全ての人々が健康で生涯現役の生活が営めるよう、各種スポーツ活動の振興・敬老会・高齢者学級の開催・地域活動などによる社会参加機会の充実と、寿勤労会など就労機会の確保に努めます。

特に高齢者や障がい者の社会参加に配慮し、福祉サービスの充実や居住環境・生活環境の整備を推進します。

④ 誰もが安心して暮らせる医療確保のために

健康づくりや疾病予防、地域医療体制の中心としていつでも誰でも安心して受診できる地域医療の確保が必要です。「保健」、「福祉」、「医療」、「介護」が統合された地域包括医療を進め、町民一人ひとりのニーズに対応した地域医療の確保を総合的に推進します。

第2節 自ら学び行動する心豊かな人づくり

【 学校教育・生涯学習 】

① 鹿追ならではの学校教育推進のために

未来に生きる子どもたちの「生きる力」の育成のため、小中高一貫教育などの鹿追ならではの教育をはじめ、家庭・学校・地域の教育力の向上に向けた取り組みを進め、国際化する社会に生きる子どもの教育に努めます。

学校体育、学校保健、学校安全、学校給食等の領域が、独自の機能を担いつつ相互に関連を図りながら子どもたちの健康・安全の保持増進を推進します。

② 自ら学び行動する人間形成と心豊かな地域社会のために

子どもから高齢者まで、全ての町民が生涯各期にわたり継続して学習できる環境の提供に努め、学習の成果を発揮できる機会づくりを推進します。

また、地域社会の変化とともに多様化する町民の学習ニーズに応えるため、芸術・文化・スポーツをはじめとする生涯学習機会の提供や指導者の育成、町民ホールをはじめとする各種社会教育・社会体育施設などの拠点施設の整備と文化財の保存・白蛇姫舞などの郷土芸能の伝承を推進します。



第3節 人と自然にやさしい循環型生活環境づくり

【 環境保全・町民生活 】

① 人と自然にやさしい住環境充実のために

豊富な緑や美しい自然環境を次代へ引き継いでいくことは私たちの大きな責務であることから、花と芝生のまちづくりのさらなる推進とともに、ごみの資源化・再利用、リサイクルの推進、不法投棄対策の強化のほか、新エネルギーの導入に関する検討、環境教育、環境学習の充実など、町民の意識啓発に努め、地球にやさしいまちづくりを推進します。

また、人にやさしい公園の管理や移住・定住施策の推進、既存公営住宅の長寿命化と適正供給、ユニバーサルデザインを取り入れた住宅の建設など、民間活力を高めながら官民一体となり、充実した住環境の整備を推進します。

② 安全で住みよい暮らしのために

鹿追町は大雪山のふもとにあって、比較的風水害の少ない土地柄ですが地震などの災害に備えて防災計画の推進、消防・救急業務の徹底が必要です。

また、日常の安全で住みよい暮らしのために交通安全・防犯意識の高揚や、公共交通の利便、道路管理、基地対策の強化とともに、駐屯地維持拡充などを推進します。

③ 自然環境保全と育成のために

大自然に囲まれた自然豊かな町を標榜する本町の自然環境を保全し、河川環境の整備や森林の総合的な維持と活用を図ります。

④ 自然環境と調和した土地利用のために

土地は、現在および将来における限られた資源であるとともに快適な生活と産業活動を支える共通の基盤であることから、時代のニーズに適応した移住定住促進のために低価格宅地分譲をはじめ、遊休地の有効活用、自然環境を守るために自然と調和した景観形成に配慮した土地利用基本計画を策定します。

ユニバーサルデザイン…障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などを設計すること。

官民一体…官（官庁、役場）と民（民間企業等）が連携・協力して事にあたること。

基地対策…自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政等に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、防衛施設と周辺地域との調和を図るために行われる対策のこと。

第4節 持続性に富み活力ある産業づくり

【産業振興】

① 持続性に富み活力ある農業の創造のために

地域の活力を担う農業をさらに発展させるため、農業全般にわたるさらなる基盤整備、鳥獣害及び家畜伝染病対策を行うとともに、国の「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき導入される「戸別所得補償制度」「6次産業化」などに適正かつ迅速に対応しうる生産体制の確立と地域の活性化を進めます。

また、意欲ある農業者や経営体を支援し、生産技術の高位平準化に向けた取り組みを進めます。消費者に信頼される安心・安全なブランドの確立・農商工連携促進・地産地消の推進とともに、地域イメージを確立する取り組みにより農業者個々の経済力の向上を目指します。

② 意欲ある多様な農業者の育成・確保のために

多様化する消費者ニーズに的確に対応するため、地元で生産された農畜産物を加工し、付加価値を高める取り組みや農業と観光を結ぶグリーンツーリズム、バイオマス等を用いた新たな事業に取り組みます。また、子どもから大人まで幅広く食に対する理解を深めるため、「食育」や「地産地消」を推進します。

③ 効率的な林地活用と活力ある森林施業のために

地球温暖化防止に大きく貢献する森林について、国の支援等も活用しながら計画的な森林施業を図り、林地の保全・資源の活用に努めるとともに、違法伐採や無許可伐採などの未然防止、さらには森林組合などの関係団体育成強化や後継者の育成を図り、活力ある森林施業を進めます。

④ 活気あふれる商工業の推進のために

地域経済を支える商工業の振興にあたっては、活気あふれる商店街づくりを進めるため、地元購買力回復活動の充実とともに、花と芝生のまちづくりとの融合、商工会・観光協会・農協・道の駅との連携による観光客誘致を進め、地場製品の販売強化と、然別湖を代表する魚「オシヨロコマ（ミヤベイワナ）」等の特産品の有効活用を促進します。

新たな食料・農業・農村基本計画…食料・農業・農村基本法（H11.7）に基づく基本計画（H22.3制定）。食料・農業・農村政策を日本の国家戦略に位置づけ、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を明記。

戸別所得補償制度…新たな食料・農業・農村基本計画に位置づけられた大きな柱の一つ。標準的な生産に要する経費と標準的な販売価格の差額分を交付する仕組み。

6次産業化…1次産業×2次産業×3次産業のことで、それぞれの産業が一体となり総合産業（6次産業）としての発展をめざすこと。どれかが欠けても0になるため、いずれも欠かせない産業間連携のあり方。

バイオマス…家畜ふん尿、稲わら、食品廃棄物などの再生可能な生物由来の有機性資源（石油や石炭などの化学資源を除く）。

食育…食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

地産地消…地域生産地域消費の略語。地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

オシヨロコマ…サケ科イワナ族の淡水魚で北海道北東部の河川に分布。その中でも然別湖に生息しているものは陸封されていることによる特異な生態系から別名ミヤベイワナと呼ばれている。

また、郊外型の大型店が隣接町に多数展開する中で、多様な消費ニーズを満たすため、経営指導体制の強化や人材育成に努め、鹿追ならではの商いの工夫とサービスの展開を促し、自立的な発展を支援します。

⑤ 豊かな自然と調和する心ふれあう観光推進のために

本町には、豊かな自然を求めて多くの観光客が訪れ、自然体験や乗馬などのアウトドア活動・農業体験や花と芝生のまちづくりなどが脚光を浴び、地元のレストランでの食文化と合わせて多彩な観光資源を創出しています。

道東自動車道の開通による交流人口の増減が予測される中、特色ある資源を生かした観光拠点の充実とともに、効果的なPR活動の推進により魅力ある観光地の創造を目指します。



第5節 町民参加による協働のまちづくりの実現に向けて

【協働のまちづくり】

① 透明性の高い簡素で効率的な自治体運営の確立のために

「地域主権」改革が進められる中で、透明性の高い簡素で効率的な自治体運営の確立が求められています。このためには職員定数の適正化・職員の資質向上等による行政組織体制の強化、新公会計制度や財務会計システムの導入・IT化などによる行政事務の透明化、行財政改革の見直しなどによる効率的かつ質の高い住民福祉の向上を目指します。

② 町民参加による協働のまちづくりと国際社会理解のために

これからのまちづくりには「町民との協働によるまちづくり」が必要不可欠です。このために「鹿追町まちづくり基本条例」に基づき、政策形成過程への町民参画を促進し、住んで良かったと思える自立したまちづくりを推進します。

また、国際交流では、ストニブレイン町との25年にわたる交流により国際理解と国際的感覚の醸成が図られ、今後も相互の情報交換・親善を深める交流を進めます。国内の姉妹交流・各ふるさと鹿追会については他地域との情報交換の必要性を踏まえて、交流を促進します。

第4章 まちづくりの推進体制

基本構想の推進に当たっては、全ての施策に共通する以下の3つの視点を念頭におきながら、鹿追町の将来像「生きて（経済の発展）生きる（福祉の増進）まちに」の実現に向けた取り組みを進めます。

第1節 協働社会の構築

基本構想の推進に当たっては、町民・議会・行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を認識し、地域における福祉活動や人づくりなど様々な分野での活動を主体的に行う地域コミュニティを形成していくことが重要であり、町民等と行政との情報の共有化と、町民のニーズや意見を的確に把握するとともに、コミュニティ活動の充実強化を支援します。

また、全ての町民が主体的・積極的にまちづくりに参画できる機会や仕組みづくりに取り組み、町民が主役の分かりやすい、開かれたまちづくりを進めることが必要です。そのためには、各種の分野において、町民やNPO、ボランティア団体などの多様な活動主体が、積極的に行政に参画できるよう、行政の担うべき役割の明確化と重点化を図るとともに、行政との協働によるまちづくりを進める環境づくりに努めます。

第2節 効率的・効果的な行財政運営にむけて

社会経済情勢などの変化に伴い多様化・高度化する町民の行政需要や地方分権の進展による行政事務の増大などに的確に対応する、効率的な行政運営と総合的な施策等の推進体制の確立が強く求められています。

このため、時代の変化等に適切に対応する行政組織・機構の見直しを適宜・適期に行うとともに、職員一人ひとりの意識改革・資質向上とあわせた行政評価制度の確立や事務改善、職員数の適正化、人件費の抑制等の改革に積極的に取り組み、町民へのサービスの質向上に努めます。

町有施設に関しては、運営の効率化を基本に、必要に応じ整備・改修・整理を行い、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入を積極的に検討していきます。

町民税などの受益者負担に関しては、その適正化を図るとともに、限られた財源の中で、経費のより一層の重点化・効率化を図り、効率的・効果的な財政経営を展開し、時代に対応する行財政運営に努めます。

指定管理者制度…それまで地方公共団体が自ら行っていた公共施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

受益者負担…国および地方公共団体が、その公共施設などの利用によって利益を受ける個人または一定地域の住民に、施設の建設・維持費の一部を負担させること。(例) 道路の建設・維持費にあてるための揮発油税や自動車取得税。

第3節 広域行政の連携推進

町民の日常生活圏の拡大、広域化に伴い、様々な分野で行政区域を越えた広域的な対応が求められている中、このようなニーズに対応し、町民の生活利便性の向上と行政の効率化を図るために、近隣市町村同士がそれぞれの機能を発揮し相互の連携と協調を図りながら、消防や広域観光の推進など広域行政の連携推進に努めます。

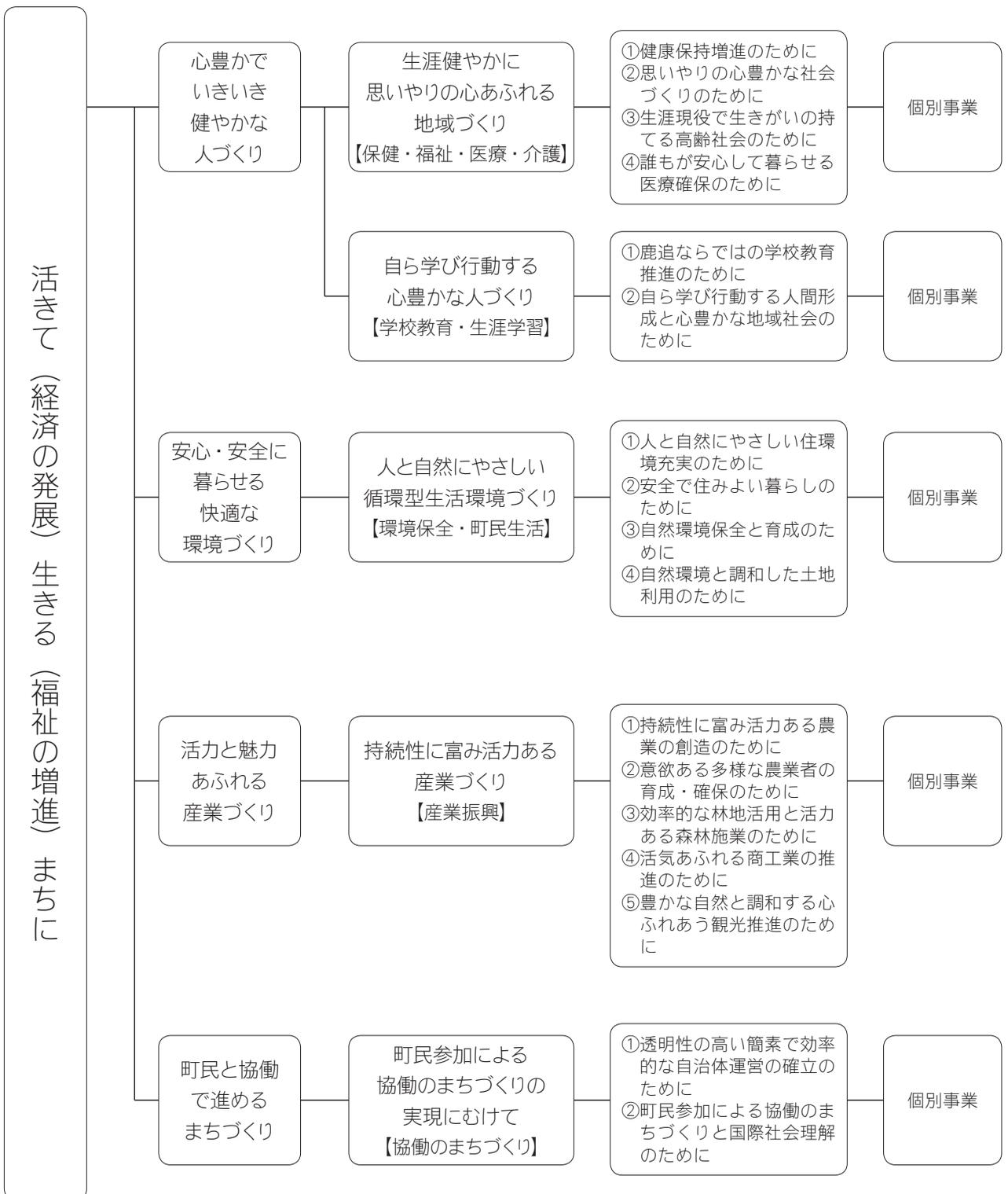
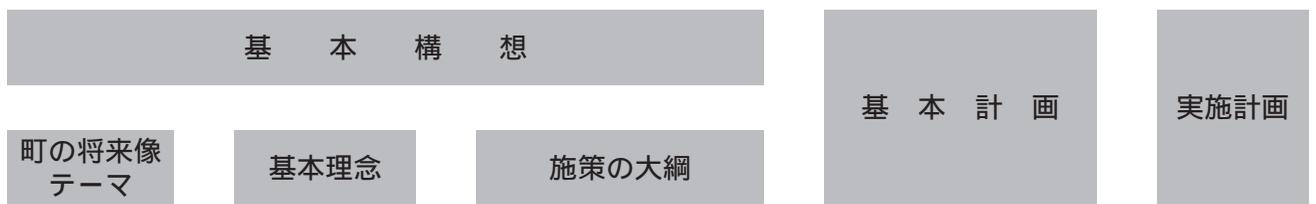


鹿追町役場庁舎



ウリマックホール

第5章 施策の体系



基本構想
第五章 施策の体系

第3編 基本計画

第1章 心豊かでいきいき健やかな人づくり

第2章 安心・安全に暮らせる快適な環境づくり

第3章 活力と魅力あふれる産業づくり

第4章 町民と協働で進めるまちづくり



第1章 心豊かでいきいき健やかな人づくり

第1節 生涯健やかに思いやりの心あふれる地域づくり【保健・福祉・医療・介護】

1 健康保持増進のために

基本目標

- 健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上を図る支援体制を強化します。
- 母子保健の一層の推進のために、子育て家庭への支援や社会環境の拡充と改善を図ります。
- 成人保健の推進には、国の健康施策の重点目標を基準に疾病の予防等について個別指導と健康増進への支援強化を図ります。
- 高齢期における認知症・寝たきり予防のために個別・集団指導の充実を図ります。
- 住民参加の健康づくりに向け、組織活動の充実と関係団体との連携を図ります。
- 国民健康保険事業の安定化を図り、疾病予防を重点に町民の健康管理、増進を図ります。

現状と課題

- 日本は世界一の長寿国となりましたが、一方では、認知症や寝たきり等の介護を必要とする方が増加しています。要介護状態に陥る最も大きな要因は「生活習慣病」といわれています。乳幼児から高齢者までの全ての世代を通じて、病気にならないように、健康に良い生活習慣を身につけることが必要です。

健康づくりは、個人の責任において自発的に取り組むべき課題ですが、社会全体としても、個人の主体的な健康づくりを支援することが求められています。全ての町民が心身ともに健康で明るい生活が営めるよう、若い世代から積極的な健康づくりや、各種検診等の利用を促進するとともに、個別支援を強化し、疾病の早期発見・早期治療につながる総合的な保健事業を推進します。

また、平成13年より10ヵ年計画で行ってきた「いきいき健康計画21 in しかおい」が平成22年度に最終となり、これまで行ってきた各調査の分析の結果を踏まえ、有効に活用した健康促進事業の確立を図ります。

- 組織強化については、健康づくり推進協議会を核として、本町の健康づくりの推進に向け各事業を実施します。情報化時代といわれる今日において、町民に正確な情報提供を行い、自らが選択できる環境づくりに努め、個々の意識変革、行動変容が図られるよう相互理解の上、組織を活用します。また、主体的な事業への取り組みがなされるよう、保健推進員及び食生活改善推進員・その他関係団体のマンパワーを活用し、各団体の連携を図り保健事業を展開し、組織強化を進めます。

施策の体系

- 健康促進（ヘルスプロモーション）事業の推進
 - ①公衆衛生学の専門家と連携した分析結果をもとにした課題の解決
 - ②食育の推進
- 母子保健対策の強化
 - ③母性・父性に対して相談・健康教育の支援強化
 - ④乳幼児に対して相談・健康教育・離乳食指導の支援強化
 - ⑤子どもを生み・育てやすい環境の整備
 - ⑥青少年に対し思春期保健の強化

健康寿命…人生の中で健康で障がない期間（支援や介護を要しない期間）。
 生活の質（QOL）…一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質をさす。人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかを尺度としてとらえること。
 生活習慣病…食生活や喫煙、飲酒、運動不足など生活習慣との関係が大きい病気のこと。従来は「成人病」と称し、日本人の三大死因である癌（がん）、心臓病、脳卒中のほか、糖尿病、脂質異常症、痛風、肥満、歯周病などが含まれる。
 いきいき健康計画21 in しかおい…町民一人ひとりが自らの健康をコントロールし、いきいきと人らしく健康で長生きできるように、発達段階に応じた健康を自ら調整し、意識改革と行動変容を支援すること。町民アンケートの結果を元に課題を見つけ、優先順位をつけた対策が10本に分れている。
 公衆衛生学…地域社会の努力を通して、病気を予防し、生命を延長し、身体的・精神的機能の増進を図る科学のこと。

■ 成人保健対策の強化

- ⑦栄養（食生活）運動（身体活動）休養（こころの健康づくり）の健康教育を強化
- ⑧生活習慣病に関わる個別・集団指導の充実
- ⑨各種検診内容の充実と事後指導の強化
- ⑩情報の収集管理と効果的活用並びに提供
- ⑪関連機関との連携

■ 老人保健対策の強化

- ⑫栄養（食生活）運動（身体活動）休養（こころの健康づくり）の健康教育を強化
- ⑬個別・集団指導の充実
- ⑭認知症・寝たきり予防教室等の強化
- ⑮各種検診内容の充実と事後指導の強化
- ⑯関連機関との連携

■ 健康づくり組織の充実・強化

- ⑰健康づくりに関わる健康機関、団体との連携
- ⑱各関係機関及び地区組織を対象に健康づくり運動の推進と強化及び参画の要請

施策の具体的内容

■ 健康促進（ヘルスプロモーション）事業の推進

①公衆衛生学の専門家と連携した分析結果をもとにした課題の解決
生活習慣病等の循環器系疾患の増加を抑制するために、公衆衛生学の専門家による分析結果をもとに、地域性を考慮した集団・個別の健康増進に努めます。
②食育の推進
健康の源である「食」は欠かすことのできない大切なものであることから、食育の推進とし位置づけ、各家庭から食育推進が実践できるよう、食に関する教室の開催や情報提供を実施します。

■ 母子保健対策の強化

③母性・父性に対して相談・健康教育の支援強化
妊娠を機に、ママ・パパ教室をとおして母性・父性の認識を再確認し、相互の役割を理解し協力できる子育てができるよう、健康教育・相談を実施します。
④乳幼児に対して相談・健康教育・離乳食指導の支援強化
乳幼児の心身の発達を促す支援の強化として、適正月齢ごとの健康診断、健康相談、離乳食指導及び離乳食訪問などの健康教室の推進、さらに新生児や何らかの問題を持つ子どもに対し、早急な対応・支援を行い、親の理解と意識の高揚を図ります。また、児童相談所、十勝総合振興局、幼稚園保育園（所）等関係機関との連携強化に努めます。
⑤子どもを生み・育てやすい環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦に対し、妊娠早期からの定期検診の勧奨に努め、妊娠期の異常を早期発見し、個々に応じた技術支援・経済支援を展開します。また、子育て支援の環境づくりを推進するため、子育て支援センターと連携を深め、育児相談等個々の問題点解消に努め、両親が主体性を持つ子育てを支援強化します。 ・特定不妊治療に係る治療費は高額で、経済的、肉体的な負担が大きいため、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成し、子どもを生み・育てやすい環境を整備します。
⑥青少年に対し思春期保健の強化
青少年に対しては、学校保健分野との連携を密にし、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、思春期保健を強化し、新しい時代を築く子どもたちに正しい知識を伝え、健全育成を支援強化します。

循環器系疾患…血液の通り道である血管と、血液を循環させる役割をする心臓などをまとめて、循環器系と呼称する。
 循環器系疾患の例：動脈硬化、高血圧症、狭心症、心筋梗塞、不整脈、心臓病、運動中突然死、大動脈瘤など
 食育…（再掲）23ページ参照

■ 成人保健対策の強化

⑦栄養（食生活）運動（身体活動）休養（こころの健康づくり）の健康教育を強化
現在、日本における食生活と生活環境の変化は、感染症、脳出血などを減少させてきましたが、がん、心疾患、糖尿病、肥満等の生活習慣病の増加が深刻な問題となっています。市民の生活の質を向上させるために、個人の行動変容とともに、それを支援し環境づくりを含めた総合的な取り組みが必要不可欠です。 そこで、健康の三要素である、栄養・運動・休養を基本とした健康教育を進め、「いきいき健康計画21inしかおい」の分析結果をもとに、地域性を生かした支援を展開します。
⑧生活習慣病に関わる個別・集団指導の充実
自ら危険因子の低減を図り、健康をコントロールできるよう健診事後指導を強化します。
⑨各種検診内容の充実と事後指導の強化
各種がん検診、基本健康診査、C型肝炎検診、脳ドック検診、骨粗しょう症検診、歯科検診等の対象年齢及び検査料金・検査項目など内容の再検討を行い、効果的な検診の拡充を図り、早期発見・早期治療のため受診率の向上を目指し、二次予防の強化を図ります。また、結果をもとに支援を強化し、個別・集団指導につなげていきます。
⑩情報の収集管理と効果的活用並びに提供
疾病統計による疾病構造の把握、各種検診における受診者のデータ及び栄養調査のデータをコンピュータ処理し、効果的に健康管理・増進に活用します。
⑪関連機関との連携
医療機関・福祉施設等などの連携を密にし、効果的な活動を行います。

各種検診受診者の推移

単位：人、%

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
基本健診	対象者	2,025	2,047	2,039	3,261	3,284
	受診者	424	523	464	309	390
	受診率	20.9	25.5	22.8	9.5	11.8
胃がん	対象者	2,025	2,047	2,039	3,261	3,284
	受診者	337	386	351	382	241
	受診率	16.6	18.9	17.2	11.7	7.3
肺がん	対象者	2,025	2,047	2,039	3,261	3,284
	受診者	363	361	326	389	246
	受診率	17.9	17.6	16	11.9	7.5
子宮がん	対象者	1,220	1,116	1,300	2,329	2,348
	受診者	91	140	93	132	131
	受診率	7.5	12.5	7.2	5.7	11.2
乳がん	対象者	1,008	877	1,098	1,712	1,726
	受診者	96	124	97	118	146
	受診率	9.5	14.1	8.8	6.9	15.4
大腸がん	対象者	2,025	2,047	2,039	3,261	3,284
	受診者	331	384	349	383	247
	受診率	16.3	18.8	17.1	11.7	7.5

各種検診受診率指標（推計値）

単位：%

区分	平成21年度	平成27年度	平成32年度
基本健診	11.8	30.9	50
胃がん	7.3	28	50
肺がん	7.5	30	50
大腸がん	7.5	30	50
子宮がん	11.2	30	50
乳がん	15.4	33	50

※平成21年度は実績数値

■ 老人保健対策の強化

⑫栄養（食生活）運動（身体活動）休養（こころの健康づくり）の健康教育を強化

現在、日本における食生活と生活環境の変化は、感染症、脳出血などを減少させてきましたが、がん、心疾患、糖尿病、肥満等の生活習慣病の増加が深刻な問題となっています。町民の生活の質を向上させるために、個人の行動変容とともに、それを支援し環境づくりを含めた総合的な取り組みが必要不可欠です。

そこで、高齢者の方々にも健康の三要素である栄養・運動・休養を基本とした健康教育を進め、「いきいき健康計画21 in しかおい」の分析結果をもとに、地域性を生かした支援を展開します。

⑬個別・集団指導の充実

高齢者の指導については、個別指導・個別相談を中心に実施し、生活習慣病の予防・改善に努めます。そのために個々のデータを把握し、指導の徹底を重視し、危険因子の低減を図ります。

⑭認知症・寝たきり予防教室等の強化

高齢者人口が増加する中で、健康寿命が延伸されることが望まれますが、老化に伴う認知症や寝たきりにならないために、予防教室や各老人会での健康教室を開催し、元気な高齢者が増加するよう支援強化します。

⑮各種検診内容の充実と事後指導の強化

- ・各種がん検診、基本健康診査、C型肝炎検診、脳ドック検診、骨粗しょう症検診、歯科検診等の対象年齢及び検査料金・検査項目など内容の再検討を行い、効果的な検診の拡充を図り、早期発見・早期治療のため受診率の向上を目指し、二次予防の強化を図ります。また、結果をもとに支援を強化し、個別・集団指導につなげます。
- ・脳卒中後遺症及び日常生活上支障のある方を対象に、疾病の再発、心身の機能低下を予防し在宅療養を支援します。また、生活の質（QOL）の向上を図るため、心身の機能及び生活状況を継続的に把握し、医師・理学療養士・作業療養士等の専門職と協力し、支援強化を図ります。

⑯関連機関との連携

医療機関・福祉施設などの連携を密にし、効果的な活動を行います。

主要死因別死亡者の推移

単位：人、%

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	実数	割合								
死亡者総数	54	100.0	46	100.0	53	100.0	48	100.0	45	100.0
脳血管疾患	6	11.1	2	4.3	6	11.3	2	4.2	2	4.4
悪性新生物	20	37.0	22	47.8	14	26.4	11	22.9	12	26.7
心臓疾患	6	11.1	7	15.2	9	17.0	7	14.6	3	6.7
結核	0	—	0	—	0	—	1	2.1	0	—
肺炎気管支炎	8	14.8	5	10.9	12	22.6	10	20.8	7	15.5
高血圧性疾患	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
老衰	2	3.7	1	2.2	3	5.7	4	8.3	13	28.9
不慮の事故	0	—	0	—	2	3.8	1	2.1	0	—
自殺	1	1.9	2	4.3	1	1.9	2	4.2	0	—
肝疾患	0	—	0	—	0	—	0	—	4	8.9
糖尿病	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
腎不全	2	3.7	2	4.3	2	3.8	4	8.3	3	6.7
その他	9	16.7	5	10.9	4	7.5	6	12.5	1	2.2

■ 健康づくり組織の充実・強化

⑰健康づくりに関わる健康機関、団体との連携
関係行政機関の横の連携や、医療機関、福祉施設、地区組織、関係団体などの連携強化を図り、全町的な健康づくりを展開します。
⑱各関係機関及び地区組織を対象に健康づくり運動の推進と強化及び参画の要請
関係機関と連携を図り、地区組織を対象とした健康教育や支援を充実させるとともに、個々の健康意識の高揚を図り、「健康づくり実践者」を増やし、年代に応じた取り組みを展開します。

基本目標

- 国民健康保険制度の健全な運営と安定化を図り、疾病予防を重点に町民の健康管理、増進を図ります。

現状と課題

- 本町の国民健康保険における一人当たりの医療費は、全道平均を下回っているものの、高齢化の進行、医療の高度化等により年々増加しており、今後も同様の傾向が続くものと思われます。
 特定健診の受診率向上をはじめとする保健事業の推進、レセプト点検の充実・強化等による医療給付の適正化や保険税収納率の維持向上に努め、持続可能な制度運営を図る必要があります。

施策の体系

- 医療費の抑制
 - ①特定健診・特定保健指導の実施
 - ②各種検診データの活用
 - ③重複受診者等の指導
- 国民健康保険財政の健全化
 - ④収納率の維持・向上
 - ⑤レセプト点検体制の充実・強化
 - ⑥保健指導の充実

施策の具体的内容

■ 医療費の抑制

①特定健診・特定保健指導の実施
特定健診・特定保健指導のより一層の受診率向上のための各種施策を実施します。
②各種検診データの活用
検診データのシステム管理を行い、保健師による訪問指導や健康相談を実施します。
③重複受診者等の指導
レセプトデータのシステム管理を行い、保健師による訪問指導を実施します。

■ 国民健康保険財政の健全化

④収納率の維持・向上
<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の奨励及び納税相談を実施します。 ・戸別訪問による徴収を実施します。 ・滞納整理機構への移管を実施します。
⑤レセプト点検体制の充実・強化
レセプト点検（委託）の点検内容の充実・強化を図ります。
⑥保健指導の充実
疾病の予防や重症化防止のため特定健康診査を実施し、健康づくりを推進するとともに、各種検診データを管理し、保健師・管理栄養士による個別指導や相談の充実を図ります。

レセプト…処方箋（せん）の意。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する診療報酬明細書のこと。

特定健診…（＝特定健康診査）40～74歳の保険加入者を対象に行う健康診査。メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した健康診査で、内臓脂肪の蓄積を把握することにより、生活習慣病の予防を図る。

特定保健指導…特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うこと。

滞納整理機構…（＝十勝市町村税滞納整理機構）十勝管内市町村の負担金で運営。住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の高額滞納事案や滞納額累積事案などを引き受け、滞納者の預貯金や給与の差し押さえなど滞納整理を行う。

基本目標

- 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。

現状と課題

- 平成20年度から75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が創設され、道内全ての市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合のもとで運営がなされていますが、対象者が高齢者ということもあり、制度等の理解が図られづらい状況にあります。

施策の体系

- 後期高齢者医療制度の周知徹底
 - ① 広報紙等の活用による制度の周知
 - ② 訪問や電話による個別対応の充実

施策の具体的内容

- 後期高齢者医療制度の周知徹底

- ① 広報紙等の活用による制度の周知
- ② 訪問や電話による個別対応の充実

広報紙や個別通知、個別訪問による制度の周知を行い、より一層の理解を図れるように努めます。



基本目標

- 介護保険制度の適切な運用を図ります。

現状と課題

- 本町の介護保険制度は、高齢化の進行による要支援・要介護認定者の増加とこれに伴う介護給付費の伸びが見込まれるため、適正な介護サービスの提供と介護予防を推進する必要があります。
低所得者の利用者負担軽減については、介護保険制度の円滑な運営に必要な不可欠であることから今後も継続して実施していく必要があります。
第5期（平成24年度～平成26年度）介護保険事業計画の策定に当たっては、介護保険財政の健全な運営を維持するため、介護給付の適正化や介護保険料の見直し等を検討していく必要があります。

施策の体系

- 介護予防の推進
 - ①介護予防事業の推進
 - ②特定高齢者の把握
- 介護サービス利用者負担軽減事業の展開
 - ③利用負担軽減事業の継続
- 介護保険事業計画の策定
 - ④サービスの利用実績に基づく計画の策定
 - ⑤介護保険財政の健全な運営

施策の具体的内容

- 介護予防の推進

①介護予防事業の推進
介護予防事業の実施により、栄養改善・運動機能向上等を図り、要介護・要支援状態とならないための事業を行います。
②特定高齢者の把握
町内の保険医療関係団体、福祉関係団体と連携し、介護が必要になる可能性のある高齢者（特定高齢者）を把握し、予防事業を実施します。
- 介護サービス利用者負担軽減事業の展開

③利用負担軽減事業の継続
高齢化等の影響により、事業の利用者数・補助金額共に増加しているため、今後も引き続き事業を実施していくことで、低所得者の利用者負担軽減を行います。
- 介護保険事業計画の策定

④サービスの利用実績に基づく計画の策定
平成23年に第5期計画を作成するに当たり、過去の実績から増加・減少の傾向を判断し計画を策定することで、介護サービスを必要としている人が、安心して利用できるように事業計画の策定を行います。
⑤介護保険財政の健全な運営
介護保険財政の健全な運営を確保するために、介護サービスの適正化と、介護給付費に応じた適正な保険料設定を行います。

2 思いやりの心豊かな社会づくりのために

基本目標

- 障がい者の社会参加を位置づけるために、町民意識の向上を図るとともに支援の確立に努めます。
- 生活弱者の生活基盤の安定化を目指し自立支援の推進を図ります。
- 安心・安定した生活の確立に役立つ公的制度の理解と充実を図ります。
- 町民の健康拠点施設として、トリムセンターの運営と機能の充実を図ります。
- 福祉の一層の充実のために、民間の研究機関と連携をし支援施策の推進に努めます。
- 福祉推進の大きな力であるボランティア活動の活発化を促すシステムの構築に努めます。
- 社会福祉協議会等の活動充実促進への支援と民間による福祉活動の活発化を図ります。

現状と課題

- 近年、医学の発達により障がいの軽減に関する医療技術の進展が著しい現状にあります。しかし、先天的疾患・後天的疾患、交通事故等による身体障がい者、また、発達障がいやうつなどの精神的疾患は年々増加傾向にあり、高齢化率も5年に3%増加を示している現状にあります。

在宅障がい者を対象にした巡回指導や補装具・日常生活用具の交付支給等自立更生を支援し、ノーマライゼーションの理念の普及啓発事業等社会参加ができるよう諸施策の整備を確立します。また、障がい者や高齢者などの社会的弱者が必要とするサービスを受けられる地域福祉の充実を図ることが必要です。

施策の体系

- 心身障がい者（児）福祉対策
 - ①障がい福祉計画の推進
 - ②福祉サービスの充実
 - ③障がい予防と療育・訓練の充実
 - ④障がい者（児）の就労支援の充実
 - ⑤ノーマライゼーションの推進
- 低所得者福祉対策
 - ⑥援護活動の充実
 - ⑦安定的な雇用の場確保への努力
 - ⑧自立の促進
- ひとり親・寡婦福祉対策
 - ⑨生活の安定と自立への支援
- 乳幼児・児童福祉対策
 - ⑩子ども手当・児童扶養手当制度の充実
 - ⑪放課後児童保育の充実

障がい福祉計画…障害者自立支援法が目指している、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域で計画的に提供されるための実施計画。

ノーマライゼーション…社会福祉の社会理念（「できるだけノーマルに近い生活を提供すること」を保障する社会の価値、物理的構造、サービスを整備していく理念）の一つ。高齢者も若者も、障がい者もそうでない者も、すべて人間としてお互いが特別に区別されることなく、社会生活を送るためにともに暮らし、生き抜くことが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

援護活動…災害・事故等により、生活資金や生活相談など助けが必要な方に支援する活動。

- 社会的弱者福祉対策
 - ⑫民生児童委員等による訪問活動の促進
 - ⑬生活福祉資金制度の啓発
 - ⑭生活相談体制の充実
- トリムセンターの運営
 - ⑮機能・設備の充実
 - ⑯運営の効率化
- 福祉研究機関との連携
 - ⑰福祉研究機関との連携促進
- 福祉ボランティアの活動促進
 - ⑱ボランティアセンターの運営充実
 - ⑲ボランティア活動活発化のための調査研究
- 社会福祉協議会等の育成
 - ⑳社会福祉協議会等への活動支援
 - ㉑民間等による福祉活動の育成支援

施策の具体的内容

■ 心身障がい者（児）福祉対策

①障がい福祉計画の推進
障がい者（児）はもとより、年齢を重ねることによる身体的な機能の低下を抱える高齢者等を含め、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念の下、「完全参加と平等」を実現することを基本理念とし、その充実に努めます。
②福祉サービスの充実
・障がい者（児）が、障がい福祉サービス等を利用し、残存能力並びに適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう福祉増進に努めます。 ・公共・公益建設物、道路、公園等障がい者（児）が利用しやすい施設づくり及び改善を進めるとともに、交通手段の確保を図り社会参加を容易にします。
③障がい予防と療育・訓練の充実
発達支援センターの充実、活用促進と地域共同作業所（もみじ工房）の活用を促進するとともに、発達の促進、雇用の拡大促進を図ります。
④障がい者（児）の就労支援の充実
障がい者（児）の就労相談など就労支援の充実に努めます。
⑤ノーマライゼーションの推進
ノーマライゼーションの理解普及に努めます。

■ 低所得者福祉対策

⑥援護活動の充実
民生児童委員協議会や社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、援護を必要としている世帯への訪問活動の充実に努めます。
⑦安定的な雇用の場確保への努力
⑧自立の促進
被保護者・要援護者の実態を把握し、低所得者の生活安定と福祉の向上を図ります。

生活福祉資金制度…都道府県社会福祉協議会において、低所得者・障がい者・高齢者世帯に総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等を貸付する制度。

発達支援センター…地域の子育て支援及び発達支援の体制の充実を図るため、児童の特性に応じた早期療育、発達相談、療育相談・指導など問題解決に向けての支援を地域で一体的に実施する役割を担う中核的機関。

もみじ工房…地域活動支援センターとして、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう創造的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息などの便宜を供する事業を行う施設。

■ ひとり親・寡婦福祉対策

⑨生活の安定と自立への支援

各種資金制度の活用の啓発に努め、経済的自立を図るため、情報提供や雇用促進を図ります。

■ 乳幼児・児童福祉対策

⑩子ども手当・児童扶養手当制度の充実

児童養育に関する手当、育児休業に関する認識の普及啓発等子育て支援の充実促進を図ります。

⑪放課後児童保育の充実

学齡児で放課後や休校日に保護者の就労や病気などのために、放課後児童保育（学童保育）が有効活用されるよう充実に努めます。

■ 社会的弱者福祉対策

⑫民生児童委員等による訪問活動の促進

民生児童委員による生活保護世帯、要保護世帯への助言、指導の強化と高齢者、障がい者（児）ひとり親世帯、寡婦世帯及び年金生活者への助言指導の充実に努めます。

⑬生活福祉資金制度の啓発

⑭生活相談体制の充実

広報紙、社協だよりを活用するとともに民生児童委員協議会、社会福祉協議会、ホームヘルパー等をとおして、生活福祉資金の周知啓発と生活相談体制の充実に努めます。

■ トリムセンターの運営

⑮機能・設備の充実

健康の保持と増進、福祉に役立ち、活用が図られるために、常にその機能点検を確認しながら必要な設備等の充実に努めます。

⑯運営の効率化

適正な運営を維持していくために、内容の点検を行い維持管理に努めます。

■ 福祉研究機関との連携

⑰福祉研究機関との連携促進

福祉は社会保障制度や社会福祉において生活、経済、障がい、年齢、傷病、療育、介護等様々な問題の施策が必要であり、福祉研究機関との連携を図り、福祉の充実・増進に努めます。

■ 福祉ボランティアの活動促進

⑱ボランティアセンターの運営充実

ボランティア活動の拠点「ボランティアセンター」は、福祉の充実に大きな力が期待されており、今後益々活発な運営に努めます。

⑲ボランティア活動活発化のための調査研究

ボランティア活動の活発化を促すシステム作りを検討する必要があり、そのための調査研究を行います。

■ 社会福祉協議会等の育成

⑳社会福祉協議会等への活動支援

地域福祉の推進、福祉サービスへの実践等は不足している役割に支援を行い、活動の活発化を促します。

㉑民間等による福祉活動の育成支援

福祉の民間参入を期待し、NPO等が活動しやすい環境づくり等の育成支援に努めます。

基本目標

- 時代を担う乳幼児・児童が健やかに成長していくために、養護と教育の充実、子育てへの支援と地域社会の環境整備を図ります。

現状と課題

- 時代を担う乳幼児・児童の成長発達段階に応じた保育については、保育園・地域保育所・子育て（発達）支援センターで行い、健全な心身の健康と基礎を培っています。近年環境の変化が保育ニーズ、子育て支援等への要望として高まりを見せています。保育行政では、家庭や地域社会との連携を図り、保護者の理解、協力の下に、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活が送れるよう、環境を整備していく必要があります。

施策の体系

- 保育園（所）の運営と整備充実
 - ①保育課程の改善充実
 - ②施設・環境の整備
 - ③保育士の資質向上と研修の充実
 - ④幼保一体化の推進
 - ⑤家庭・地域との連携強化
- 子育て支援の推進
 - ⑥育児等の相談・助言等
 - ⑦子育てサークル等の育成・支援
 - ⑧特別保育事業の調査・研究
 - ⑨情報提供・交換活動

施策の具体的内容

- 保育園（所）の運営と整備充実

①保育課程の改善充実
保育指針に基づいた幼児像を具体化するとともに、乳幼児の心身の発達や地域・家庭・園（所）の実態に応じて、保育課程を改善充実します。
②施設・環境の整備
既存施設と周辺環境の整備を図り、適切な保育環境の充実に努めます。
③保育士の資質向上と研修の充実
保育の資質成果は、保育士の人間性と能力によるところが大きいものであり、自己研修、職場研修、関係機関研修等の参加を適宜行い、資質と能力の向上を図ります。
④幼保一体化の推進
幼保一体化に向けて幼稚園との整合性を図った教育にも配慮した保育を目指します。
⑤家庭・地域との連携強化
家庭・地域との連携を深め、地域環境を生かした保育を行います。

- 子育て支援の推進

⑥育児等の相談・助言等
育児に不安や悩みを持つ保護者から相談（直接来訪、電話、FAX、メール、手紙等の手法による）を受け、適切なアドバイスを行い、保護者の負担軽減や育児方法の解決を目指します。

⑦子育てサークル等の育成・支援
幼稚園や保育園（所）に通園しない子どもとその親をサークル化するとともに、共通の問題や情報交換、遊び等を通して子どもの健全育成を図ります。
⑧特別保育事業の調査・研究
多様化し高まりを見せる保育ニーズを調査研究し、その実現に向けた内容や方法を検討します。
⑨情報提供・交換活動
子育て支援に関する情報を収集し提供します。また、子育て全般に関してそれぞれの情報交換の場を作り、子育てに役立たせます。



3 生涯現役で生きがいの持てる高齢社会のために

基本目標

- いつまでも住み慣れた地域で安心安全な生活が送れるよう、在宅生活への支援に努めます。

現状と課題

- 核家族世帯の増加、高齢化率が5年に3%の上昇を示している現状から、今後、介護を必要とする高齢者が増加していくことが予測されます。そこで、認知症や寝たきりを予防できるような的確なサービスの提供が必要です。
- 介護保険サービスを充実していくためには、「保健」「福祉」「医療」の総合サービスが重要であり、専門的知識を持った職種やボランティア活動などで活躍できる人材など、マンパワーの充実を図ることが必要です。
- 高齢者が認知症や寝たきりを予防し、高齢者が慣れ親しんだ環境で生活できるような在宅福祉サービスの充実を図るためには、「保健」「福祉」「医療」の連携が不可欠であり、ボランティア活動等で活躍できる人材の確保と職員養成のための研修の充実を図る必要があります。

施策の体系

- 在宅福祉サービスの充実
 - ①保健師、看護師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士等の専門職種の充実
 - ②医師、理学療法士、作業療法士、言語療法士等との連携
 - ③生活支援ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ事業の展開
 - ④軽度生活支援事業の実施
 - ⑤地域包括支援センターの運営
 - ⑥緊急通報システムの運営
 - ⑦災害時要援護者避難支援計画の策定
 - ⑧徘徊認知症高齢者手助けネットワークシステムの構築
- 介護保険制度の適切な運用
 - ⑨介護保険制度審査会員や主治医の研修
 - ⑩介護保険サービス利用者負担軽減事業の展開
 - ⑪介護保険事業計画の策定
- 福祉総合サービスの提供
 - ⑫地域福祉計画の策定
 - ⑬保健・福祉・医療の連携
 - ⑭高齢者支援対策の充実

施策の具体的内容

- 在宅福祉サービスの充実

①保健師、看護師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士等の専門職種の充実

在宅高齢者に対して、保健師、看護師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士等の専門職種が相談に応じ、福祉サービスの充実を図ります。

在宅福祉サービス…障がい者や高齢者等が自立し、長年住み慣れた地域社会で引き続き在宅で生活していくことを支援するサービス（配食サービス・ホームヘルプサービス・外出支援・緊急通報システム等）。

生活支援ホームヘルプサービス…高齢者の日常生活の支援が必要な方に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護（食事・排泄・入浴等）、生活援助（掃除や洗濯・炊事・生活需用品の買い物等）、通院のための乗車・降車を行うサービス。

デイサービス…高齢者が事業所に通所し、日帰りで食事や入浴の提供、機能訓練等を受けるサービス。

ショートステイ…短期間、介護老人保健施設や介護老人福祉施設等に宿泊して介護やリハビリテーション（機能訓練）を受けるサービス。

軽度生活支援事業…軽易な日常生活上の援助を行う事業（外出及び買い物等の日常生活上の援助や除雪サービス、訪問・電話安否確認等）。

地域包括支援センター…介護保険法で定められた、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助による地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域で一体的に実施する役割を担う中核的機関。

②医師、理学療法士、作業療法士、言語療法士等との連携
介護者の身体的・精神的負担の軽減をすることにより、生活余裕創出及び要介護状態への進行予防対策として、ホームヘルパー、ディサービス、ショートステイの活用を推進します。
③生活支援ホームヘルプサービス・ディサービス・ショートステイ事業の展開
在宅高齢者の自立した生活を保つために外出支援、配食サービス等の生活支援事業を実施します。
④軽度生活支援事業の実施
⑤地域包括支援センターの運営
在宅生活における総合的な相談窓口や介護予防のための支援計画を作成し、要介護状態への進行予防に努めます。
⑥緊急通報システムの運営
⑦災害時要援護者避難支援計画の策定
緊急事態、災害時等に備え、消防・警察等と連携を図りながら、要援護者の台帳作成、民生委員等住民の協力が得られるような体制を整備します。
⑧徘徊認知症高齢者手助けネットワークシステムの構築
行方不明になった認知症高齢者の搜索や保護、その後の相談等を行うネットワーク強化を図ります。

■ 介護保険制度の適切な運用

⑨介護保険制度審査会員や主治医の研修
⑩介護保険サービス利用者負担軽減事業の展開
⑪介護保険事業計画の策定
要介護認定の判定に関わる知識の習得を実施、低所得者の介護サービス利用について利用軽減を図るとともに、介護保険事業に係る円滑な保険給付を計画的に遂行していきます。

■ 福祉総合サービスの提供

⑫地域福祉計画の策定
⑬保健・福祉・医療の連携
福祉対策の総合的かつ、計画的な推進を図るため「鹿追町地域福祉計画」を策定し、保健・福祉・医療・介護との統合機関の設置に努め、包括ケアシステムの構築を進めます。
⑭高齢者支援対策の充実
各老人福祉施設の維持管理及び環境整備に努め、住み慣れた地域での生活支援のため、地域密着型サービスとして認知症高齢者グループホーム等の建設、バリアフリー住宅等の高齢者向け住宅の建設促進、施設の充実を図ります。



鹿追町トリムセンター

包括ケアシステム…町民が安定した生活ができるように公共施設、民間、団体、個人を問わず「福祉」「保健」「医療」に関して一体化して対応するシステム。

グループホーム…認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、認知症の治療を中心に、生活機能の向上のために介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練などを受ける。

バリアフリー住宅…建物内の段差の解消、手摺取付け、引き戸・ワンレバー水栓等の使用により障壁を取り除いた住宅。

4 誰もが安心して暮らせる医療確保のために

基本目標

- 地域医療体制の充実を図ります。

現状と課題

- 本町の国民健康保険病院は町内唯一の入院施設を有する診療機関として、昭和26年開設、常勤医師2名で、入院病床は一般病床23床、療養病床27床の計50床規模とし、外来は内科、外科、小児科、整形外科、放射線科を標榜し、その他診療科目として、眼科、循環器内科、泌尿器科、脳神経内科を非常勤医師で実施、救急告示病院として3床指定を受け、人工透析6床、リハビリ部門、院内薬局を有しています。

国保病院は、健康づくりや疾病予防などの健康管理から訪問看護・訪問診療を含めた地域包括医療を実施しており、健康で安心できる地域づくりのため不可欠なものとなっています。今後、医師、看護師等の確保を図りながら、経費削減に努め公立病院としての健全経営を維持することが求められています。なお、病院建物は平成22年より工事が始まり、平成24年秋には、完成する予定です。

施策の体系

- 地域医療体制の充実
 - ①国保病院体制の充実
 - ②専門外来の充実
 - ③救急医療機関体制の維持

施策の具体的内容

- 地域医療体制の充実

①国保病院体制の充実
地域医療体制の中心として、医師・スタッフの確保をはじめ、病院改革プランに基づき体制の充実を推進します。また、入院を含めた一次医療機関とし、診療所・施設等からの患者受入、また高次医療は各種高次医療機関と連携を強化します。
②専門外来の充実
町民が求める医療ニーズに対応できるよう非常勤医師による専門外来を拡充し、一次医療の提供範囲を拡充します。
③救急医療機関体制の維持
町内唯一の救急医療機関として、24時間救急受入体制を維持します。



国保病院直結の高齢者専用町営住宅

療養病床…症状は安定しているが、長期の療養が必要とされる、主に高齢者など慢性疾患の患者のために設けられた長期入院用のベッド。

救急告示病院…厚生労働省の「救急病院等を定める省令」(S39)に基づいて都道府県知事が認定した医療機関。

病院改革プラン…総務省が策定した「公立病院ガイドライン」により、経営収支の黒字化にむけた経営効率化、病院再編・ネットワーク化、経営形態の見直しを行う改革プラン。

第2節 自ら学び行動する心豊かな人づくり【学校教育・生涯学習】

1 鹿追ならではの学校教育推進のために

基本目標

- 個性を伸ばし、生きる力を育てる鹿追ならではの教育を実践します。
- 地域のよさを生かし、潤いと活力に満ちた学校経営の充実を図ります。
- 一人ひとりの個性を生かし、わかる喜びと自ら学ぶ意欲を育て、確かな学力を身に付けさせる学習指導の充実を図ります。
- 人間や自然を愛し、他を思いやり、自らを律し、豊かな心を育てる生徒指導の充実を図ります。
- 自らを鍛え、たくましく、健やかな心身を育てる健康・安全指導の充実を図ります。

現状と課題

幼稚園教育

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、就学前の教育の充実が望まれています。また、家庭教育の変化に伴い、人間関係の弱まりや直接体験の機会減少など幼児の調和のとれた成長・発達にとって好ましくない状況もみられ、家庭、学校、地域の教育力の向上が求められています。

このようなことから、就学前の教育においては、幼稚園の整備や、家庭、地域と小学校との望ましい連携を深めるとともに、豊かな自然環境とのかかわりの中で幼児の生活体験や遊びの体験を豊富にして、健康な体力づくりと基本的な生活習慣や規範意識の芽生えを養うこと、また豊かな心を育てることと周囲の人々や、物事に対する興味・関心を育てることなどがさらに大切になっています。幼小、幼保の連携、一人ひとりの幼児の育ちを明確にする教職員の研修の充実、幼児の自発的、自主的な活動を促し、生きる力の基礎を育む環境の整備充実などに努める必要があります。

小中学校教育

- 今日の学校教育には、自ら学び自ら考える力や社会の変化に主体的に対応できる力、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とした教育への転換が求められています。21世紀の変化の激しい時代にあって、未来に生きる子どもたちの「生きる力」の育成に真剣に取り組み、常に子どもが主人公であるとの認識の下、町民の願いに公正・公平・誠実に応えていく学校教育の実践に努めます。

また、充実した学校教育を実現するためには、学校・家庭・地域社会の連携・協力が不可欠であり、保護者や地域住民が学校運営に参画するなど、地域の要請を的確に反映させ、創意工夫した学校づくりを進めることが求められています。地域の実情や児童生徒の実態等を踏まえ、地域の自然環境や人材などの教育資源を生かしながら、多様な教育活動を展開し、児童生徒が意欲的に学校生活に取り組むことができる特色ある学校づくりに努めます。

学校教育においては、特色ある教育活動を展開し、児童生徒に豊かな人間性や基礎・基本を身に付け、個性を生かし、自ら学び自ら考える力など「生きる力」を育むことが求められています。学習指導においては、基礎的・基本的な内容を重視するとともに、児童生徒一人ひとりのよさや可能性を生かし、自ら学ぶ意欲、思考力・判断力・表現力などの資質や能力を育成することが大切です。

児童生徒の問題行動については、いじめや不登校など皆無とはいえ、決して予断を許すものではありません。児童生徒一人ひとりの特性を的確に把握し、教師一人ひとりが適切に指導する力量を高めるとともに、すべての教育活動を通して、一人ひとりの児童生徒のよさや可能性を伸ばす積極的な生徒指導を進めることが大切です。

生きる力…これからの変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力であり、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などのこと（中央教育審議会答申（H8.7）より）。

近年、社会環境や生活様式の変化は、児童生徒の心身の健康や安全に様々な影響を及ぼしています。学校体育、学校保健、学校安全、学校給食等のそれぞれの領域が、独自の機能を担いつつ相互に関連を図りながら、児童生徒の健康安全の保持増進を一層推進していくことが必要です。

高等学校教育

- 鹿追高校の2学級維持のために、地域の要望に沿い、時代の進展に対応した創造性豊かな心身ともに健全なたくましい人材を育成するため、諸活動に対し協力をしてきたところです。

特に中学校卒業生の急減期における対応策として、地域に根ざした魅力ある学校づくりのための教育環境の充実が望まれています。このため特に、情報教育、国際理解教育、環境教育など特色ある教育活動の一層の推進が求められます。

施策の体系

- 幼稚園教育内容・方法の改善充実
 - ①教育課程の改善充実
 - ②幼小の連携推進
 - ③幼保一体化の推進
 - ④教職員の研修充実
 - ⑤環境を通して行う教育の整備充実
 - ⑥地域社会、家庭との連携充実
- 小・中学校教育の機会の充実
 - ⑦へき地・小規模校の教育の充実
 - ⑧特別支援教育の充実
 - ⑨就学援助の充実
 - ⑩鹿追高校や大学等修学に対する援助の充実
 - ⑪開かれた学校づくりの推進
 - ⑫小中高一貫教育の推進
 - ⑬少人数学級の推進
- 小・中学校教育内容・方法の改善充実
 - ⑭教育課程の改善充実
 - ⑮学習指導の改善充実
 - ⑯道徳教育の充実
 - ⑰生徒指導の充実
 - ⑱進路指導の充実
 - ⑲情報教育の推進
 - ⑳国際理解教育の推進
 - ㉑環境教育の推進
 - ㉒教職員の研修の充実
 - ㉓自然体験留学制度の推進
 - ㉔健康安全教育の充実
 - ㉕安心・安全な給食の充実
 - ㉖学校教育施設設備の整備充実

特別支援教育…通常の学級における指導では、十分な成果をあげることが困難な子供たちを対象に、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目指し、一人ひとりの教育的ニーズに対応して行われる教育。

小中高一貫教育…初等教育（一般の小学校で行われる教育）と中等教育（一般の中学校や高等学校で行われる教育）の課程を調整し、無駄をはぶいて一貫性を持たせた体系的な教育方法を指す。鹿追町では、12年間の一貫した「国際理解教育（カナダ学）」「ふるさと教育（地球学）」「在り方生き方教育（鹿追高校コース制）」の三つの柱でカリキュラム研究を実施。

施策の具体的内容

■ 幼稚園教育内容・方法の改善充実

①教育課程の改善充実
<ul style="list-style-type: none"> ・教育目標に基づいた子ども像を具体化するとともに、幼児の心身の発達や地域・家庭、園の実態に応じて、教育課程を改善充実します。 ・幼児の特性を踏まえた幼児期にふさわしい生活が展開されるために、主体的な活動を促す環境構成の工夫を行い、生きる力の基礎の育成に努めます。
②幼小の連携推進
幼稚園と小学校の連携を推進し、教育内容・方法の改善充実に努め、小学校と円滑な接続を図ります。
③幼保一体化の推進
幼保一体化に向けて、保育園（所）との整合性を図った保育にも配慮し、教育の充実を目指します。
④教職員の研修充実
幼児期における教育は、職員が環境としての役割が大きいことから、職員自らがその使命と責任を自覚し、専門的な識見や指導力など教育指導にかかる実践力を高めることが求められています。このため、職員の自発的、創造的な研修活動や、園内研修を奨励するとともに各種研究会への参加など職員の研修機会を増やします。
⑤環境を通して行う教育の整備充実
幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備等、環境を通して行う教育の充実を図ります。
⑥地域社会、家庭との連携充実
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各関係機関との連携を図り、家庭及び地域における幼児期の教育の支援、連携の充実に努めます。 ・発達や学びの連続性及び、幼稚園生活と家庭などでの連続性を確保した連携に努めます。

■ 小・中学校教育の機会の充実

⑦へき地・小規模校の教育の充実
近隣校と共同で行う学習や大規模校、外国の人たちとの交流を促進します。
⑧特別支援教育の充実
一人ひとりの障がいの実態を的確に把握し、障がいの状態・発達段階や特性に応じた指導内容・方法を改善充実します。
⑨就学援助の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・就学困難な児童生徒に対する就学援助制度を推進します。 ・通学バス等必要な整備を図ります。
⑩鹿追高校や大学等修学に対する援助の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・鹿追高校寮の整備や通学生徒に対する各種援助を充実します。 ・大学等修学に対する各種援助を充実します。
⑪開かれた学校づくりの推進
児童生徒、教職員の社会参加や学校施設の開放、地域の人材・施設の活用など地域の教育資源を生かし、情報の共有化を目指した学校づくりを推進します。
⑫小中高一貫教育の推進
小中高一貫教育推進会議の体制を強化し、12年間の一貫したカリキュラム研究を推進します。
⑬少人数学級の推進
少人数学級により、目の行き届いた教育現場の実現を推進します。

■ 小・中学校教育内容・方法の改善充実

⑭教育課程の改善充実	「生きる力」の育成のために教育目標の具現化を図り、地域や学校及び児童生徒の特性を生かした調和のとれた教育課程を改善充実します。
⑮学習指導の改善充実	基礎・基本の定着を図り、一人ひとりのよさを生かし、自ら学ぶ意欲を高める学習指導の充実に努めます。
⑯道德教育の充実	人間的なふれあいを深め、家庭や地域との連携を密にして、内発的な自覚を深めるとともに道徳的実践力を高める指導を推進します。
⑰生徒指導の充実	人間や自然を思いやり、自らを律する心を育てる生徒指導を推進します。
⑱進路指導の充実	能力や適性に応じて自らの生き方を考え、進路の選択を適切に行えるよう進路指導を推進します。
⑲情報教育の推進	必要な知識、情報を主体的に選択し、活用する能力や態度を育てる教育を推進します。
⑳国際理解教育の推進	文化や伝統を尊重し、国際社会に貢献することのできる能力や態度を育てる教育を推進します。
㉑環境教育の推進	環境問題について考え、主体的に環境に配慮して行動できる意欲や態度を育てる教育を推進します。
㉒教職員の研修の充実	自発的、創造的な研修活動や校内研修の促進、各種研究会の開催や各種研修会への参加など研修機会を増やします。
㉓自然体験留学制度の推進	豊かな自然の中での体験をとおして、教育の活性化と都会と地域の子ども相互の交流を推進します。
㉔健康安全教育の充実	自他の生命を尊重し、進んで健康・安全の保持増進を図る指導や、食に関する指導の充実を図ります。
㉕安心・安全な給食の充実	新鮮な地場産品を活用した安心・安全な給食の提供を図ります。
㉖学校教育施設設備の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校施設設備の必要な整備を推進充実します。 ・教材の整備充実を図ります。 ・自然体験留学センターの必要な整備を推進充実します。 ・教職員住宅の必要な整備を推進します。



2 自ら学び行動する人間形成と心豊かな地域社会のために

基本目標

- 子どもが育つための愛情と信頼のある家庭機能の充実を図るとともに、基本的な生活習慣や社会性を育み、地域のふれあいを大切にする家庭づくりを支援し、すべての子どもが心豊かに育む家庭教育の推進に努めます。

現状と課題

- いじめ、不登校や非行の低年齢化が社会問題となっている今日、改めて家庭教育の重要性が問われています。本町では、幼児教育や小中学校など子どもの発達段階に応じた子育て学習機会の充実に努めてきました。高齢者との交流や図書館活動での乳児とのふれあい、他機関との連携による食育講座開催、PTAと連携した家庭教育学級での親子活動などを展開してきました。

今後、家庭の教育力の向上のため、さらなる家庭と学校・地域社会との連携が求められます。そのために、子育て情報提供や家庭教育講演会開催などによる、直接、家庭の教育力を高める取り組みや、子育て支援センターとの連携、「スマイル親子計画」や、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画など、他機関との協力体制を強めていきます。さらに、家庭教育学級活動の向上を図るため、父親の子育て参加場面の創出や活動計画の内容充実による、参加型家庭教育学級を目指すなど意識の改革を図る必要があります。

施策の体系

- 家庭教育の推進
 - ①子育て支援の充実
 - ②地域活動の拡充
 - ③子育て参加の充実
 - ④相談体制の充実
 - ⑤家庭教育学級活動の充実
 - ⑥「食育」の推進
 - ⑦人材等の養成

施策の具体的内容

- 家庭教育の推進

①子育て支援の充実	関係機関、団体、サークル、地域社会全体の連携による子育て支援の充実を図ります。
②地域活動の拡充	交流等を目的とした親子参加による地域活動の拡充を図ります。
③子育て参加の充実	異世代交流、父親の子育て参加の充実を図ります。
④相談体制の充実	乳幼児、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。
⑤家庭教育学級活動の充実	PTAなどとの連携による家庭教育学級活動の内容の充実を図ります。
⑥「食育」の推進	家庭から「食育」の推進を図ります。
⑦人材等の養成	子育て支援団体との連携や家庭教育支援人材等の養成を図ります。

スマイル親子計画…少子化対策のため、安心して生み、育てるために住民参加による支援体制の計画。「いきいき親子計画 in しかおい」に引き続き平成19年度に作成された計画。

次世代育成支援対策推進法…少子化対策に向け、国が制定した法律（H15.7）。

特定事業主行動計画…安心して子育てのため行政や学校・地域・家庭や企業の協力の他に地方公共団体等の職員が仕事と家庭生活の両立できる職場環境に取り組むための行動のあり方を示すもの。

参加型家庭教育学級…自分らしい子育てや、子育てと楽しむ気持ちを育むため、家族・親子で積極的に参加する体験活動型や学習ワークショップ型などの家庭教育学級の姿。

基本目標

- 地域の特性を生かした多様な体験活動の機会の提供やボランティア活動の一層の充実を図るとともに、青少年活動のリーダーの養成を行い少年活動の推進に努めます。

現状と課題

- 少年期は社会性や自主性を育み、心身ともに調和のとれた人間形成の基盤を築く大切な時期です。しかし、現在少年を取り巻く環境は犯罪の低年齢化や凶悪化、家庭教育力の低下など深刻な状況にあります。本町においては少子高齢時代による子どもの数の減少により、地域子ども会活動の低下など、子どもたちが多様に体験する機会が減少しています。

そのために、地域の教育力や民間の教育力を再度掘り起こし、鹿追町の環境と人材を生かした、体験活動の提供やリーダーの育成など、豊かな個性と思いやりの心を育む必要があります。

施策の体系

- 少年活動の推進
 - ①活動の機会拡充
 - ②教育力の再生
 - ③団体活動の育成
 - ④健全育成の支援

施策の具体的内容

- 少年活動の推進

①活動の機会拡充	社会参加や自然体験活動などの体験活動の機会拡充を図ります。
②教育力の再生	民間教育力及び地域教育力の再生を図ります。
③団体活動の育成	地域子ども会育成連絡協議会等の活動の育成を図ります。
④健全育成の支援	少年少女の健全育成の支援（リーダー、ボランティア、国内研修等）を図ります。

基本目標

- 将来を担う青年達に幅広い視野と豊かな社会性・人間関係を構築できるよう青年活動の推進に努めます。

現状と課題

- 青年期はより豊かな社会性を身につけるなど、郷土の担い手としての資質や実践的な態度を身につける大切な時期です。本町には青年の活動拠点となるピュアモルトクラブハウスが建設されており、恵まれた環境で青年活動を行うことができます。青年活動は良好な人間関係や業種を超えて相互のネットワークを築くためにも、交流を中心とした活動が今後重要となります。

そのために、青年活動の活性化を目指した幅広い交流と学習機会の充実や、自己実現へ向けた積極的な社会参加の推進を図っていきます。さらに地域の担い手として今後の資質向上のためにも、青年活動が自主的に行われ、自立の精神が築かれる青年教育の充実を図る必要があります。

施策の体系

- 青年活動の推進
 - ①青年活動の育成と支援
 - ②学習機会の充実
 - ③青年交流活動の推進
 - ④青少年人材育成事業等の推進

施策の具体的内容

- 青年活動の推進

①青年活動の育成と支援	自立した青年活動を養うための育成と支援を図ります。
②学習機会の充実	豊かな社会性を身に付けるため研修や学習機会の充実を図ります。
③青年交流活動の推進	青年の交流活動を活発にするため、異業種交流や世代間交流の推進を図ります。
④青少年人材育成事業等の推進	幅広い視野の育成のため、国内外を通しての青少年人材育成事業等の推進を図ります。



ピュアモルトクラブハウス

ピュアモルトクラブハウス…平成10年、青少年の活動施設として整備。学習や交流活動を通して、青少年の健全育成並びに担い手育成の推進を図る拠点施設。公共施設でありながら一目で若者の心をとらえてしまう程の風貌と活動的なおいのするデザイン・構造になっている。

基本目標

- 学習者のニーズに対応した様々な学習機会の提供や地域の課題解決に向けた活動などを充実し、地域づくり活動への参画を促進するとともに、成人活動の推進に努めます。

現状と課題

- 本町では、住民の生涯学習支援のため、生涯学習ボランティア「ライフアカデミーマイスター」を中心に活動が進められています。近年、住民の求める多様な要望に対応できない状況やPR不足などが活動の停滞を招いています。そのために、町内の人材育成や発掘はもとより近隣町の人材バンクの活用や講座への参加についても検討する必要があります。

また、学習活動を推進していくうえで、町内で行われている生涯学習活動や文化・サークル団体の活動、ライフアカデミーマイスター制度のPRに重点を置き、住民との文化的情報の共有を図る必要があります。新規の文化・サークル団体の設立や既存の文化・サークル団体への支援についても、各サークル等と十分な連携を保ち、効果的な支援を行うとともに、民間ノウハウを活用した民間主体の学習事業についても推進していく必要があります。生涯学習の中核となる成人活動を活発にし、町民参加によるまちづくりのため、より一層充実した学ぶ環境を整える必要があります。

施策の体系

- 成人活動の推進
 - ①各種講座の拡充
 - ②学習リーダーの発掘とPRの実施
 - ③各種団体等の支援とPRの充実
 - ④まちづくり活動の促進

施策の具体的内容

- 成人活動の推進

①各種講座の拡充
社会変化に対応した、各種教室・講座・講習種目（民間・近隣町人材バンクを含む）の拡充を図ります。
②学習リーダーの発掘とPRの実施
ライフアカデミーマイスターを含む学習リーダーの発掘とPRの実施を図ります。
③各種団体等の支援とPRの充実
広報紙等を活用して、各種団体等（学習情報）の支援と活動PRの充実を図ります。
④まちづくり活動の促進
学習したことをベースに町民参加による地域・まちづくり活動への参加促進を図ります。

ライフアカデミーマイスター…町民の生涯学習を通じた学びを支援するため「学び合う仲間づくりのリーダー」（生涯学習ボランティア）を登録する制度。
 人材バンク…ここでいう「人材バンク」は、学習活動のリーダー（指導者）を登録している制度。

基本目標

- 健康で生きがいのある生活を支援するための学習など、個人に応じた多様な学習機会を提供するとともに、学習した成果や幅広い経験を生かした社会参加活動を促進し、高齢者活動の推進に努めます。

現状と課題

- ますますの高齢化社会の到来が見込まれ、生涯健康で充実した生活を送るための活動支援が求められています。本町での高齢者学級「白寿大学」は、講演会、体験学習、講座などの学習コースと実技コースでの各自の技術の向上に努め、その学習成果を大学祭の場などで公開し、発表や交流を行っています。近年、地域の老人会、クラブ等でも、健康で楽しく生きがいをもって活動していますが、豊富な知識や経験をもつ高齢者とのふれ合いが希薄になっている傾向にあります。そのため、長年培ってきた豊富な知識や技能を地域に生かす場や機会を確保し、積極的な生きがいを創出する環境づくりに努めることが大切です。

今後は、高齢化社会に対応できる生き方探しのため、あらゆる学びの機会の提供をしなければなりません。高齢者のニーズの的確な把握とともに関係機関、団体との連携や、異世代交流を活発にするための学習支援体制づくりに努める必要があります。

施策の体系

- 高齢者活動の推進
 - ①高齢者活動の充実
 - ②社会参加機会の提供と促進
 - ③関係機関との連携
 - ④学習活動の促進

施策の具体的内容

- 高齢者活動の推進

①高齢者活動の充実	高齢者学級「白寿大学」をベースに高齢者活動の充実を図ります。
②社会参加機会の提供と促進	生涯現役を目指して、高齢者の社会参加機会の提供と促進を図ります。
③関係機関との連携	関係機関、団体（ボランティア機関）などと連携し、高齢者活動の促進を図ります。
④学習活動の促進	学習活動への消極的な高齢者に対する参加の奨励と促進を図ります。

基本目標

- 実生活に即した教育や文化に関する事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等、公民館活動の推進に努めます。

現状と課題

- 生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的としている公民館事業は、町民ホールを中心に町内各地域に11ヶ所の分館を設置し、それぞれに公民館事業の推進を担う分館長を置き、各種の講座・講習会・レクリエーション・スポーツなどの活動を行っています。

しかし、近年、趣味・嗜好の多様化により、分館活動事業への参加者が減少し、その活動が停滞していることも事実で、地域のコミュニティを推進する上においてもその対策が必要になります。そのために、分館講座などの実施を拡大していく上で、各分館長との連携を密にし、地域のニーズを十分に把握するとともに、時代に即した講座の開催に向けて、参加の促進につながる活動を行う必要があります。さらに、各分館が連携して合同の講座や事業を行うことにより、公民館事業の活性化を図っていく必要があります。

施策の体系

- 公民館活動の推進
 - ①分館講座の推進
 - ②分館事業の支援
 - ③分館サークル活動の支援

施策の具体的内容

- 公民館活動の推進

①分館講座の推進
分館講座の参加促進とニーズを把握した講座の推進を図ります。
②分館事業の支援
分館事業（芸能発表・運動会・スケート大会・各分館合同事業等）実施の支援を図ります。
③分館サークル活動の支援
各分館で活動している文化サークルの活動の支援を図ります。

基本目標

- 地域に根づいた創造的な芸術文化活動の活性化を図るため、文化団体等が連携を深め、芸術文化活動に関する情報提供等を通じて、自主的・創造的な芸術文化活動への参加機会の充実に努めます。また、文化団体の育成・支援に努めるとともに、芸術文化活動の指導者養成に取り組みます。芸術鑑賞等広く芸術文化に接する機会の充実に図り、音楽・舞台公演など、優れた芸術文化に接する機会を提供するとともに、芸術文化活動の推進に努めます。

現状と課題

- 本町の芸術鑑賞事業等については、これまで各文化団体で組織されている文化連盟や町民で構成されている鹿追町民ホール事業実行委員会で、数々の展覧会や講演会・演奏会などを開催してきました。今後の事業の推進に当たっては、町民のニーズを十分に把握し、多くの人たちに鑑賞機会を与えることのできる事業の計画が必要です。

また、芸術文化の活動については、町民ホールをはじめとする町内の社会教育施設で、その技術を磨くとともに多くの人と交流を図っていますが、その反面、会員の減少傾向もあります。そのために、各団体・サークルの活動内容の情報を提供するなど、会員増を推進していくとともに、各団体やサークル活動を育成していく必要があります。さらに、日頃の学習成果の発表できる場の提供として、町民文化祭など発表の場を増やししながら、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が参加できるように出演者と観客の増員のためのPRに努める必要があります。新たな文化活動の推進を行うため、新規マイスターの発掘はもとより、近隣町との人材バンクの連携等も検討する必要があります。

施策の体系

- 芸術文化活動の推進
 - ①活動成果の拡充
 - ②芸術鑑賞事業の拡充
 - ③情報提供の充実
 - ④人材バンク活用

施策の具体的内容

- 芸術文化活動の推進

①活動成果の拡充	
芸術文化活動（団体等）参加の奨励と発表の場の拡充を図ります。	
②芸術鑑賞事業の拡充	
町民にとって良質な芸術鑑賞事業の実施と機会の拡充を図ります。	
③情報提供の充実	
芸術文化活動に関する情報（近隣町を含む）の提供を図ります。	
④人材バンク活用	
新規ライフアカデミーマイスターの発掘と近隣町人材バンクとの連携を図ります。	

基本目標

- 町民一人一スポーツを目指すための生涯スポーツを推進します。

現状と課題

- スポーツ活動の現状は、高齢化社会の進展に伴い、健康増進を目的としたスポーツ等の需用が高まっています。課題としてはスポーツの多様化に伴いそれを支える指導者確保があります。よって各種スポーツ機関との連携を密にし、指導者の養成に努め「いつでも、どこでも、だれでも」手軽に楽しめる環境整備をする必要があります。

施策の体系

- 健康づくり意識の啓発活動とスポーツ情報の提供
 - ① 広報紙等を活用した情報提供
 - ② スポーツ活動意識の推進
- 各種スポーツ大会の開催と支援
 - ③ 広域的なスポーツ振興
 - ④ 各種町民大会等の後援
- 指導者養成講習会等への派遣
 - ⑤ 指導者の養成・支援
- スポーツ教室・講習会等の開催
 - ⑥ スポーツ教室・講習会等の開催
- 体育指導委員との連携強化
 - ⑦ 体育指導委員との連携強化
- 各種団体・自主サークル等の育成支援
 - ⑧ 体育連盟・スポーツ少年団の支援
 - ⑨ 自主サークルの支援
- スポーツ施設の運営・整備
 - ⑩ 施設の運営・維持・管理
 - ⑪ 各種作業機械の維持・管理
 - ⑫ 野球場ナイター照明新設工事
 - ⑬ ソフトボール場ナイター照明新設工事
- 学校開放事業の推進
 - ⑭ 地域のスポーツ振興
- 総合型地域スポーツクラブの支援
 - ⑮ 地域スポーツクラブの育成

施策の具体的内容

- 健康づくり意識の啓発活動とスポーツ情報の提供

① 広報紙等を活用した情報提供

町広報紙・体育指導委員会だより等を活用し、健康づくりの啓発並びに教室等の開催を周知し情報提供に努めます。

② スポーツ活動意識の推進

スポーツ振興に寄与した者、競技成績の優秀な者を表彰します。

■ 各種スポーツ大会の開催と支援

③広域的なスポーツ振興
西部十勝四町によるニュースポーツの普及と少年野球大会を開催します。
④各種町民大会等の後援
町民大会を中心にメダル・賞状等を贈呈し、大会運営を支援します。

■ 指導者養成講習会等への派遣

⑤指導者の養成・支援
指導者を対象とした講習会等を周知し、体育連盟等の助成金を活用し財政的な支援をします。

■ スポーツ教室・講習会等の開催

⑥スポーツ教室・講習会等の開催
一般のスポーツ教室並びに競泳を中心とした水を使った教室を開催するとともに、ニュースポーツを推進します。

■ 体育指導委員との連携強化

⑦体育指導委員との連携強化
地域スポーツのリーダーである体育指導委員との連携を強化し、生涯スポーツを推進します。

■ 各種団体・自主サークル等の育成支援

⑧体育連盟・スポーツ少年団の支援
体育連盟・スポーツ少年団に補助金を支給し財政的支援をするとともに、各種団体事業に対して積極的に協力します。
⑨自主サークルの支援
自主サークルに活動場所等の情報提供をします。

■ スポーツ施設の運営・整備

⑩施設の運営・維持・管理
施設の運営・維持・管理に努め、老朽化施設の補修等を随時実施し、安心・安全な施設運営を図ります。
⑪各種作業機械の維持・管理
各種作業機械の適切な維持・管理により、よりよい環境整備に努めます。
⑫野球場ナイター照明新設工事
ナイター照明新設により利用時間の拡大を図り、スポーツ推進につなげます。
⑬ソフトボール場ナイター照明新設工事
ナイター照明新設により利用時間の拡大を図り、スポーツ推進につなげます。

■ 学校開放事業の推進

⑭地域のスポーツ振興
地域住民に学校の体育館・グラウンドを中心に開放し、場所の提供をします。

■ 総合型地域スポーツクラブの支援

⑮地域スポーツクラブの育成
スポーツクラブを支援し、町民一人一スポーツを目指します。



健康温水プールしかおい

ニュースポーツ…日本で20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群でその数は数百種類におよぶ。一般に、勝敗に拘らずレクリエーションの一環として気軽楽しむことを主眼とした身体運動で、既存のスポーツをプレーヤーの年齢・体力・運動技術・プレー環境などに応じて改変したものなどが含まれる。

基本目標

- 「郷土鹿追」の文化財の保護並びに保存そして郷土芸能を伝承するために郷土学習に努めます。

現状と課題

- 郷土の先人が残した文化遺産を保存、保護、伝承することは、ふるさと意識の高揚を図るうえで重要です。郷土芸能や郷土史・文献資料など、町民参加による保存、研究活動の育成、児童生徒に対する文化財教育の奨励等、文化や伝統を尊重する態度や意識の高揚に努める必要があります。

施策の体系

- 文化財保護活動の推進
 - ①郷土史や文化財の学習機会の提供及び町民参加による活動の推進
 - ②埋蔵文化財・天然記念物等、郷土の文化遺産の保護・保存・広報活動の充実
 - ③郷土資料の調査・収集や郷土資料館（室）の整備

施策の具体的内容

- 文化財保護活動の推進

①郷土史や文化財の学習機会の提供及び町民参加による活動の推進 郷土資料室及び郷土資料保存館での学習機会の提供をボランティアの協力により進めます。 また、分かりやすい情報の提供について検討します。
②埋蔵文化財・天然記念物等、郷土の文化遺産の保護・保存・広報活動の充実 町指定文化財の保全と広報（ホームページ等）を図ります。
③郷土資料の調査・収集や郷土資料館（室）の整備 郷土資料（史跡）の適正管理等を図ります。

基本目標

- 読書活動の推進拠点施設として、幼児から高齢者まで安心して活用できる図書館を目指します。

現状と課題

- 今日、国際化や情報化が急激に発展する中で、図書館の果たす役割が大きく変化しています。安心・安全な施設整備をはじめ、生涯学習拠点の一つとして、読書による心の教育にも目を向け、幼児から高齢者まで対応できる図書館の運営を図っていく必要があります。

施策の体系

- 図書館活動の充実
 - ①利用者のための図書館施設の整備
 - ②鹿追町独自のブックスタートの推進
 - ③町民各層の学習ニーズに応える蔵書等の充実
 - ④視聴覚資料やビジネス支援に対する情報提供の充実
 - ⑤学びやふれあいなどの活動の場としての図書館づくりの促進

施策の具体的内容

- 図書館活動の充実

①利用者のための図書館施設の整備	幼児から高齢者に至る利用者に対し、安心して利用できる施設として整備します。また、新図書館整備については検討を進めます。
②鹿追町独自のブックスタートの推進	おひざだいすき（6ヶ月児健診時）の実施により、絵本を通して親子のふれあいの大切さ・豊かな情緒の育成を目指します。
③町民各層の学習ニーズに応える蔵書等の充実	調べ学習や読み物などの児童書、幼児から大人まで活用できる絵本、高齢者向けの大活字本等、図書の充実を図ります。また、より情報収集を図るため、インターネット端末の整備について検討します。
④視聴覚資料やビジネス支援に対する情報提供の充実	DVD及びカセット文庫の充実を図ります。商工会・役場・金融機関・農協などからの起業に関するデータの収集及び提供と関係書籍の充実を図ります。
⑤学びやふれあいなどの活動の場としての図書館づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・レファレンス業務の促進並びに図書館ボランティアの育成及び支援に努めます。 ・読書感想文コンクールの継続実施を図ります。 ・鹿追文藝の発行を推進します。



ブックスタート…乳幼児健診時などに、保護者に絵本を手渡し、乳幼児期からの絵本の読み聞かせの大切さや方法などを伝えること。

レファレンス業務…図書館利用者が学習・研究・調査を目的に必要な情報・資料などを求めた際、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

基本目標

- 町民の文化振興の拠点施設として、企画展・常設展等を開催するとともに、観光資源としての神田日勝記念美術館を全国に発信します。

現状と課題

- 神田日勝記念美術館は、「芸術の町鹿追」のシンボルとして、道内外から多くの鑑賞者を集め、文化の発信基地と同時に観光資源としての役割を担っています。神田日勝の美術史的な位置づけに向けての検証作業と、遺作や資料の調査研究は継続して進めることが不可欠であり、企画展や取材調査に一層留意する必要があります。また、同時に各種展覧会の開催や青少年を対象とする美術活動の展開を通じて、町民の文化振興の拠点施設として充実に努める必要があります。

施策の体系

- 神田日勝記念美術館活動の推進
 - ①神田日勝の資料等の収集及び調査
 - ②企画展による神田日勝の画業の美術史的評価の検証
 - ③「馬の絵作品展」・アートキッズクラブ等、青少年対象事業の実施
 - ④学校教育との連携による神田日勝についての学習
 - ⑤アートギャラリー等、展示施設の整備拡充調査の継続

施策の具体的内容

- 神田日勝記念美術館活動の推進

①神田日勝の資料等の収集及び調査	神田日勝作品の所在調査と神田日勝の関係者からの聞き取り調査に努めます。
②企画展による神田日勝の画業の美術史的評価の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展を通じ、神田日勝の画業を美術史上に定位することに努めます。 ・展覧会を通じ、神田日勝記念美術館活動の充実に努めます。
③「馬の絵作品展」・アートキッズクラブ等、青少年対象事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・馬の絵作品展を通じ、全国的に特色ある事業の発展を図ります。 ・ワークショップやアートキッズクラブ等を通じ、青少年の情操の涵養を図ります。
④学校教育との連携による神田日勝についての学習	学校と連携し、郷土学習の一環として「神田日勝」についての学習を推進します。
⑤アートギャラリー等、展示施設の整備拡充調査の継続	展覧会事業の充実のためアートギャラリー等の展示施設の整備拡充について調査します。



神田日勝記念美術館

神田日勝…かんだにっしょう（1937-1970）。昭和12年、東京・練馬生まれ。戦時疎開で鹿追町に移住、開拓宮農のかたわら油彩を制作、全道展会員となる。昭和45年、32歳で急逝。戦後期新具象の作風に美術史的評価が高い。

ワークショップ…英語で仕事場、作業場の意味。講師の話に参加者が一方的に聞くのではなく、司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者が自ら参加・体験する、双方向的な学びと創造のスタイル。近年は住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法として用いられる。

アートキッズクラブ…学校週5日制に伴い、週末を活用した工作中心の児童対象事業。平成15年度から開始。年8回5月から翌2月頃まで土曜日に実施。神田日勝記念美術館の常設展や企画展も併せて鑑賞。アートキッズクラブ（= Art Kids Club）子ども達の美術工作クラブの意味。

アートギャラリー…（= Art gallery）美術作品の展示場、画廊などの意味。

第2章 安心・安全に暮らせる快適な環境づくり

第1節 人と自然にやさしい循環型生活環境づくり【環境保全・町民生活】

1 人と自然にやさしい住環境充実のために

基本目標

- 一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理を行います。また、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等各種リサイクル法に基づき資源の再利用や環境保全センターでの処理による生ごみの堆肥化等を推進し、ごみの減量化を図るとともに、最終処分場等の適正な施設管理を行います。
- 環境美化を進めるため、町民一人ひとりの協力のもとに、花と芝生のまちづくりを目指します。
- 環境教育の推進を図ります。
- 関係団体との連携強化を図り、環境推進向上を図ります。
- 本町の豊かな自然環境を保全するため、環境にやさしい新エネルギーの活用と大気汚染や水質汚染等の防止思想普及を図るとともに、未然防止策を推進します。また、権限移譲を受け対応の迅速化により快適な生活環境の維持を図ります。

現状と課題

環境衛生の充実

- 快適な環境づくりに当たっては、町民一人ひとりが人間と地球環境の関わりについて理解と認識を深め、お互いが責任を持ち、真剣に取り組むことが必要です。このため、町民や学校における環境教育の推進を図ることが重要であります。

特に環境衛生は、町民の快適な生活環境を維持するためのごみ処理、し尿処理は日常生活に最も密着しているものであり、また街並みの美化は、健康で明るく潤いのある生活を営むための一つの条件でもあります。近年、消費生活の向上や商品の多様化に伴い多くの廃棄物が排出されています。町民の協力の下に容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等各種のリサイクル法に基づく資源の再生利用や生ごみの堆肥化等を推進するとともに、ごみの減量化を強力に推進しながら適正なごみ処理を行っていく必要があります。

環境整備については、市街地に点在する空き家並びに空き地の適正管理指導を行うとともに、野犬については掃討対策と、犬猫飼育者に対するマナーの徹底等指導強化を図る必要があります。また、環境美化宣言に伴う活動の一環として花や芝生等を取り入れたまちづくりの取り組みが課題となっております。

- 環境推進協力会（衛生協力会）と連携した環境美化活動の推進や町民が主体となる活動の展開を図る必要があります。
- 生活の利便性の向上や経済の発展に伴い、環境への負荷が増大し、地球規模の環境問題が発生しています。この問題は、現在、国際的に重要な課題として、各国で温室効果ガス抑制の取り組みが緊急の課題となっております。

本町では、「花と芝生のまちづくり」や家畜ふん尿を有効活用し、資源循環型社会を目指した「鹿追町環境保全センター」の設置など環境に配慮した先進的なまちづくりを進めています。また、平成21年度には、「鹿追町地域新エネルギービジョン」を策定し、より一層バイオマスの利活用に取り

容器包装リサイクル法…リサイクル（再商品化）促進のため、平成18年6月改正。住民（消費者）は容器包装の分別排出に協力し、市町村は分別収集と保管を行い、事業者は分別収集される容器包装を引き取り再商品化する、住民、事業者、行政の三者の役割分担と協力の具体的な仕組みを明記。

家電リサイクル法…特定家庭用機器再商品化法（H13.4施行）の略称。一般家庭や事務所から排出された、エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機の家電製品から有用な部分や材料をリサイクルするための法律。

新エネルギー…「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」に基づき政令で指定されるものを指す。バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などをいう。

花と芝生のまちづくり…（再掲）15ページ参照

資源循環型社会…環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会。

鹿追町環境保全センター…家畜ふん尿の適切な処理、生ごみや農業集落排水汚泥など地域資源の有効利用を行うため、バイオガスプラントや堆肥化プラント、汚泥処理施設の総称。

鹿追町地域新エネルギービジョン…地球温暖化の防止やCO₂排出削減を図るため、バイオマスの利活用や太陽光発電など新エネルギーの活用による資源循環型社会を目指し、平成21年度に策定した指針。

温室効果ガス…大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスをいう。

り組み、学校では、新エネルギービジョンと連動した環境教育を実施し、さらに平成22年度からは、住宅用太陽光発電システム補助制度の創設や一部学校での太陽光発電システムの設置など、自然環境保全と新エネルギーの活用に積極的に取り組んでいます。今後も、地球温暖化の防止やCO₂削減を図るため町民、事業所、行政が取り組む省エネルギー・新エネルギーのビジョン策定と実施に向けた取り組みを推進していく必要があります。

- 葬斎場及び墓地については、先祖の霊を安心して祀る「霊園」としての環境整備を図る必要があります。

施策の体系

- 地球温暖化対策
 - ①地球温暖化対策に係る温室効果ガスの抑制等のための措置に関する計画の策定及び実行
 - ②省エネルギー・新エネルギーの利活用推進
- 環境衛生対策の強化
 - ③生ごみ対策としての堆肥化容器等の普及強化
 - ④リサイクル運動の強化及びごみの減量化
 - ⑤ごみ散乱防止容器の普及
 - ⑥ごみ処理施設の適正維持管理
 - ⑦産業廃棄物処理の適正指導
 - ⑧空き家及び空き地の整備強化
 - ⑨畜犬の登録、予防注射など飼育管理の徹底
 - ⑩墓地の整備
- 花と芝生の町づくりの推進
 - ⑪生活に安らぎと潤いを与える花の創出
 - ⑫花による美しい街と豊かな景観づくり
 - ⑬花を通じた愛される地域づくり
 - ⑭花による町民活動への支援

施策の具体的内容

- 地球温暖化対策

①地球温暖化対策に係る温室効果ガスの抑制等のための措置に関する計画の策定及び実行 国が進める地球温暖化対策やCO ₂ 削減を達成するため、家庭、事業所、行政での省エネルギーの推進と地域資源を生かした新エネルギーの活用を図る計画の策定を行います。
②省エネルギー・新エネルギーの利活用推進 環境・エコの浸透を図るため、家庭・事業所での節電、節水、適温やアイドリング防止や適正運転の励行など子どもから年配者の方々まで取り組める内容の推進。また、地域資源である(家畜ふん尿、下水汚泥、生ごみ)の処理によるエネルギーの創出。そのエネルギーの活用のほか、太陽光、風力、水力、雪氷、ハイブリットカーの導入など新エネルギーの活用を図ります。
- 環境衛生対策の強化

③生ごみ対策としての堆肥化容器等の普及強化 一般家庭から排出される生ごみを有機肥料として有効活用するための、堆肥化容器の利用促進を図り、その継続助成を行います。
④リサイクル運動の強化及びごみの減量化 埋立ごみの減量化につながる資源リサイクル思想の普及に努めます。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等各種リサイクル法に基づき家電製品、新聞、雑誌、空き缶、ペットボトル、雑ビン、プラスチック容器、紙製容器等の分別回収を進めるとともに、町民、町内会、子ども会、ボランティア団体等の協力を得ながらリサイクル市などを開催し、再生利用思想の普及に努めます。また、生ごみについては家畜ふん尿等との堆肥化を検討するとともに、3R【リデュース(減らす)・リユース(再使用)・リサイクル(再資源)】を強力に推進し、徹底した減量化に努めます。

ごみ処理の推計値

単位：人、トン

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
収集対象者	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	
年間収集量	1,674	1,672	1,670	1,668	1,666	
うち	生ごみ	286	286	285	285	285
	埋立ごみ	735	734	734	733	732
	資源ごみ	653	652	651	650	649

⑤ごみ散乱防止容器の普及 ごみ収集場所の環境整備の一環として、ごみ散乱防止容器の助成を行うとともに、分別収集やごみステーションへの不法投棄、景観等に対応したごみステーションのあり方について今後も検討を進めます。
⑥ごみ処理施設の適正維持管理 ひまわりセンター（廃棄物再生利用施設）及び最終処分場（埋立処分場、浸出水処理施設）を適正に維持管理し、適正なごみ処理を行うとともに、ごみの分別収集、リサイクル等を徹底し、ごみの減量化を図り、施設の延命に努めます。
⑦産業廃棄物処理の適正指導 産業廃棄物は、事業主の責任において処理するのが基本であることから、法令に基づき適正に処理されるよう指導徹底に努めます。
⑧空き家及び空き地の整備強化 町の景観保持や衛生、防犯のために、地主及び地権者の協力を得ながら、空き家及び空き地の美化等環境整備に努めます。
⑨畜犬の登録、予防注射など飼育管理の徹底 畜犬の飼育者に、生涯1回の登録と毎年1回の予防注射、係留又は檻での飼育徹底、散歩時の糞の後始末等、飼育管理の指導徹底を図ります。
⑩墓地の整備 葬斎場及び墓地は、祖先の霊を祀る霊園としての役割を果たすため、維持管理及び周辺環境の整備を進めます。

■ 花と芝生の町づくりの推進

⑪生活に安らぎと潤いを与える花の創出 町民生活に安らぎと潤いを与える空間づくりを進めるために、花の溢れる空間の創出を図り、町民ニーズの多様化等に対応し、花とふれ合う親しみの持てる花づくりを行います。
⑫花による美しい街と、豊かな景観づくり 鹿追らしい景観を創り出していく上で花の役割は非常に重要です。したがって道路や小中学校などの公共施設や民有地における花による景観づくりを進め、観光地としての魅力の向上に努めます。
⑬花を通じた愛される地域づくり 花に関する地域拠点の機能充実や花のまちづくり活動を通じた地域間交流の活性化を進めます。また、これまで以上に学校教育や生涯学習の場に花を取り入れ、花を通じた環境教育を推進します。
⑭花による町民活動への支援 鹿追の花と緑（芝生）の取り組みを後世まで引き継いでいくには町民の協力が必要です。既に花をテーマにした様々な活動が行われていますが、この活動を町内全域に広げるために様々な支援を行います。



基本目標

- 町の活性化のため人口減少対策として、町民の定住化と町外からの移住促進及び企業誘致に取り組みます。

現状と課題

- 本町の人口は、少子高齢化の進行や若者の就労の場の不足などにより、年々減少するものと予想されます。本町ではこれまで、移住定住促進対策として定住促進住宅建設奨励制度や賃貸住宅建設促進事業、低価格による宅地分譲、移住希望者の相談窓口設置、情報提供、移住体験事業など、積極的な対策を講じてきました。

今後も、これまでの蓄積を生かした移住定住対策に取り組むとともに、輸送条件など地理的条件の悪さから新規企業の進出が少ない中、就労の場の確保のための、地場資源を活用した企業誘致に取り組む必要があります。

施策の体系

- 定住化対策の促進
 - ①持家住宅、賃貸住宅の建設促進
 - ②定住のための宅地対策
- 移住者誘致の促進
 - ③効果的な情報提供
 - ④移住体験事業の実施
- 企業誘致の促進
 - ⑤企業誘致に向けた調査検討

施策の具体的内容

- 定住化対策の促進

①持家住宅、賃貸住宅の建設促進

これまでの助成制度を見直し、今後、必要な支援措置を推進します。

②定住のための宅地対策

宅地分譲の実施、民間分譲物件の紹介など、宅地取得の支援を推進します。

- 移住者誘致の促進

③効果的な情報提供

町ホームページでの情報提供の充実、都市でのPR活動を実施し、ワンストップ窓口での移住希望相談を実施します。

④移住体験事業の実施

移住への不安解消のため、移住体験事業（おためし暮らし）を実施します。

- 企業誘致の促進

⑤企業誘致に向けた調査検討

本町の地域特性を生かした企業誘致に向け、調査検討を行い企業誘致に取り組みます。

基本目標

- ライディングパークにおいては、乗馬事業を中心とした観光産業の発展、さらに都市と農村の交流・瓜幕地域の活性化を目指し、地域の振興と新たに農村地域をも網羅した観光の発展が図られるよう、都市と農村を結ぶ受発信基地としての役割を担うよう努めます。

また、道の駅「うりまく」もリニューアルされ、充実した機能発揮を目指します。パークゴルフ場の利用拡大を図るため施設整備に努めます。

現状と課題

- オープン以来、19年目を迎えたライディングパーク乗馬事業は、情操教育を中心に多くの子どもたちに乗馬に親しむことの喜びを体験させるとともに、体験観光も乗馬を取り入れ観光振興が図られています。

ライディングパークや瓜幕市街の来訪者に対し、サービスの向上、市街の再整備活動が地域住民により行われ、アグリクラフト・物産品・うりまく夢創造館で作られる木工加工品の販売等地域から都市への発信、また、自然体験留学やファームインのように都市から受け入れが行われています。さらにウリマックホールを拠点とした情報の発信等を進めていくことが求められています。

このために、地域都市との交流・市街地の環境整備・施設を利用したイベント・馬の道の整備、これらに関わる施設等の整備を図る必要があります。

施策の体系

- ライディングパークを中心とした地域づくりと観光の振興

- ①地域振興・活性化
- ②乗馬観光産業の振興
- ③憩いの場の形成

施策の具体的内容

- ライディングパークを中心とした地域づくりと観光の振興

①地域振興・活性化
<ul style="list-style-type: none"> ・乗馬愛好者を中心とした乗馬レッスンの充実を図ります。 ・民間活力による宿泊施設・飲食店・直売所運営を支援します。 ・アグリクラフト等を開発し農村から都市への発信を行います。
②乗馬観光産業の振興
<ul style="list-style-type: none"> ・乗馬に関する組織の確立と連携を図ります。 ・道の駅「うりまく」としての機能を活用します。 ・町内外の乗馬施設（クラブ）との連携を図ります。 ・乗馬イベント等の確立を図ります。 ・トレッキング・レッスン・体験乗馬等観光乗馬の振興を図ります。 ・乗用馬や放牧場等の充実を図ります。 ・町内観光施設を結ぶ馬の道の整備を図るとともに、十勝西北部とを結ぶ馬の道の整備と活用を図ります。
③憩いの場の形成
<ul style="list-style-type: none"> ・ウリマックホール活用による地域間との交流を図ります。 ・うりまく夢創造館を活用し地域住民のものづくり場としての交流を図ります。 ・ライディングパークが住民の交流の場として利用できるよう施設の整備を図ります。 ・パークゴルフ場を施設整備し利用者の拡大を図ります。

アグリクラフト…農畜産物や自然素材を使い、育てる喜び、伝統や習慣、願い事を造形化（クラフト）で表現する活動。

種類にはリース、ツリー、トピアリ等がある。

ファームイン…農家が経営する民宿のこと。

馬の道…乗馬で散策する道（町の設置14.4km、河川敷地24km、一般林道）。

基本目標

- 時代の基本性能を適格に満たし、地域住宅とともに、豊かな住空間の提供と地元業者の育成の両立を図ります。高耐久、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者から若年世代まで誰もが安心して生活できる住環境の整備を図ります。

現状と課題

- 近年、本町では公営住宅の入居待ちが多い傾向が続いています。既存公営住宅の長寿命化も進め、既に耐用年限を経過しているもの、また、耐用年限の1/2を経過している物件も多く77%にものぼり、建替えも同時に進めていかなければ将来、現状以上に負担が重くなる可能性が高い状況です。入居者の年代も変遷し、求める要求レベルも高くなり現状の公営住宅環境では希望に沿うことが難しくなっている現実と、管理する町の負担も今後増加して行く傾向にあると同時に、業者数も少なくなり早急な対応がより難しくなっています。

施策の体系

- 公営住宅の適正供給と維持管理の充実
 - ①長寿命化型公営住宅の建設
 - ②既設公営住宅の長寿命化型保全
- バリアフリー住宅の推進
 - ③ユニバーサルデザインの積極的採用
 - ④既設公営住宅のバリアフリー化対応推進
- 環境整備の充実
 - ⑤住宅周辺環境の保全
 - ⑥老朽物件の用途廃止と解体促進

施策の具体的内容

- 公営住宅の適正供給と維持管理の充実

①長寿命化型公営住宅の建設

新規建設の抑制とライフサイクルコストの縮減を図ります。

②既設公営住宅の長寿命化型保全

長寿命化計画をもとに、管理戸数目標を定め、適正供給と維持管理の充実を図ります。

- ・ 将来推計の把握分析
- ・ 民間施策支援の充実
- ・ 計画的な建替えの推進
- ・ 維持保全内容の十分な協議

- バリアフリー住宅の推進

③ユニバーサルデザインの積極的採用

- ・ ユニバーサルデザインを積極的に取り入れた住宅建設を推進します。
- ・ 特に子育て世代、高齢者に優しい住宅の供給を推進します。

④既設公営住宅のバリアフリー化対応推進

高齢者が入居する既設公営住宅・町営住宅のバリアフリーへの改善を推進します。

- 環境整備の充実

⑤住宅周辺環境の保全

保全及び整備、指導の充実を図ります。

⑥老朽物件の用途廃止と解体促進

政策空き家の促進、スムーズな建替え計画への移行を促進します。

ユニバーサルデザイン… (再掲) 22ページ参照

バリアフリー…障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁が取り除かれた状態。

ライフサイクルコスト… (= Life cycle cost) 製品や構造物などの企画・設計から竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでの全期間に要する費用。初期建設費のイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修、更新費などのランニングコストで構成。

基本目標

- 平成22年度策定の鹿追町住生活基本計画に基づき、町と住民が同じ目標に向かい、より良い住環境を築くと同時に町民個人にとってもより質の高い住財産をストックすることに付与します。

現状と課題

- 現在それぞれが、自分の好みに合ったものを自由に建設しており、建物単体としては素晴らしいのですが、地域としてはもう少し共通できるもので街並みを揃えることにより、今以上に気持ちの良い地域と化し、不動産価値も上がるといわれています。事業を進める上で、個別の内容にも若干のルールを設け、現在の単独事業から補助事業に移行し、長期の政策として挑みます。

施策の体系

- 鹿追町住生活基本計画の施行
 - ①民間新築住宅での推進
 - ②民間既存住宅での推進
 - ③民間賃貸住宅での推進
 - ④町の住宅での推進

施策の具体的内容

- 鹿追町住生活基本計画の施行

①民間新築住宅での推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入しやすい宅地の提供を推進します。 ・ 建設支援制度の充実を図ります。 ・ 「鹿追型住宅」として住宅配置、外構、緑化等のルール設定及び支援を行います。 ・ 性能基準、色彩基準、木材使用基準等のルール設定及び支援を行います。 ・ 環境のまちとして、エコな住宅促進アドバイスを行います。
②民間既存住宅での推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中古住宅購入支援制度の検討を行います。 ・ 改造支援制度の検討を行います。
③民間賃貸住宅での推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入しやすい宅地の提供を推進します。 ・ 建設支援制度の充実を図ります。 ・ 「鹿追型住宅」として住宅配置、外構、緑化等のルール設定及び支援を行います。 ・ 性能基準、色彩基準、木材使用基準等のルール設定及び支援を行います。 ・ 環境のまちとして、エコな住宅促進アドバイスを行います。 ・ 借家支援の検討を行います。
④町の住宅での推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「鹿追型住宅」として住宅配置、外構、緑化等のルール設定を行います。 ・ 性能基準、色彩基準、木材使用基準等のルール設定を行います。

鹿追町住生活基本計画…町民の豊かな住生活の実現を目指し、効率的かつ効果的な住宅施策の推進に向けて、長期的な視点での目標設定や住宅施策を体系的に位置づけた基本的な計画。

鹿追型住宅…より鹿追の風土、気候条件に即した住宅であり、さらには鹿追町住生活基本計画に基づく地域住宅のルールに沿って建てられた住宅。

基本目標

- 公園の環境整備の充実を図ります。

現状と課題

- 鹿追町の公園は、一般公園16箇所、スポーツ（パークゴルフ）公園1箇所、児童公園3箇所の合計20箇所が設置されています。利用目的や利用状況にあった公園を整備するとともに、市街地形成に沿った公園の配置を考慮し、町民と協働しながら安全で安心できる公園づくりを目指します。

施策の体系

- 公園、緑地の整備充実
 - ①遊具など公園設備の更新
 - ②環境美化の促進
 - ③利用目的に沿った公園の整備
 - ④既存公園の再考
 - ⑤ふれあい農芸公園の整備

施策の具体的内容

- 公園、緑地の整備充実

①遊具など公園設備の更新
老朽化した遊具など公園設備の適時更新を行います。
②環境美化の促進
公園内及び周辺について、憩いの場としてふさわしい環境の美化に努めます。
③利用目的に沿った公園の整備
パークゴルフ、健康づくりなど目的に沿った公園づくりを行います。
④既存公園の再考
利用状況、設置場所などを踏まえ、既存公園の統廃合の検討を行います。
⑤ふれあい農芸公園の整備
花を中心としたガーデニングにより、町民が参加できる魅力あふれる公園を整備します。



ふれあい農芸公園

基本目標

- 町民が安心して利用できる水道施設を整備します。
- 必要な水道水源の確保により適切な水需要バランスを図るとともに渇水や災害に強い水道施設の整備を推進します。
- 安心して水道を利用できるよう水道の水質確保のための施策を進め、高水準の水道を構築します。

現状と課題

上水道対策

- 鹿追町の本格的な水道は、昭和42年度から高台地区（上幌内、幌内、美蔓、上然別、瓜幕市街）昭和47年度には本町市街地区（鹿追市街）、昭和48年度は然別湖畔地区といずれも簡易水道で実施し、通水を開始しました。
高台地区簡易水道については、平成4年度から平成8年度の5年間で石綿セメント管の改修、平成11年度には水源の変更、導水管、送水管の新設等改修事業を実施しました。その他未改修区間の配水管は、耐用年数を迎えることから改修工事が必要となります。
市街地区簡易水道については、下水道の完成による生活様式の向上、宅地造成、高層住宅、大型公共施設の建設、観光客の増加に対応すべく、平成9年度から平成11年度で配水管及び水源の新設等改修事業を実施しました。その他未改修区間の配水管は、耐用年数を迎えることから改修工事が必要となります。
然別湖畔地区簡易水道については、下水道の整備に伴い、平成5年度、平成6年度で水源の変更、配水池増設等改修事業を実施しました。浄水施設の老朽化が著しく早急な改修が必要となります。
昭和50年度には中瓜幕の一部と東瓜幕を道営東瓜幕地区営農用水事業で実施し、平成16年度から平成19年度には水源の変更、導水管の新設等改修工事を実施しました。配水施設については、営農飲雑用水として再整備が必要であり、あわせて簡易水道の認可申請が必要となります。
昭和52年度は国営畑総かんがい用水事業（鹿追、下鹿追、中鹿追、笹川、北鹿追、北瓜幕、南瓜幕、中瓜幕）で実施し通水を行っています。平成16年度から平成20年度に配水池の増設、幹線配水管の改修工事を実施しました。未改修の幹線の一部、支線については、早急な改修が必要となります。

施策の体系

- 給水サービスの向上
 - ①災害に強い水道の構築
 - ②施設の更新と機能向上及び増設
 - ③安全な水道
 - ④維持管理と利用者との連携

施策の具体的内容

- 給水サービスの向上

①災害に強い水道の構築	予備水源の確保、施設の耐震化促進、緊急時のバイパス管、配水管路のブロック化を進め、災害に強い水道施設を構築します。
②施設の更新と機能向上及び増設	浄水施設や管路などの水道施設は、直接目に触れることがないため、より一層計画的対応が求められています。特に品質の向上と浄水施設の更新、老朽管の更新は地震に対する安全性の向上、漏水防止の促進に極めて有効な施策であり積極的に推進します。
③安全な水道	水源の確保により、良質な水質の供給を推進します。
④維持管理と利用者との連携	中央監視システムの導入により施設における適切な維持管理を行い、有収率の向上を目指すとともに水道利用者とのコミュニケーションの充実に努め、水道施設に対する理解と協力を求めます。

基本目標

- トイレの水洗化と生活雑排水を排除し衛生的で健康的な居住環境を創設します。
- 河川・湖・排水路などの公共水域の水質を確保します。
- 下水道整備がされていない地区については、合併浄化槽の設置を促進し、快適で清潔な生活環境の整備に努めます。

現状と課題

下水道対策

- 鹿追町の下水道は鹿追市街については、農業集落排水事業で実施し、平成2年3月から供用開始しており、処理区域内人口3,382人の内3,243人、戸数1,597戸の内1,520戸が水洗化されています。今後、なお一層の水洗化率の向上を目指す必要があります。然別湖畔地区については、特定環境保全公共下水道事業により平成7年3月より供用開始し100%水洗化されています。また、瓜幕地区についても農業集落排水事業で実施し、平成8年3月より供用開始し処理区域内人口277人の内252人、戸数121戸の内110戸が水洗化されています。農家地区については、平成8年度より総務省の起債事業で個別排水処理施設整備事業により平成21年度までに392戸の浄化槽が設置されています。このように、町全体100%の水洗化を目指し快適で清潔な生活環境の整備に努めます。

各浄化センター及び浄化槽の維持管理に万全な体制を図り、計画的な機器の更新に努め、水洗化率の向上を進める必要があります。また、然別湖畔浄化センターについては、事業認可変更に伴う機器更新工事を進めなければなりません。

水洗化の向上により、鹿追浄化センター・瓜幕浄化センター・然別湖畔浄化センターさらに個別排水処理浄化槽の適正な管理の徹底により水質の確保に努める必要があります。

施策の体系

- 長期的観点から計画性のある下水道整備と管理
 - ①普及率の向上と下水道施設の維持管理
 - ②下水道余剰汚泥の有効利用
 - ③普及のための個人に対する融資、補助制度の継続
 - ④町民との良好な協力関係と水洗化の普及
 - ⑤各浄化センターの維持管理
 - ⑥水洗化未実施住民への普及の推進

施策の具体的内容

- 長期的観点から計画性のある下水道整備と管理

①普及率の向上と下水道施設の維持管理

各浄化センター及び浄化槽の維持管理に万全な体制を図り、計画的な機器の更新に努め、水洗化率の向上を進めます。また、然別湖畔浄化センターについては、事業認可変更に伴う機器更新工事を進めます。

②下水道余剰汚泥の有効利用

下水道から出る余剰汚泥のバイオガス化により、環境に優しい利用の促進に努めます。

③普及のための個人に対する融資、補助制度の継続

水洗化の未実施地域の浄化槽設置に伴う排水設備に対する貸付又は補助を継続します。

農業集落排水事業…農業振興地域内の農業集落における下水道整備事業。農業集落のトイレのし尿・台所・風呂場などの生活雑排水を集め、きれいに処理して農業用水路や川にもどすことで、農村の生活環境を快適にし、農村をとりまく水環境の保全や農作物生産条件の改善を図る。

個別排水処理浄化槽…点在する農家地区の家庭のトイレ・台所・風呂などの汚水を処理する施設。

余剰汚泥…下水道施設等から出る沈殿物。

④町民との良好な協力関係と水洗化の普及
下水道事業実施地域における、住民の水洗化に対する意識の高揚と下水道工事に対する理解と協力が得られるようPRに努め、水洗化の普及を図ります。
⑤各浄化センターの維持管理
各浄化センターを集中監視し、機器の計画的な補修を図り、維持管理を継続して民間委託により実施します。
⑥水洗化未実施住民への普及の推進
下水道が整備されていない地域を対象に、総務省の起債事業である個別排水処理施設整備事業により浄化槽設置を計画的に行い、水洗化を実施します。

下水道普及状況

単位：ha、戸、人、%

区分	区域内面積	区域内人口	区域内戸数	水洗化人口	水洗化戸数	水洗化率	普及率
鹿追市街	180	3,382	1,597	3,243	1,520	95	59.39
然別湖畔	3.2	16	15	16	15	100	0.28
瓜幕市街	33.8	277	121	252	110	90	4.86
個別排水区	13,638	1,934	589	1,530	414	79	33.96
自衛隊	39.7	85	85	85	85	100	1.49
計	13,894.70	5,694	2,407	5,126	2,144	90	90

※平成21年3月31日現在

水洗化指標

単位：%

区分	鹿追市街地区	瓜幕市街地区	然別湖畔地区	個別排水地区	町全体
平成20年度	95	90	100	79	90
平成25年度	97	92	100	85	94
平成30年度	99	94	100	100	98

注) 平成25年度・平成30年度は推計値

2 安全で住みよい暮らしのために

基本目標

- 地域住民への資料配布や広報活動等により災害の未然防止と被害の軽減に努めます。
- 交通事故死ゼロはもとより、交通事故絶滅を目指し、広く交通安全を呼びかけるとともに、各種団体との連携を図りながら町民一人ひとりの交通安全思想の普及促進に努めます。
- 防犯意識の高揚と犯罪の予防活動を積極的に推進し、町ぐるみで犯罪のない安全で住みよいまちづくりを進めます。
- 防災計画に基づき、非常時の発生に備えて常に危機意識を持ち、各関係機関等と連携して、各種訓練や通信施設の維持改善を進めます。また、防災備品の計画的整備を図ります。

現状と課題

防 災

- 鹿追町の地勢は、多くの山岳、河川があり、このため風雪、台風による水害、地震などの防災に対し災害予防、災害応急対策及び災害復旧の対策を実施するため、防災関係機関がその機能を十分発揮できるよう万全の体制を期さなければなりません。

また、国際的にも各地で発生し、日本においても懸念されているテロ等の武力攻撃に対して、国民保護計画に基づき万全な対応をしていかなければなりません。

交通安全

- 車社会の進展は、私たちの生活環境をめまぐるしく変え、今では車はなくてはならないものとなっています。道路交通網の整備や道東道全線開通に伴い大型車両や余暇を活用した観光通過車両が増加し、交通事故多発の要因ともなっています。

幼児、児童、高齢者等交通弱者への交通安全教育をはじめ、シートベルト着用・スピードダウン運転の励行等正しい交通ルールとマナーの実践など安全運転の呼びかけを行い、交通安全思想の普及に努め、死亡事故撲滅を目指します。

また、交通安全施設の整備や観光客を含めた通過車両、近年増加傾向にある高齢者の交通事故の対応が課題となっています。

公 害

- 環境汚染から人間の生命と健康を守り、良好な生活環境を維持していくことは重要であります。近年、地球温暖化、環境ホルモン等地球規模の環境問題が課題となる一方、様々な産業活動に起因する地下水や河川などの水質汚濁など多種多様な問題が発生しています。また、北海道からの公害関係の権限移譲がなされ迅速な対応が可能となります。

本町では農業集落排水事業による下水道整備、個別排水処理施設整備事業での合併浄化槽による排水処理等環境の整備が進んでいますが、今後は産業活動に伴う公害発生も予想されますので、各種法令等に基づいて監視、指導体制を強化し、公害の防止を図る必要があります。

防 犯

- 近年、経済状況の悪化や雇用不安による閉塞感など複雑多様化する社会情勢の中であって町民生活に不安を与える各種犯罪は、凶悪化するとともに年々低年齢化し、また、身近なところで発生、しかも増加する傾向にあります。

町内においても、不審者による児童声かけ、自動販売機荒らし・車上ねらい、忍び込み等の事件が多発する状況にあります。

犯罪の未然防止など防犯思想の普及に努めていますが、なお一層町民一人ひとりが防犯意識をもつことが必要であり、より効果的な犯罪の予防活動の推進に努めなければなりません。

- 防犯は地域住民の協力なくしては効果が上がりません。このため町民が監視する地域力の発揮や必要に応じ防犯カメラ設置の検討もしていく必要があります。

通 信

- 通信施設は、日常生活及び産業活動において大きな役割を果たしており、今後の情報化社会の進展に伴い、ますますその役割が重要視されるものと思われます。本町においては、行政から町民への連絡は防災行政無線で行っており、平成9年・10年に施設の更新を図ったところですが、施設の維持管理をはじめ、今後は、より効果的な施設の検討、整備を図る必要があります。

- 全国瞬時警報システム（J-アラート）導入による迅速な連絡網の整備を図ります。

環境ホルモン…生体の成長、生殖や行動に関するホルモンの作用を阻害する性質を持つ化学物質。生体内でホルモンのようなふるまいをして本当のホルモンの働きを攪乱したり、邪魔したりして、生体の生殖や発育という基本的機能に障害を与える。

施策の体系

- 防災対策の強化
 - ①防災意識の普及
 - ②防災体制の充実強化
 - ③防災計画、国民保護計画の策定及び見直し
- 交通安全対策の強化
 - ④交通安全意識の高揚
 - ⑤交通安全教育の強化
 - ⑥交通安全施設の計画的な整備
 - ⑦交通事故対策の充実
- 公害対策の強化
 - ⑧公害環境基準の維持
 - ⑨公害防止意識の高揚
 - ⑩公害苦情相談、指導の充実
 - ⑪権限移譲による迅速な公害対応
- 防犯対策の強化
 - ⑫自主防犯意識の高揚
 - ⑬暴力追放、青少年の非行防止など有害環境の浄化活動
 - ⑭児童、生徒、高齢者をねらった犯罪の被害防止活動
 - ⑮地域住民との情報の共有
- 施設の維持管理
 - ⑯防災行政無線放送施設の維持管理
 - ⑰J-アラートの導入による緊急情報の周知

計画の内容

- 防災対策の強化

①防災意識の普及
防災のしおりや広報紙等により、風雪、水害、地震などの自然災害に対する防災意識の高揚に努めます。
②防災体制の充実強化
災害を未然に防ぐとともに、各関係機関等との各種防災訓練などを通じ、災害情報伝達体制の充実強化に努めます。
③防災計画、国民保護計画の策定及び見直し
各種災害に対し、万全を期するための防災計画を見直すとともに、武力攻撃等に対する国民保護計画に基づき、見直しを行い、有事に備えます。
- 交通安全対策の強化

④交通安全意識の高揚
「交通安全は家庭から」を合い言葉に、家庭や職場レベルから生命の大切さを考え、交通事故は加害者・被害者共に悲惨であることを呼びかけ、町民の交通安全意識の高揚に努めます。また、自転車の安全運転教習など事故防止に努めます。
⑤交通安全教育の強化
交通弱者と言われる幼児、児童及び高齢者の交通安全教育を徹底するとともに、運転者の正しい交通ルールとマナー（特に、スピードダウン運転励行とシートベルト着用の徹底）の習慣づけなど安全教育に努めます。

全国瞬時警報システム（J-アラート）…通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等の情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができる。

国民保護計画…外国から武力攻撃を受けた場合の国民の避難、救援、必要な物資の備蓄などについて、政府が定める基本指針に基づき、各自治体が作成。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

交通事故発生状況の推移

単位：件、人

年 別	発生件数	死傷者数	内 訳	
			死 亡 者	負 傷 者
平成17年	17	28	1	27
平成18年	12	14	0	14
平成19年	8	8	0	8
平成20年	6	7	1	6
平成21年	7	8	0	8

⑥交通安全施設の計画的な整備

道路が年々整備されていく中で、交通規制標識など交通安全施設の整備充実に努めます。

⑦交通事故対策の充実

交通事故被害者対策として、交通事故相談業務等を行います。

■ 公害対策の強化

⑧公害環境基準の維持

大気汚染、水質汚濁、騒音など環境基準の維持及び悪臭防止対策、地球温暖化防止対策等の強化に努めます。

⑨公害防止意識の高揚

公害の未然防止を図り、町民の意識高揚に努めます。

⑩公害苦情相談、指導の充実

公害苦情相談及び公害発生源に対する指導強化を図り、公害防止に努めます。

⑪権限移譲による迅速な公害対応

水質汚濁による規制や悪臭防止法など環境に係る権限移譲により、申請業務など迅速な対応に努めます。

■ 防犯対策の強化

⑫自主防犯意識の高揚

地域安全運動などあらゆる機会を通じて、町民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めます。

⑬暴力追放、青少年の非行防止など有害環境の浄化活動

青少年を取り巻く社会がますます複雑多様化する中で、有害環境を浄化し、青少年の健全育成に努めます。

⑭児童、生徒、高齢者をねらった犯罪の被害防止活動

児童、生徒、高齢者などを対象とした各種犯罪が複雑巧妙化する中で、児童、生徒、保護者、高齢者の防犯意識の高揚を図り、被害の未然防止に努めます。

⑮地域住民との情報の共有

関係機関と連携を図り、情報の共有により犯罪の抑止力を高めます。

■ 施設の維持管理

⑯防災行政無線放送施設の維持管理

既設の防災無線放送施設の効果的な運用に努めるとともに、市街地形成に配慮しつつ難聴地域の解消に努めます。また、より効果的な施設整備について検討します。

⑰J-アラートの導入による緊急情報の周知

総務省による、緊急情報を瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（J-アラート）の運用により、緊急情報の早期周知を図り町民の安全に努めます。

基本目標

- 陸上自衛隊鹿追駐屯地の維持拡充を図ります。

現状と課題

- 陸上自衛隊鹿追駐屯地は、これまで54年間、地域とともに、まちづくりに貢献してきましたが、近年、国の防衛体制の変化により、隊員は年々減少し、町の人口減少、地域経済、教育、コミュニティ、災害時の派遣など地域住民の不安が増大しています。

本町の活性化のためには、自衛隊の存在は不可欠であることから駐屯地の維持拡充を図る必要があります。

施策の体系

- 鹿追駐屯地維持拡充運動の展開
 - ①関係官庁などへの要望運動の展開
 - ②町民の防衛意識の高揚

施策の具体的内容

- 鹿追駐屯地維持拡充運動の展開

①関係官庁などへの要望運動の展開

警備地区5町（鹿追町・清水町・新得町・土幌町・上士幌町）が連携し、積極的な要望運動を展開します。

②町民の防衛意識の高揚

自衛隊協力会と連動し、防衛に関する情報提供、周知活動を展開します。



陸上自衛隊鹿追駐屯地の維持拡充を求める総決起大会
(鹿追町民ホール H21.3.1)

基本目標

- 防衛施設と調和した生活環境の整備を進め、町民生活の安定と福祉の向上を図ります。

現状と課題

- 本町は、陸上自衛隊鹿追駐屯地及び然別演習場が所在し、防衛施設面積は、約33.73k㎡にわたり町全体面積の8.4%を占めています。基地と町民との関わりは深く、施設設置に伴う各種障害防止のため、これまで道路改修をはじめ民生安定のための事業を進めていますが、今後も、防衛施設と調和を保ちながら、各種障害等に対して効果的な対策を図る必要があります。

施策の体系

- 防衛施設と調和した基地対策の推進
 - └ ①民生安定対策の推進

施策の具体的内容

- 防衛施設と調和した基地対策の推進

①民生安定対策の推進

防衛施設の設置や運用によって、各種障害を間接的に緩和し、町民生活の安定と向上を図るため施設等の整備を推進します。



然別演習場

基本目標

- 町内及び町外への移動手段である公共交通を確保・充実し、町民生活の活性化と利便性の向上を図ります。

現状と課題

- 現在、住民の日常生活の移動手段は、自家用車に大きく依存し、公共交通の利用は年々減少しています。しかし、公共交通は自家用車を運転しない方にとっては、日常生活や社会参加をするための重要な移動手段となっています。本町の公共交通は、民間のバス事業者、タクシー、町営の患者輸送バス、スクールバスなどが運行していますが、利用者は減少傾向にあります。このことから、本町では平成22年3月に「鹿追町地域公共交通総合連携計画」を策定し、公共交通の活性化に取り組んでいるところです。

今後も「鹿追町地域公共交通総合連携計画」に基づき、さらに高齢化社会に対応した、公共交通の総合的、効果的な運行体系の構築が必要です。

施策の体系

- 公共交通の整備・充実
 - ①地方バス路線の維持及び利用促進
 - ②町内公共交通運行体系の整備・充実
 - ③公共交通利用意識の醸成

施策の具体的内容

- 公共交通の整備・充実

①地方バス路線の維持及び利用促進
地方バス路線のあり方を沿線自治体で検討し、充実を図るとともに、観光、通勤、通学、通院、買物など利用促進策を図ります。
②町内公共交通運行体系の整備・充実
町営の患者輸送バスなどを利用者ニーズに合わせた運行体系に再編します。
③公共交通利用意識の醸成
公共交通利用促進のための周知活動を推進します。

基本目標

- 地域住民の災害の未然防止と被害の軽減に努めます。

現状と課題

- わが国における建物火災の発生件数は10年連続で3万件を超えており、統計を取り始めた昭和21年から昭和後期と比べると耐火構造の建築物等の増加により、建物の損害は減少しているものの依然として発生件数は高水準にあります。さらに住宅火災での死傷者数は10年連続して千人を越えており、なかでも近年の高齢化などにより65歳以上の高齢者が犠牲となるケースは実に60%を占めています。

町内においても、高齢者世帯は増加しており逃げ遅れを出さないための、住宅用火災警報器の設置促進活動やきめ細やかな防火指導が必要です。また、各事業所等の立ち入り検査又は広報紙などによる火災予防運動をより一層推進していかなければなりません。

施策の体系

- 消防・防災の充実
 - └ ①防火、防災の推進
 - └ ②災害弱者対策の強化
- 防災対策の強化
 - └ ③防災意識の普及

施策の具体的内容

- 消防・防災の充実

①防火、防災の推進

- ・ 事業所等における消防用設備等の維持管理と指導、さらに防火管理者の知識向上に努めます。
- ・ 地域の会合等で防災講座などを実施し、自主的な防火・防災意識の高揚を図ります。
- ・ 園児、小中高生など幼少期からの防火思想の普及啓発に努めます。
- ・ 各事業所において避難訓練・消火訓練等を指導し被害の軽減に努めます。
- ・ 防火クラブ、危険物安全協会の防火、防災思想の普及啓発に努めます。
- ・ 住宅用火災警報器の普及・早期設置に努めます。

②災害弱者対策の強化

- ・ 独居・老人世帯の防火査察の実施に努めます。
- ・ 関係機関との協力体制の確立、強化に努めます。

- 防災対策の強化

③防災意識の普及

定期的な広報誌や防災無線等を活用し、火災危険時期や、風雪、水害、地震などの自然災害に対する防災意識の高揚に努めます。



基本目標

- 消防組織の充実を図るとともに、消防施設・設備について計画的整備に努めます。
- 地域住民の災害の未然防止と被害の軽減に努めます。

現状と課題

- 消防を取り巻く状況は、複雑多様化する社会情勢の変化とともに、その災害形態も多岐に亘り、特殊な災害の発生やより高層・大型化する施設、危険物施設の増加に伴い人的被害の増大が危惧されております。災害対応の要となる消防力の強化のため、組織の充実はもとより車両性能及び装備と水利を充実するなど各種災害に対応できるよう計画的な施設整備を行わなければなりません。

施策の体系

- 消防組織の充実
 - ①消防職員の適正配置と技術の向上
 - ②消防団の充実
- 消防施設整備の充実
 - ③消防車両及び装備品の充実
 - ④消防水利の充実
 - ⑤消防・救急無線デジタル化及び通信指令体制の充実
- 防火・防災の推進
 - ⑥防災体制の充実

施策の具体的内容

■ 消防組織の充実

①消防職員の適正配置と技術の向上
消防広域化による組織の再編に係る消防職員の適正な人数確保と、複雑多様化する各種災害対応力強化のため教育・訓練に努めます。
②消防団の充実
消防団の活動理解に繋がる事業の実施などにより団員を確保し、大規模災害時の対応として救助、救出、応急処置・救護活動の強化に努めます。

■ 消防施設整備の充実

③消防車両及び装備品の充実
消防自動車及び装備品の計画的な整備に努めます。
④消防水利の充実
宅地・公園造成事業に伴う計画的な水利整備に努めます。
⑤消防・救急無線デジタル化及び通信指令体制の充実
平成28年5月期限である消防・救急無線のデジタル化への移行及び高機能指令台の整備事業について、広域的な共同運用など費用の軽減に努めつつ充実を図ります。

■ 防火・防災の推進

⑥防災体制の充実
大規模震災・水災害などを想定した演習の計画的な実施に努めます。

消防広域化…二以上の市町村が消防事務（消防団事務を除く）を共同して処理すること、または市町村が他の市町村に消防事務を委託することと定義され、消防体制の整備・確立を図ることを旨に行われること。

消防・救急無線デジタル化…消防・救急無線をアナログ通信方式からデジタル方式へと移行すること。高度情報化の飛躍的進展に伴う電波需要の急増に対応するとともに、複雑多様化する災害事象における効果的・効率的な消防・救急活動の実現のため、高度な情報通信システムを構築することができる。

基本目標

- 地域住民の生命・財産を守るため救急業務の充実に努めます。

現状と課題

- 高齢化社会の進行とともに救急出動件数は増加傾向にあり、近年の救急業務を取り巻く社会情勢は大きく変貌しており、より質の高い救急サービスが望まれています。

特に環境変化による自然災害、有毒ガス発生による多数傷病者発生時にも即時対応可能な装備の整備及び救急隊員の教育が必要です。

さらに救命率の向上に向けて、地域住民に対して応急手当の普及指導を積極的に図る必要があります。

施策の体系

- 救急業務の充実
 - ①救急隊員の教育
 - ②救急隊員の応用訓練
 - ③普通救命講習の実施

施策の具体的内容

- 救急業務の充実

①救急隊員の教育

救急の専門的知識を有する救急救命士が教育により各種資格を取得し、各隊均等な資格を有する救急隊編成に強化します。

②救急隊員の応用訓練

多数傷病者にも対応すべき特殊災害訓練を定期的にも実施し、盤石なる体制を図ります。

③普通救命講習の実施

町内AED設置施設を中心に普通救命講習を実施し、救命率の向上を目指します。



鹿追消防庁舎

AED… (= Automated External Defibrillator、自動体外式除細動器) 心臓が細かくけいれんし、血液を送れなくなる重い不整脈「心室細動」の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器で、音声ガイダンスに沿って操作ができる。

基本目標

- 町道の幹線道路及びその他の道路を計画的及び効率的・機能的に整備をするとともに、歩道網の計画を策定するなど使い勝手の良い交通網の整備を図ります。
- 道道の改良舗装整備の早期完成と交通安全促進を図ります。
- 国道の交通安全施設整備を促進します。

現状と課題

道路整備と交通の確保

- 町道の整備は、国道、道道の安全施設等の整備と連携し自転車、歩行者の安全かつ快適な生活路線としての機能の向上を図ることが極めて重要です。また、改良率65.1%、舗装率48.9%と整備を進めていますが、大型車両等の交通量の増加、既設道路舗装の劣化による損傷箇所の増加など、改良的整備は今後も引き続き必要と考えます。

町民ニーズの多様化する中で車道中心の除雪から歩道除雪による歩行者空間の確保を求める町民の声を重要視し、通勤、通学、農畜産物の搬出、搬入路線として、また、防災に配慮した町道の整備に努める必要があります。

施策の体系

- 道路、橋梁の整備・交通の確保
 - ①町道の整備と維持管理
 - ②国道の整備促進
 - ③道道の整備促進
 - ④市街地の交通体系の確立

施策の具体的内容

- 道路、橋梁の整備・交通の確保

①町道の整備と維持管理	幹線道路と生活道路、農畜産物搬出・搬入道路の整備を計画的に進めます。除雪、草刈りなど地域と協働で町道維持の充実を図ります。
②国道の整備促進	国道に係る交通安全施設の整備を促進します。
③道道の整備促進	鹿追糠平線、然別峡線及び笹川土幌線の早期改良舗装を促進します。道道に係る交通安全施設の整備を促進します。
④市街地の交通体系の確立	鹿追市街、瓜幕市街の道路改良、舗装、駐車場及び歩道などの交通安全施設の整備を図ります。

道路の状況

単位：km、%

区分	実延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率	橋数	橋長	
町道	平成7年度	480.6	288.8	60.1	167.2	34.8	189	2.6
	平成12年度	504.0	306.5	60.8	170.5	33.8	197	2.8
	平成17年度	508.1	325.9	64.1	244.8	48.2	197	2.8
	平成22年度	509.6	331.3	65.1	249.1	48.9	197	2.9
	平成32年度	515.0	350.0	68.0	260.0	50.5	200	3.0
国道	平成12年度	25.1	25.1	100.0	25.1	100.0	6	0.2
	平成17年度	25.1	25.1	100.0	25.1	100.0	6	0.2
	平成22年度	25.1	25.1	100.0	25.1	100.0	6	0.2
	平成32年度	25.1	25.1	100.0	25.1	100.0	6	0.2
道道	平成7年度	71.7	57.6	80.3	56.7	79.1	24	1.0
	平成12年度	71.6	58.4	81.6	58.4	81.6	26	1.0
	平成17年度	71.6	58.4	81.6	58.6	81.8	26	1.0
	平成22年度	71.6	65.4	91.3	63.6	88.8	26	1.0
	平成32年度	72.1	68.5	95.0	66.6	92.4	27	1.1

各年度4月1日現在の数値。ただし、平成32年度は、目標数値。

基本目標

- 町道の適正な維持管理を進めます。

現状と課題

道路整備と交通の確保

- 町道の維持管理について、迅速かつ適正に実施するとともに、町民の生活道路の確保を行わなければなりません。

施策の体系

- 町道の維持管理の適正実施
 - ①道路補修の実施
 - ②道路環境の整備
 - ③道路除雪体制の確立

施策の具体的内容

- 町道の維持管理の適正実施

①道路補修の実施
危険箇所改善に向け適時補修を実施します。
②道路環境の整備
道路周辺の草刈等道路環境の整備に努めます。
③道路除雪体制の確立
迅速な除雪の実施と凍結路面解消など冬道安全対策を実施します。



整備された新町本通り

3 自然環境保全と育成のために

基本目標

- 河川的环境整備を促進します。
- 小河川を整備し、決壊の防止に努めます。
- 砂防事業の促進と森林施業との有機的な関連の中で予防治山事業の促進に努めます。

現状と課題

治山・治水対策

- 鹿追町の河川は昭和56年度から昭和60年度にかけ、然別川改修工事の完成をはじめ、国営畑総事業幹線明渠排水工事の完了、町内6地区道営畑総事業等の明渠排水工事も完了、あわせて然別演習場内を水源とする4河川の改修工事も既に完了している状況の中、河川の氾濫も現時点においてはあまり見られなくなり、その効果が表れ現在に至っています。

河川は私達の生活の潤いと安らぎを与えてくれる貴重な水と緑の存在であり、良好な河川空間に対する町民の要請はますます高まっています。しかしながら、早い時期に改修を終えた河川については、維持管理の重要性を再認識し、町民一丸となって財産を守って行く考えをあらためて持たなければならないと考えます。

自然環境の保全、創出秩序を図るためにも水害、土砂の流出及び崩壊などによる災害を防止する治山・治水により土地の安全性を高めていくことが最も重要な課題です。

河川改修等はかなり進んでいますが、同時に川に生息する生き物は減少傾向にあり、その復元に向けた施設づくり等も合わせて実施していく必要があると考えます。このため、河川が地域住民の共有財産であるという認識のもとに、河川環境整備も含めた改修を促進し、さらに治山事業の推進、保安林整備の充実を図り、国土保全の機能をさらに高める必要があります。

施策の体系

- 水と緑の調和のとれる空間の整備促進
 - ①未改修河川の整備を図り農地及び自然の環境維持
 - ②関係機関による復旧治山、予防治山と小規模治山事業の推進
 - ③保安林整備事業の推進

施策の具体的内容

- 水と緑の調和のとれる空間の整備促進

①未改修河川の整備を図り農地及び自然の環境維持

鹿追町の財産である然別川の環境整備を関係機関に要請し、永く美しい自然の環境を継承しなければなりません。また、普通河川及び明渠排水路の環境・施設保全整備を、地域と連携して継続的に行います。

②関係機関による復旧治山、予防治山と小規模治山事業の推進

災害を防止するため、各種治山、治水事業の計画的な実施を推進します。

③保安林整備事業の推進

保安林機能の充実を目指し、保安林改良事業を推進します。

4 自然環境と調和した土地利用のために

基本目標

- 土地の有効利用促進のため、遊休地の有効活用や自然環境の保全に努め、計画的な土地利用を推進します。

現状と課題

- 土地は、現在及び将来における限られた資源であるとともに快適な生活と産業活動を支える共通の基盤です。本町の土地利用状況は、総面積402.86k㎡（湖沼除く）で、国立公園内の森林を含む山林が総面積の半数を占め、畑など農用地を含めた面積が全体の8割を超える豊かな自然に恵まれた地域といえます。

本町は、快適で秩序ある市街地形成に向けて、住宅団地の造成や公共施設の整備など有効な土地利用に努めてきたところです。このような状況の中、近年自然豊かな居住地域でゆとりある生活を求める人が増加しています。本町においても時代のニーズに対応し、移住定住促進のための低価格宅地分譲などをはじめ、遊休地の有効活用、さらには自然と調和した景観形成を含めた土地利用基本計画を策定する必要があります。

施策の体系

- 自然環境と調和した土地利用の推進
 - ①土地利用基本計画の策定
 - ②遊休地の有効活用
 - ③美しい街並み形成

施策の具体的内容

- 自然環境と調和した土地利用の推進

①土地利用基本計画の策定
地域特性を考慮した快適な生活環境を確保するため、長期的な視野に立った土地利用基本計画を策定します。
②遊休地の有効活用
土地利用の実態を把握し、有効な利活用を図るとともに、無秩序な土地利用の防止に努めます。
③美しい街並み形成
自然と調和した美しい街並み形成のため、景観形成の指針策定に努めます。



町民ホール前トピアリー

第3章 活力と魅力あふれる産業づくり

第1節 持続性に富み活力ある産業づくり【産業振興】

- 1 持続性に富み活力ある農業の創造のために
- 2 意欲ある多様な農業者の育成・確保のために

基本目標

- 「政策」 新たな食料・農業・農村基本計画に沿った農政施策を積極的に推進します。
- 「食」 消費者ニーズにかなった安心で安全な食料生産体制の確立を目指します。
- 「環境」 環境と調和した持続可能な農業経営基盤の強化を図ります。
- 「担い手」 多様な農業経営に対応する意欲ある担い手の育成・確保に努めます。
- 「地域資源」 地域資源を活かした取り組みを推進し都市との交流を促進します。

現状と課題

- 平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」に基づき食料・農業・農村政策が推進され、多様な消費者ニーズに応えるべく様々な取り組みを行った結果、消費者と生産者の距離が近くなり、地元産の新鮮な農畜産物が手頃な価格で消費者の手元に届くようになりました。

さらに、先進的で多角的な農業経営を行う農業者も増加し、所得や年間労働時間において他産業と比較しても遜色ない、またはそれを上回る農業者も多数現れてきています。

このような中、国は「新たな食料・農業・農村基本計画」を策定し、「戸別所得補償制度の導入」、「6次産業化による活力ある農山漁村の再生」、「食の安心・安全など消費者ニーズにかなった生産体制への転換」を柱とした施策を進めようとしています。これまでの生産拡大志向から消費者が求める品質や安全・安心といったニーズにかなった生産体制の確立も図らなければなりません。このため、消費者の求める食の安心・安全対策として、農産物の生産履歴や野菜の生育状況の情報発信、畜産のトレーサビリティの導入、一貫した生産体制を管理する「危害分析・重要管理点（HACCP）」「農業生産工程管理（GAP）」の導入など、消費者の視点を重視した取り組みが必要となっています。

また、国内農畜産物の価格の低迷による所得の減少や農業従事者の高齢化、農家戸数の減少などの課題を解決するため、時代に即した優れた経営感覚を持つ担い手の育成や農外労働力による労働支援事業の拡大、経営面での生産コストの低減、適正施肥や有機物の有効活用による環境に配慮した農業生産など、魅力的で将来に希望の持てる農業を確立することが求められています。

地域内に豊富に存在する未利用資源やバイオマス資源の有効活用などにより、環境と調和した持続可能な農業経営基盤の強化を図るとともに、近年の異常気象に対応できる農業生産基盤の整備により足腰の強い農業の実現を図り、肥沃な農地から生産された安全で質の高い農畜産物を原料として付加価値を付けた加工品を製造・販売することで地産地消と新たな産業の確立を目指します。

今後も都市住民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康でゆとりある生活に資するため、魅力ある農村を発信し都市との交流を促進します。

施策の体系

- 食料・農業・農村計画の一体的な展開
 - └ ①国の各種補償制度への迅速な対応
- 地元農畜産物を軸とした食と農の結びつき
 - └ ②地産地消と食育の推進
- 食品の安全性の向上
 - └ ③消費者ニーズにかなった生産体制の確立
- ワーキングセンター等食品加工施設の有効活用
 - └ ④農畜産物加工研修の推進
 - └ ⑤農商連携と特産品の開発に対する支援

トレーサビリティ…食品の流通、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売元などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにする仕組み。

農業生産工程管理手法（GAP）…（＝ Good Agricultural Practice） 農産物の安全確保などのため、農業者・産地自らが、作物や地域の状況などを踏まえ、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという一連の生産工程の管理手法。

危害分析・重要管理点（HACCP）…（＝ Hazard Analysis and Critical Control Point） 製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法のこと。

- 経営基盤の強化
 - ⑥再生産可能な農業構造の確立
 - ⑦競争力を高める農業技術の開発と普及
 - ⑧農業経営法人化の推進
- 環境と調和した生産活動の推進
 - ⑨環境に優しいクリーン農業の推進
- 意欲ある多様な農業者を育成・確保
 - ⑩人材の育成及び確保
 - ⑪産業研修受入の充実促進
- 女性参画の促進
 - ⑫女性参画の促進
- 活力ある農村の再生
 - ⑬地域資源の有効活用
 - ⑭都市住民との交流促進
 - ⑮鳥獣被害対策の推進



施策の具体的内容

- 食料・農業・農村計画の一体的な展開

①国の各種補償制度への迅速な対応

持続的な農業生産と農業の持つ多面的機能の維持を図るため、意欲のある全ての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備するため、国が実施する各種補償制度に迅速に対応するとともに、これまで作物別に講じられてきた生産関係施策などを継続して支援します。

- 地元農畜産物を軸とした食と農の結びつき

②地産地消と食育の推進

命の源である「食」の生産・供給を行う生産者とその大切な「食」に対する理解と正しい知識を身につけなければならない消費者が一体となって取り組む「地産地消」を促進するとともに、「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる能力を身につける「食育」を推進します。

- 食品の安全性の向上

③消費者ニーズにかなった生産体制の確立

食の安全・安心が揺らぐ中、消費者のニーズにかなった生産体制を定着するために「トレーサビリティ・システム」や「危害分析・重要管理点（HACCP）」、「農業生産工程管理（GAP）」の導入を推進します。

- ワーキングセンター等食品加工施設の有効活用

④農畜産物加工研修の推進

手作り加工体験や一般加工技術など、食品の加工や保存に関する研修を行い、本町で生産される安心で安全な農畜産物の有効利用を推進するため、ワーキングセンターや農業振興センターを有効に活用します。
また、今後のワーキングセンターの活用方法について検討します。

⑤農商連携と特産品の開発に対する支援

生産から流通、販売など農業者と商業者が連携した取り組みや地場農畜産物を活用した特産品の開発を行う組織、団体等に対して側面的に支援します。

- 経営基盤の強化

⑥再生産可能な農業構造の確立

農業が、食料の安定供給や多面的機能の発揮という役割を持続的に果たしていくことは、国民全体の利益にかなうものです。これらの観点から効率的で安定的な経営者を育成し、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、自らの目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者や、農地取得などにより規模拡大を図ろうとする農業者に対する支援を総合的に講じます。

⑦競争力を高める農業技術の開発と普及

安全・良質・低コストを実現するために、国・道などの試験研究機関と連携を強化し、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及と急速に普及した情報技術を活用した農業経営の可能性を検討します。

⑧農業経営法人化の推進

農業経営の法人化は、効率的かつ安定的な経営体を育成する観点や、新規参入者の受け入れなど幅広い役割が期待されているため関係機関と連携を図りながら、設立、運営、発展の各段階における指導等の実施により法人化の推進と経営体質の強化を図ります。

■ 環境と調和した生産活動の推進

⑨環境に優しいクリーン農業の推進

地球規模での環境問題への関心の高まりに対応し、「YES! Clean」や「エコファーマー」の取得など、化学肥料や化学合成農薬の5割以上の削減を目指すクリーン農業の取り組みや家畜排せつ物の有効利用、交換耕作や緑肥の導入による地力の増進等を推進します。また、有機農業によるオーガニック野菜などが注目される中で、関係機関とともに生産から販売までの検討を行います。

■ 意欲ある多様な農業者を育成・確保

⑩人材の育成及び確保

農家戸数の減少や高齢化が進行する中、効率的で安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、国や北海道が推進する各種助成事業や研修会などを斡旋し、農業者の技術及び経営管理能力の向上を推進します。

⑪産業研修受入の充実促進

本町の産業に深い理解と意欲を持った研修生の受け入れを通して、都市と農村の人的交流を推進し、産業担い手対策を推進します。

■ 女性参画の促進

⑫女性参画の促進

農業を持続的に発展させていくために、女性の農業経営における役割を適正に評価し、女性農業者ならではの感性や能力を生かしながら、経営等の改革に取り組み、地域活性化に向けた主体的な取り組みを支援します。

■ 活力ある農村の再生

⑬地域資源の有効活用

生産された農畜産物に加工・販売の面から付加価値を高めようとする取り組みや農家民宿、農家レストラン等の経営の多角化・高度化を進める取り組み、さらには地域に豊富に存在するバイオマス等の未利用資源を用いた新たな事業を展開しようとする取り組みに対して、側面的な支援を行います。

⑭都市住民との交流促進

多様化する旅行者のニーズに対応する、食や体験などの取り組みや農業の理解を含めた町内全体的な魅力を発信する取り組みを継続して推進します。

⑮鳥獣被害対策の推進

深刻化する鳥獣による被害対策を、これまでの地域一体での取り組みに加えて、他市町村との連携強化など広域で横断的な対策を充実し、鳥獣被害の軽減を図ります。

YES! Clean表示制度…北海道が推進するクリーン農業の施策の一つ。クリーン農業の取組で生産された農産物に対する消費者の理解と信頼を高めるため、一定の基準を満たした農産物にYES! Cleanマークが表示される。

エコファーマー…「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、都道府県知事から堆肥などによる土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者。

交換耕作…畑作農家と酪農家の畑をそれぞれ交換し作付けすることで、輪作体系の維持と家畜糞尿の有効活用を図ること。

緑肥…栽培している植物を、収穫せずそのまま田畑にすきこみ、植物と土を一緒にして耕し、後から栽培する作物の肥料にすること。

基本目標

- 安全・安心で消費者の視点に立った農畜産物の生産を推進します。
- コスト低減、経営の安定に向けた支援体制の充実を図ります。

現状と課題

- 飲用乳の消費が低迷する中で、良質粗飼料の確保、疾病発生への低減による生産性向上を図る必要があります。また、次代を担う農業経営者の育成や農外労働力による経営の安定化を図り、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」などの法令を遵守した農業経営を推進します。

施策の体系

- 時代に対応する畜産経営の確立
 - ①生産基盤の強化及び適正施肥
 - ②バイオガスプラントの有効活用・推進
 - ③農畜産物の需要拡大
 - ④飼養管理技術の向上と家畜衛生対策の強化
 - ⑤家畜排せつ物の適正管理と有効活用
- 心にゆとり・生活に潤いのある農業経営の確立
 - ⑥ヘルパー制度やコントラの活用
 - ⑦農業者従業員の住環境整備

施策の具体的内容

- 時代に対応する畜産経営の確立

①生産基盤の強化及び適正施肥
良質粗飼料を確保するとともに、TMR等の利用拡大を推進し、家畜飼養の環境・効率化を進め、栄養収量を重視した粗飼料収穫体系の確立と適正施肥によるコスト低減を図ります。
②バイオガスプラントの有効活用・推進
家畜排せつ物等の農業由来バイオマスの有効活用を図り、プラント整備を推進し、鹿追町環境保全センター等のバイオマス施設から得られるバイオマスエネルギーや有機質肥料である消化液の活用を全町的に拡大していくとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出抑制、地域循環型社会の構築を図ります。
③農畜産物の需要拡大
国際的な価格形成に影響されないよう、付加価値を高め「伝える」から実際に飲むという「動かす」に転換し、酪農のすばらしさを理解してもらい、牛乳・乳製品の愛飲の輪を広げ、安全で安心できる農畜産物の生産を推進します。
④飼養管理技術の向上と家畜衛生対策の強化
飼養管理技術の向上により生産コストの低減を図り、家畜伝染病等疾病対策を推進し、畜舎等の洗浄消毒を推進し生鮮食料生産現場として衛生対策を進めます。
⑤家畜排せつ物の適正管理と有効活用
「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に沿った家畜ふん尿処理を推進し、環境や景観に配慮した管理体制及び有効活用を図ります。

- 心にゆとり・生活に潤いのある農業経営の確立

⑥ヘルパー制度やコントラの活用
酪農ヘルパー制度を活用し、ゆとりと潤いのある経営を推奨し、コントラ組織の活用により管理部門の強化を図ります。
⑦農業者従業員の住環境整備
本町の農業生産を補完的に支える農業者従業員の住宅整備を民間などの動向を見据えながら推進します。

バイオガスプラント…家畜ふん尿等有機物の分解過程で空気を遮断することで、酸素を嫌うメタン菌等による発酵を促し、メタンガスを多く含むバイオガスを生成する工場。メタンガスから熱や電気を取り出せることから新しいエネルギー源として注目されている。

コントラ…コントラクター (= contractor) の略。農作業を請負い、農家個々の省力化と機械経費軽減を図る組織。

TMR…粗飼料と濃厚飼料を適切な割合で混合し、必要な養分を十分供給できるように調整した牛の飼料のこと。

基本目標

- 農業生産基盤の整備を推進します。

現状と課題

- 近年の異常気象による、冷湿害及び干ばつ等を経験した中で、足腰の強い農業は生産基盤の整備が不可欠であり、国営・道営事業など需要に応じた農業生産基盤の整備を推進します。

施策の体系

- 農業生産基盤整備の推進
 - ①農業農村整備事業の推進
 - ②土地改良施設維持管理の適正化

施策の具体的内容

- 農業生産基盤整備の推進

①農業農村整備事業の推進

いかなる気象条件にも対応できる農業基盤の整備（明渠排水・暗渠排水・畑地かんがい・区画整理・石レキ除去等）により農作業の効率化と、農村景観等に配慮し農畜産物の増収及び品質向上を目的に農業農村整備事業を推進します。

②土地改良施設維持管理の適正化

農業水利施設（農業用水、農業用排水路等）を受益者と一体となり維持管理を行うことで、農業用水の安定供給及び農地の排水を高めることを目的に維持管理を行います。



鹿追町環境保全センター（バイオガスプラント）

基本目標

- 農地流動化施策の強化を推進します。

現状と課題

- 後継者不足、高齢化等による規模縮小によって生じた跡地の農地移動適正化斡旋による農用地の高度利用を推進することが重要です。

機械の大型化により、分散した農地をまとめ、作業効率に優れた圃場を形成するためにも、交換分合事業の取り組みが必要になってきています。

施策の体系

- 農用地流動化の推進
 - ① 農業経営基盤強化促進事業の推進
 - ② 農用地集団化事業の推進

施策の具体的内容

- 農用地流動化の推進

① 農業経営基盤強化促進事業の推進

農地移動適正化あっせん事業を基本に農業経営基盤促進事業の適正な運用実施により、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進並びに農業経営の改善及びその安定を図ります。

② 農用地集団化事業の推進

農用地の集団化により効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用等を図り、農業経営の安定に資するよう交換分合を地域調整を図りながら随時推進します。



農用地移動適正化あっせん事業…農業振興地域内の農用地等の所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあっせんを行い、農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を図るための事業。

農地流動化…農用地の賃貸や売買により、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転が行われること。

交換分合…細分・分散している農用地を、区画、形状、地番を変更することなく、所有権や使用収益権を移転又は消滅・設定し、広く使いやすい農用地にまとめる事業。

基本目標

- 意欲ある農業者への土地利用集積、有効利用、農地情報の利活用を推進します。

現状と課題

- 優良農地の確保、有効利用を図るため、農地パトロール活動等の地域における活動を強化していきます。

施策の体系

- 農地の有効利用の推進
 - └ ①地域の特性を考慮した農地の有効活用の推進

施策の具体的内容

- 農地の有効利用の推進
 - ①地域の特性を考慮した農地の有効活用の推進
農地の多面的機能を保持し有効活用を図ります。



3 効率的な林地活用と活力ある森林施業のために

基本目標

- 農林業の土地利用区分を明確にし、林地の効率的な活用を図ります。
- 除間伐の適期実施や長伐期施業の導入など計画的施業を推進します。
- 地元材の有効利用を図り流通機能の充実に努めます。
- 森林の持つ多面的な機能と適正な森林施業の必要性の啓発に努めます。

現状と課題

■ 森林は、木材生産、山地災害の防止、水源のかん養などの役割に加え、二酸化炭素の吸収や炭素の貯蔵、森林から生産される木材の利用による炭素の貯蔵や化石燃料の使用削減を通じ、地球温暖化防止に大きく貢献しています。

しかしながら、木材価格の低迷などにより林業環境が悪化し森林所有者の経営意欲の低下を招き、さらに、林業労働者の後継者不足や高齢化など、林業を取り巻く情勢は厳しいものになっています。

このため、国などの補助事業を十分活用し、健全な林分への誘導を図りながら、適正な森林施業の推進を図り、林地の保全、資源の活用に努める必要があります。

今後は、北海道など関係機関と連携し、違法伐採や無許可伐採などの未然防止に努めるとともに森林組合など関係団体の育成強化及び後継者の育成を図りながら、高生産林業の実現に努める必要があります。

さらには、カラマツを中心とした地元材の有効利用を図りながら、多様な機能を持つ森林を適正に管理し、景観にも配慮した林業施業を推進する必要があります。

施策の体系

- 林業経営の維持増進
 - ①土地の有効利用及び林地の保全
 - ②造林事業の推進
 - ③地元材の有効利用
 - ④森林機能及び森林施業の必要性の啓発

施策の具体的内容

■ 林業経営の維持増進

①土地の有効利用及び林地の保全	農林業の土地利用区分を明確化し、無立木地や未立木地の解消に努めます。
②造林事業の推進	計画的な植林や間伐を推進します。
③地元材の有効利用	公共建築物などにおける地元材の有効活用を促進します。
④森林機能及び森林施業の必要性の啓発	森林の持つ多面的な機能や適正な森林施業について啓発に努めます。



4 活気あふれる商工業の推進のために

基本目標

- 地域経済を支える商工業の振興は、地域における雇用の安定や消費拡大が経済活動を活発化させ、さらには所得の向上につながるものと考えます。商工業振興のためには、行政と各関係機関との連携が重要と考えられ、特に商工会活動を積極的に支援し、経営指導体制の強化や人材育成による経営管理能力の向上に努め、経営の近代化を推進し、安定化・健全化を目指します。
- 近代化された街並みや街路の整備に努め、魅力ある商店街づくりと、きめ細かなホスピタリティあふれた特色ある商店街づくりを目指します。
- 地場製品の販売強化や特産品の有効活用を図るため、観光協会や道の駅と連携し、地産地消を推進します。
- 経営の安定化や健全化のため、各種融資制度や諸施策の周知を図るとともに、事業資金利子補給制度の充実を図ります。
- 観光と芸術文化・花と芝生のまちづくり等の融合による商店街づくりと商工業振興を図ります。
- 農商工の連携で経済効果を高めます。

現状と課題

- わが国は、国際金融不安に端を発し、資源・エネルギーの高騰やデフレによる利益の低下により、厳しい経営を強いられ、特に北海道は雇用の悪化はひどく、新卒の求人倍率は0.8を切っているのが現状です。

さて、鹿追町は平成13年に道道の拡幅による近代化事業が終了し、その後、南町地区の国道の近代化が図られ、歩道も拡幅するなど各個店や街区の整備が進み、商店街が花や絵で彩られ、町の「顔」としての形態は整ってきています。しかしながら、購買力の流出は歯止めがかからないのが現状です。

このような中、ポイントカード・商品券の発行など地域循環型経済を目指したところですが、また、緊急経済対策としてのプレミアム商品券の発行は、購買シーズンにあわせたものとなり、即効性を果たし消費の拡大と購買力の流出防止の役割を担いました。今後、地域において、買い物難民が増えないよう努めなければなりませんし、なお一層、小規模店ならではの利点を生かし、ホスピタリティを十分に発揮することが求められています。

施策の体系

- 商工会組織の拡充と強化促進
 - └ ①経営改善事業の推進
 - └ ②一般事業の推進
- 商店街近代化及び環境の整備促進
 - └ ③各商店街の近代化及び環境の整備促進
- 生産、加工、流通、販売網の整備と雇用拡大の促進
 - └ ④生産者（農林水産業）と商工業者等の連携促進強化
 - └ ⑤道の駅・特産品部会との連携
 - └ ⑥陶芸鹿追焼の新作の研究開発
 - └ ⑦町内企業への支援
 - └ ⑧産業クラスター事業への支援
- 各種制度資金の有効活用
 - └ ⑨国、北海道及び町などの融資制度資金の効率的活用
 - └ ⑩町事業資金利子補給制度の充実
- 観光と芸術文化と調和した商店街づくり
 - └ ⑪観光と調和した商店街づくり
 - └ ⑫芸術文化と調和した商店街づくり

プレミアム商品券…購入金額にある一定の金額を上乗せした商品券。

鹿追焼…美蔓地区の良質な粘土を原料として使用。北国十勝の荒々しい風雪に耐え抜いた男性的な土の肌と素朴な色合いの陶芸品。

クラスター…（ブドウなどの）房、集まり、集団の意。鹿追町が抱えている産業課題を産の経営者や学・官の研究者等の異業種機関を設立し、産業振興を図る。

- イベントの充実と創意工夫
 - └ ⑬道の駅を中心とした特産品の販売
- 心かよいあう商店街と人材育成
 - └ ⑭心かよいあうサービスの向上
 - └ ⑮心かよいあう人づくり

施策の具体的内容

■ 商工会組織の拡充と強化促進

①経営改善事業の推進

商工業の発展は経営者自らがその時代にあった経営感覚を身につけ、活力を見いだすことが大切です。そのため商工会を地域活性化のために重要な位置づけとし、商工会組織による意識啓発は勿論のこと、経営管理能力などの向上に努めます。

②一般事業の推進

経済観光交流館を拠点とし、組織強化の充実を図り、町民と観光客の憩いの場としても活動の拡充に努めます。また、多様化する消費者ニーズに対応し、流出した購買力を取り戻すため活動内容の充実や町内での消費活動への意識の高揚に努めます。

■ 商店街近代化及び環境の整備促進

③各商店街の近代化及び環境の整備促進

道道拡幅に伴う商店街の近代化が平成13年に完了し、町の顔としてのハード環境は一定の成果を見せています。今後は、ソフト面の充実が求められていることから、商店街を花で飾るほか、芸術的イメージづくりのためウインドウギャラリーの有効活用を図り、さらに魅力ある商店街づくりを進め、購買力の流入に向けて環境づくりを進めます。

■ 生産、加工、流通、販売網の整備と雇用拡大の促進

④生産者（農林水産業）と商工業者等の連携促進強化

農商工が一体となって、地元生産物からの商品開発を推進します。
また、生産者や加工、流通、販売業者に至るまで連携を密にし、地域の商工業や農業など町の活性化を図ります。

⑤道の駅・特産品部会との連携

道の駅を物産販売の拠点と位置づけ、施設の機能強化と観光案内等のソフト面での充実を推進します。物産振興を図るため、観光協会特産品部会と連携し、PR活動を促進します。
商工業者や農業者などが一体となって流通や販売網の整備を行うとともに製品の宣伝や、デパート・スーパー等への催事を積極的に展開します。

⑥陶芸鹿追焼の新作品の研究開発

芸術性を高めつつ、道の駅や催事・デパートへの出店を通じて広く鹿追焼のPR販売を行います。また、陶芸講座を通じて愛好者を育成し、鹿追焼ファンの底辺拡大を推進します。
今後、産業・教育としての位置づけを見定め、生産体制強化の整備を行います。

⑦町内企業への支援

本町独自の優遇制度を活用し、企業の拡充・拡大及び起業化を支援します。

⑧産業クラスター事業への支援

産学官の効果的な連携と協働により新たな技術や産業を創造し、本町における技術と産業の集積・発展、さらに雇用の確保を図るためにも産業クラスター事業を積極的に支援します。

■ 各種制度資金の有効活用

⑨国、北海道及び町などの融資制度資金の効率的活用

商工業者の近代化を進めるためにもなくてはならない制度であり、低金利資金などの効率活用を推進します。

⑩町事業資金利子補給制度の充実

鹿追町中小企業事業資金の借入によって生じる利子及び保証料の補給を継続します。

鹿追町における商業の状況

区 分		平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
総 数	商 店 数	72	68	62	65	60	59	63
	従 業 員 数 (人)	262	235	264	248	247	241	232
	年間商品販売額 (百万円)	4,764	5,183	5,076	4,618	4,578	4,317	4,242
卸 売 業	商 店 数	2	2	4	4	2	2	2
	従 業 員 数 (人)	X	X	13	7	5	4	3
	年間商品販売額 (百万円)	X	X	600	380	281	X	X
小 売 業	商 店 数	70	60	58	61	58	57	61
	従 業 員 数 (人)	X	X	251	241	252	237	229
	年間商品販売額 (百万円)	X	X	4,476	4,237	4,297	X	X

資料：商業統計調査

■ 観光と芸術文化と調和した商店街づくり

⑪観光と調和した商店街づくり

年間約70万人が訪れてくる観光客が商工業にもたらす経済波及効果が大いことから、観光客が立ち寄る雰囲気や環境の商店街づくりに努めます。

⑫芸術文化と調和した商店街づくり

商店街の魅力を高めるため、各個店のウインドウギャラリーを活用した作品展示など街全体が美術館となるよう、芸術と文化の漂う商店街づくりに努めます。

■ イベントの充実と創意工夫

⑬道の駅を中心とした特産品の販売

物産展への出品は、売り上げによる経済効果のほか、自治体の知名度アップ、そして商品そのもののPRが挙げられますが、このほか、情報の収集場所としても効果があります。また、物産展の出品を通じて、定番商品に移行することも多く、販売戦略を構築するためにも物産展の活用は、重要な検討要素となります。さらに道の駅を活用した、特産品のPR、情報発信により町内外の方に特産品の魅力と特色ある商品のPRを図ります。

■ 心かよいあう商店街と人材育成

⑭心かよいあうサービスの向上

商店街は地域の顔であり、経営者は生活コーディネーター等との交流を通じ、消費者・地域住民が心かよいあえるサービスの向上を図り、地域と密着した個性的な店づくりに努めます。

⑮心かよいあう人づくり

常に消費者の視点に立った接客姿勢や商品管理知識、サービス・情報の提供など消費者ニーズに応える人材育成に努めます。



アートロード商店街



経済観光交流館（ほほえみプラザ）

基本目標

- ふ化増殖事業及び資源保護を推進するとともに貴重な資源としての有効活用を図ります。
- オショロコマ（ミヤベイワナ）を安定供給できる体制を維持します。
- 効果的なふ化増殖を図るため、湖や河川での生息調査や環境保全・外来生物対策を行います。

現状と課題

- 鹿追町は現在、然別湖を代表する魚オショロコマの保護増殖を重点にふ化増殖事業を推進しており、その業務を然別湖漁業組合に委託しています。

この結果、オショロコマは今や観光客に対する料理に欠くことのできない存在となり、重要な観光資源となっています。したがって、これを安定的に供給する必要があり、このために、ふ化事業の効率化と養魚施設の計画的な改善を図らなければなりません。

一方、魚族資源としてのオショロコマは昭和56年度から全面禁漁としてふ化増殖に取り組んできた結果、徐々に回復してきており、平成5年度より条件付きで一部水域での遊漁解禁を行い、平成17年度より、オショロコマのキャッチ&リリースによる新レギュレーションを取り入れ、委託方式による遊漁を行っていますが、今後も生息資源調査の結果を踏まえ、資源回復及び資源保護に努める必要があります。

また、近年その生息域を拡大している特定外来生物（ウチダザリガニ）から、オショロコマの繁殖域を守るため、関係機関と連携し防除活動を行うとともに、小中高校の環境学習を通じて外来生物の既存生態系への影響を周知し、新たな拡大防止に努めます。

施策の体系

- ふ化場の充実
 - └ ①老朽化している施設の維持補修
- オショロコマの普及
 - └ ②安定供給
- 環境保全の実施
 - └ ③資源調査及び外来生物対策



オショロコマ

施策の具体的内容

- ふ化場の充実

①老朽化している施設の維持補修

ふ化事業の効率を高めるため、ふ化技術のさらなる向上に努めます。

- オショロコマの普及

②安定供給

オショロコマの安定供給体制の確立に努めます。

- 環境保全の実施

③資源調査及び外来生物対策

地方独立行政法人北海道立総合研究機構など専門家の協力を経て資源量等の把握に努めます。特定外来生物であるウチダザリガニの繁殖が確認されており、貴重な水産資源であるオショロコマの繁殖環境を保護するため、関係機関と連携しながら防除に努めます。

オショロコマ…（再掲）23ページ参照

特定外来生物…外来生物のうち、「特定外来生物防止法」で指定されたもの。在来の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある。ブラックバス（オオクチバス）、カミツキガメなど。

ウチダザリガニ…エビ目（十脚目）ザリガニ下目・ザリガニ科に分類され北米大陸原産。1926年に食用として移入され、然別湖には1990年頃に持ち込まれた。2006年特定外来生物に指定され、法律で移動・捕獲・飼育等が制限されている。

5 豊かな自然と調和する心ふれあう観光推進のために

基本目標

- 住んでいる人にも、来訪者にとっても“心地よい”地域づくりのため、まちづくり型観光振興を推進し、「人が訪れる地域」を育て、交流人口増で“地域力”を高めます。
- 自然豊かな景勝地、農村景観、花、体験、食、イベント、地域の生活文化など“地域資源”を有機的に結びつけ、来訪者増に結び付けます。
- 地域住民の誇りや愛着、福祉、教育・文化、環境などと絡め、地域の魅力を総合的に高めていく観光振興を進め、“地域の誇り”を育てます。
- 地域の多面的な魅力を民間から発信し、訪問者増につなげるとともに“人材育成”で「まちづくり型観光振興」を進めます。
- 「まちづくり」の視点で観光を進めるため、町民と観光協会、鹿追町が“協働”で観光を考えていき、連携で観光を創造します。
- 道央圏と道東を結ぶ高速道路開通を効果的に活用し、農商工と連携しながら、道央圏など人口の多い地区を中心に鹿追町の“知名度及び経済効果を高める”よう推進します。
- 来訪者が経済効果をもたらすことを、関係者が共通の理念として捉え、それぞれの立場でアクションを起こせる「きっかけ」づくりと「めざす姿」を啓発します。
- 鹿追町の知名度アップを推進しながら、農畜水産物・特産品の“ブランドイメージ”を上げる手法を取り入れていきます。
- 売り上げによる経済効果のほか、自治体の知名度アップそして“商品のPR”が挙げられるため、主要な特産品販売の場に積極的に参加します。
- 物産展の出品を通じて、“定番商品”に移行することも多く、販売戦略を構築するためにも物産展の活用を図り、情報収集にも努めます。

現状と課題

観光客増から来訪者増へ

- 観光は、原油価格、経済情勢など社会変化に強く影響されます。このような社会的変化に耐える、安定した観光地を目指すには、人との交流を意識した「人が訪れる地域」づくりです。

そして、継続的に発展する「人が訪れる地域づくり」として成功するためには、入込み数評価から、来訪者の満足度やリピーター率を高め、満足度を高める視点です。そのためには事業所や町民のきめ細やかな気配りを育むことが重要です。

鹿追町は、農業と観光を連携した観光振興をまちづくりの柱に位置付けており、町と観光協会では、大雪山国立公園に位置する然別湖などの観光資源に加え、グリーンツーリズムなどの農業体験や花によるまちづくりなど、地域における産業や地域づくり活動との結び付きを強めています。さらに地域資源に光を当てる工夫を行うほか、積極的な観光情報発信を進めています。

これからの大きな課題は、鹿追町の知名度の低さの対策です。観光協会のアンケート結果では、鹿追町の知名度と地域ブランドのイメージが低いとの指摘があり、積極的な情報発信による鹿追町の知名度アップが重要です。

観光の多様な側面や観光の裾野の広がりなどについて、理解が進んできましたが、どうしても温泉とイベントが主役というイメージになりがちといわれています。また、観光も観光に直接関係する一部関係者のもの、という考え方も根強く残っており、地域全体の再構築という役割の浸透はまだ進んでいません。

しかし、着実に古いイメージの観光から地域再生の意識のもとに、観光は「総合地域産業」として、注目するようになっていきます。人が集まる地域は活性化し、人が集まらない地域は衰退することになります。

人口減少社会が始まり、来訪者や交流人口の役割が俄然大きくなり、人の誘致が地域最大の政策課題になってまいりました。元気のある地域は発展するが、そうでない地域はますます疲弊するこ

となり、「人の訪れる地域」にすることが自治体の政策課題になってきました。

「人の訪れる地域」にするためには、地域の魅力を高める必要があります。そのためには、地域の中の魅力を発見し、活用し、創造しなければなりません。まさに「まちづくり」が重要になってまいりました。

まずは、町に住む人々自身が、地域に関心を持ち、その地域を愛するような環境にならない限り、来訪者を多く呼び込むことは難しいといわれています。

「まちづくり」「地域おこし」の働きがあって、初めて、地域の歴史や伝統、そして地域資源を見直す行動が地域に広がります。その行動が継続的に進むためには民間が主役で民間の“想い”が重要です。

まちづくり型観光振興は、地域の知恵と実行力が問われていますので、有識者や民間の方々とともに協働で、できることから観光施策を展開して、多くの来訪者を増やすため、地域独自の工夫を重ねていきたいと考えています。

施策の体系

- 観光客増から来訪客増を目指します。
 - ①まちづくり型観光振興を目指して
 - ②情報提供機能の強化を図り、質・センスの高い情報の提供
 - ③体験・学習機能の強化を図り、特色ある体験・学習内容のPR
 - ④おもてなし機能の強化を図り、顔の見える観光の推進
- 農畜水産物・特産品のブランドイメージ向上と魅力的な食の提供を図ります。
 - ⑤物販機能の強化を図り、商品力、集客力のある物販の促進
 - ⑥飲食機能の強化を図り、特産品など特色ある食事内容に提供

施策の具体的内容

- 観光客増から来訪客増を目指します。

①まちづくり型観光振興を目指して	まちづくり型観光振興をすすめるため、新たな観光集客素材となる地域資源の把握と連携を進めます。また、観光の役割を多面的に捉え、総合的な地域の魅力づくりに生かします。 民間と行政の役割を意識し、時代のニーズに対応できる民間人材育成を図るとともに、民間の柔軟性及び機動性を生かした観光振興を進めます。
②情報提供機能の強化を図り、質・センスの高い情報の提供	情報発信・更新頻度の維持、民間プロガー（インターネット上のブログの更新者のこと）との連携、民間情報の収集を図り、情報内容を充実させ効果的な情報発信によって、好感度及び親近感アップや鹿追ファンづくりを目指します。 また、各種印刷物内容の充実を効果的な配付を図るとともに、道の駅「しかおい」、「うりまく」の情報発信の強化を図ります。 あわせて、観光案内所での対面情報の良さを生かし、情報提供の充実を図ります。
③体験・学習機能の強化を図り、特色ある体験・学習内容のPR	「エアトリップ」「馬の道」「然別湖」「農業体験」「環境保全センター」など特色あるメニューを生かした機能の充実と、さらなるPRによる知名度を上げ来訪者を増やします。 また、来訪者を経済効果につなげていきます。
④おもてなし機能の強化を図り、顔の見える観光の推進	鹿追町のイメージアップとともに、知名度を上げるため各種情報発信を進めます。そのためにも、人口の多い地域での知名度アップを図ります。また、女性の意思決定や口コミに期待したPRを行います。あわせて、各事業所のおもてなし啓発を進めます。

.....
ブログ…ウェブログ（weblog）の略。ホームページよりも簡単に個人のページを作成し、公開できる。個人的な日記や個人のニュースサイト等が作成・公開されている。

エアトリップ…然別湖ネイチャーセンターが鹿追自然ランド内で行っているオリジナル自然体験。森の中に張り巡らせたワイヤーロープを使い、動物の目線での滑空体験ができる。

■ 農畜水産物・特産品のブランドイメージ向上と魅力的な食の提供を図ります。

⑤物販機能の強化を図り、商品力、集客力のある物販の促進
オショロコマ（ミヤベイワナ）など特色ある食材を活用した特産品販売による商品の知名度アップを図ります。また、ブランドとして認知されるため積極的な物産展の出展や、各事業所の商品PRの支援を図っていきます。
⑥飲食機能の強化を図り、特産品など特色ある食事内容に提供
観光事業所での鹿追の食材利用度アップの啓発を図るとともに、鹿追の食材を強力な観光資源にするための食材情報の収集、魅力的にPRをしていくための演出を強化をします。あわせて、飲食店情報の把握と提供を行っていきます。

観光客の入り込み数の推移

単位：人

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
4月	49,100	49,400	44,300	41,100	38,400
5月	60,700	61,600	77,500	73,400	80,500
6月	83,800	84,000	71,700	73,200	78,500
7月	107,900	107,200	105,200	103,900	105,000
8月	102,000	102,700	126,000	121,800	125,200
9月	100,000	100,700	101,600	98,400	108,300
10月	58,400	66,500	71,900	70,000	73,500
11月	14,100	14,300	15,800	15,000	17,800
12月	11,700	7,300	7,200	9,200	9,100
1月	18,500	11,700	13,700	15,800	15,100
2月	19,100	26,000	31,900	32,300	33,500
3月	21,000	22,900	18,100	26,600	24,200
計	646,300	654,300	684,900	680,700	709,100



そばまつり



サマーフェスティバル

第4章 町民と協働で進めるまちづくり

第1節 町民参加による協働のまちづくりの実現にむけて【協働のまちづくり】

1 透明性の高い簡素で効率的な自治体運営の確立のために

基本目標

- 行政が保有する情報の積極的公開に努めます。

現状と課題

- 町が保有する情報の提供及び公開は、町民の町政に対する責務を全うする上で分かりやすく行うことが重要です。本町では、平成13年に制定された鹿追町情報公開条例により公文書の開示を行っていますが、時代の変化とともにその見直しも含め検討が必要です。

施策の体系

- 情報公開体制の強化
 - ①情報公開制度の整備
 - ②情報発信の推進

施策の具体的内容

- 情報公開体制の強化

①情報公開制度の整備

町民が必要とする情報を適切に提供できるように、必要に応じ情報公開条例の見直しを行い、制度の改善を行うとともに個人情報の保護にも努めます。
また、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、行政手続の適正に努めます。

②情報発信の推進

町民に必要な情報を分かりやすく提供するために、ホームページ等を活用し情報発信の推進を図ります。



基本目標

- 新たな行政課題に対応し、簡素で効果的かつ効率的な行政運営と地域主権にふさわしい行政組織づくりを目指します。
- 中長期的視野に立って財政計画を策定し、効率的な行政執行を図り住民福祉の向上に努めます。

現状と課題

- 鹿追町の行政組織は、平成22年4月1日現在、町長部局7課、1支所、国民健康保険病院のほか、教育委員会、農業委員会、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会により構成され、職員数は148人となっています。行政組織機構は必要に応じ改善が行われてきましたが、近年、地方分権の推進、道州制を見据えた権限移譲の推進など、国と地方の関係は大きく変化をしてきており、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、より一層効率的な行政運営が求められています。

このような社会情勢の中、国においては、従来の国主導の地方自治の脱却から地域が自ら考え、主体的に行動し住民が決める「地域主権」改革が進められています。本町では、平成18年に策定した「鹿追町行財政改革大綱」及び「鹿追町集中改革プラン」に基づき、効率的な行政運営に努め、町民サービスの向上を目指し、北海道からの事務・権限移譲を積極的に進めてきましたが、行政需要が複雑・多様化・高度化する中で、これらの変化に柔軟かつ弾力的に対応するためには、職員一人ひとりの資質向上が強く求められています。限られた行政資源を一層効果的に有効活用するため、行政自身がスリムで機敏な体質へと変革し、施策の選択、緊急性、他制度との整合性、事業費（量）に相応する財源の確保など長期的な視点に立ち、計画的で効率的な行政運営が一層求められています。

- これからのまちづくりには、「町民との協働によるまちづくり」が必要不可欠です。役場職員も地域の一員であるとの認識に立ち、地域の課題をともに共有し課題解決に積極的に取り組む必要があります。また、今後地域主権が進む中、法律的な視点に立った判断能力が要求されることから、法務能力の向上にも努めなければなりません。
- 職員個人の能力と意欲の向上を図り、職員としての資質を伸ばし職場の活性化のために職員研修は重要な役割を持ちます。そのために、人材育成基本方針を定め、職員研修の充実に努める必要があります。

施策の体系

- 財源の確保と財政の健全化
 - ①財政状況の公表（新制度の導入）
 - ②財政計画の見直し
 - ③健全な財政運営
 - ④財務会計システムの導入・運用
 - ⑤行財政改革の推進
 - ⑥北海道からの事務・権限移譲の推進
 - ⑦外部委託による業務の効率化
- 行政組織体制の強化
 - ⑧職員定数の適正化
 - ⑨横断的連携の推進
 - ⑩機能的組織運営の推進
 - ⑪庁舎内外の環境整備

鹿追町行財政改革大綱…平成18年3月に策定した、鹿追町の組織や機能の改革するための根本となるもの。
 鹿追町集中改革プラン…国の指針に基づき、鹿追町が平成18年3月に策定した行政改革の具体的な取組を集中的に実施するための計画。

■ 政策法務能力の向上

- ⑫組織管理体制の確立
- ⑬法務管理の徹底
- ⑭例規管理の整備

■ 職員研修体制の充実

- ⑮自己啓発の促進
- ⑯職場内研修、専門研修等の充実

施策の具体的内容

■ 財源の確保と財政の健全化

①	財政状況の公表（新制度の導入） ----- これまでの財政状況の公表内容に加え、新地方公会計制度を導入することにより発生主義・複式簿記の考え方を取り入れ、資産や負債状況なども含んだ内容の新たな財政状況を公表します。
②	財政計画の見直し ----- 総合計画及び総合計画を基本とする各種計画等に基づき財政計画を作成するとともに、国や北海道の動向を踏まえ、計画の見直しを行います。
③	健全な財政運営 ----- 最小の経費で最大の事業効果をあげるべく、施策の緊急性・整合性等を勘案し、補助金・交付金等特定財源の確保を進めながら、限られた自主財源をより効果的・効率的に充当するよう財政運営に努めます。
④	財務会計システムの導入・運用 ----- 予算編成、決算管理等、財務会計システムの導入により、事務の迅速性・正確性・効率性を高めます。
⑤	行財政改革の推進 ----- 行財政改革大綱の見直しを行い、限られた行政資源を一層効率的に有効活用していくため、絶え間ない行財政改革を推進します。
⑥	北海道からの事務・権限移譲の推進 ----- 自主・自立のまちづくりを進めるため、町民の利便性向上につながる事務・権限移譲を積極的に推進します。
⑦	外部委託による業務の効率化 ----- 民間などへ外部委託することにより、効率的かつ効果的な事業運営が期待できる事業の委託化を進めます。

■ 行政組織体制の強化

⑧	職員定数の適正化 ----- 職員適正化計画を策定するとともに職員定数条例の見直しを行い、適正な職員の配置を図ります。
⑨	横断的連携の推進 ----- 政策課題の共通認識を持ち、横断的な連携のもと、町政課題の解決に取り組みます。
⑩	機能的組織運営の推進 ----- ・組織の課題、問題点を洗い出し、時代の要請に沿った組織機構の見直しを行い、行財政改革を進めます。 ・機能的な組織運営を行える体制を構築するため、必要な規程の見直しを行います。
⑪	庁舎内外の環境整備 ----- 町民や来庁者のための庁舎内外の環境整備に努めます。

.....
新地方公会計制度…現行の自治体会計は、1年間の収入と支出を明らかにするのは優れているが、資産や負債（借金）を把握できないため、保有する資産・債務の実態を把握し、情報開示の徹底などを目的に、企業的手法を用いた財務諸表を作成・公表する制度。財務諸表：貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

職員の定数状況

単位：人

区 分	定 数	現 員
町長の事務部局の職員	175	121
うち国民健康保険病院の職員	44	24
議会の事務部局の職員	2	2
教育委員会の事務部局の職員	27	21
農業委員会の事務部局の職員	4	4
監査委員会の事務部局の職員		(併任) 2
選挙管理委員会の事務局の職員		(併任) 4
計	208	148

注) 平成22年4月1日現在

■ 政策法務能力の向上

⑫組織管理体制の確立 ----- 地域主権時代に対応する法務マネジメントの役割分担を明確にするとともに、相互の連携、調整を図ります。
⑬法務管理の徹底 ----- 制定した条例が適正かつ円滑に運用されているか法務管理の徹底を図ります。
⑭例規管理の整備 ----- 現行条例が目的実現や政策課題に適合しているかの条例評価を行い、必要に応じて規則等を含めた見直しを行い、公文書の管理の徹底を図ります。

■ 職員研修体制の充実

⑮自己啓発の促進 ----- 自己啓発向上のための職場内における環境づくりを進めます。
⑯職場内研修、専門研修等の充実 ----- ・ 職場研修の重要性を認識実践するための研修の充実を図ります。 ・ 職務の専門性、政策能力向上などの研修内容を充実し、人材育成の向上を図ります。

基本目標

- 他市町村との連携を図り、広域行政の充実を図ります。

現状と課題

- 社会、経済、文化の発展及び交通手段の発達に伴い、人々の生活圏や経済圏は市町村の行政単位を超えて拡大を続けています。また、近年の複雑、多岐にわたる行政課題を効果的に解決するために、自治体を超えた広域的な行政施策を推進していく必要があります。

施策の体系

- 広域行政の推進
 - ①広域事業の推進
 - ②広域的な連携強化

施策の具体的内容

- 広域行政の推進

①広域事業の推進
他市町村等との連携による各種事業を展開します。
②広域的な連携強化
十勝圏複合事務組合などによる広域的な施策を推進します。

2 町民参加による協働のまちづくりと国際社会理解のために

基本目標

- 町民と行政が情報を共有し、まちづくりへの町民参加を進め、町民協働により自立した町づくりを推進します。

現状と課題

- 近年、町民のまちづくりへの参加や社会貢献への機運が高まってきており、地域課題や多様な町民ニーズに対応するため、町民と行政がそれぞれ役割と責任に基づき、連携・協力しながら町づくりを進めることが重要となっています。本町では、特色ある「地域マネージャー制度」や「やまびこメール」などを実施し、細かな町民ニーズの把握に努めてきたところです。また、地方分権が進む中、より一層自立したまちづくりを目指し、平成22年4月には「鹿追町まちづくり基本条例」を施行し、町民・議会・行政が協働したまちづくりを進めてきています。

今後も、「鹿追町まちづくり基本条例」に基づき、町民参加のまちづくりを進め、住んでよかったと思える自立したまちづくりを推進します。

施策の体系

- 町民参加によるまちづくりの促進
 - ①町民の町政参加機会の拡充
 - ②町民との交流の場形成
 - ③情報発信と広聴
 - ④住民自治組織の育成

施策の具体的内容

- 町民参加によるまちづくりの促進

①町民の町政参加機会の拡充
各種審議会委員などの公募などにより、政策形成過程への町民参画を促進します。
②町民との交流の場形成
町民参加を促進するため、町民とのふれあい・交流の場を多く設け、まちづくりに対する情報提供に努め、町民意識の高揚を図ります。
③情報発信と広聴
情報技術の急速な進展により、情報の伝達方法も多様化しています。 インターネットを活用した情報の共有化を図るとともに、やまびこメール、地域マネージャー制度の充実による行政サービスの高度化を図ります。
④住民自治組織の育成
地域コミュニティである町内会などの自治組織の育成と活動の推進を図ります。また、行政区組織の再編を支援します。



地域マネージャー制度…町民と協働したまちづくりを推進するため、各行政区（町内会）に担当職員を置き、町民の意見や要望を聴くとともに行政との橋渡しをする制度。

やまびこメール…町民と協働したまちづくりを推進するため、郵便や電子メールなどにより町民から多くの意見や要望を広く聴くもの。

基本目標

- 社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成促進を進めます。

現状と課題

- 国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女の人権の尊重など男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを進めています。男女が社会の構成員として、様々な分野の活動に参画し、ともに責任を担い、個性と能力を発揮できる社会の実現が求められています。
本町においても町民参加のまちづくりを進める中で、町民が男女を問わず積極的にまちづくりに参加するなど、様々な分野で活躍できる環境づくりが必要です。

施策の体系

- 男女がともに参画する社会の実現
 - ①男女共同意識の啓発
 - ②男女共同参画によるまちづくり

施策の具体的内容

- 男女がともに参画する社会の実現

①男女共同意識の啓発
家庭、職場、地域などにおいて、男女共同に関する意識啓発を図ります。
②男女共同参画によるまちづくり
町の各種委員会への女性の参画を促進します。

基本目標

- 町民の国際社会等に対する理解を深めるため、国際交流や国際協力及び地域間交流を進めます。

現状と課題

- 昭和60年8月にカナダ・アルバータ州ストニプレイン町と姉妹提携を締結し、平成22年には25周年を迎えました。この年には第4回姉妹自治体交流表彰において、最高賞である総務大臣表彰を受賞しました。この間、交換留学をはじめとした様々な交流を進め、異なる文化とのふれあいと人と人とのつながりを通じて、国際理解と国際的感覚の醸成に大きく寄与してきました。今後も、国際性豊かな人材の育成や地域活性化を進める上で、町民が国際交流や国際協力に積極的に関わりをもつことが必要です。

また、平成22年3月には、国内姉妹町である長崎県鹿町町の佐世保市への編入合併に伴い、姉妹町締結が解消されたため、新たな地域間交流が必要となっています。

施策の体系

- 国際交流・地域間交流の推進
 - ①国際姉妹都市との交流促進
 - ②ふるさと鹿追会との交流促進
 - ③国内姉妹都市の検討

施策の具体的内容

- 国際交流・地域間交流の推進

①国際姉妹都市との交流促進

国際性豊かな人材の育成や地域文化の形成のため、国際交流に関する情報提供を行うとともに、国際姉妹都市との親善交流を推進します。

②ふるさと鹿追会との交流促進

ふるさと鹿追会など多様な地域間交流を図ります。

③国内姉妹都市の検討

教育文化、福祉の向上、産業の振興を図るため、互いの繁栄に寄与するための国内姉妹都市締結を検討します。

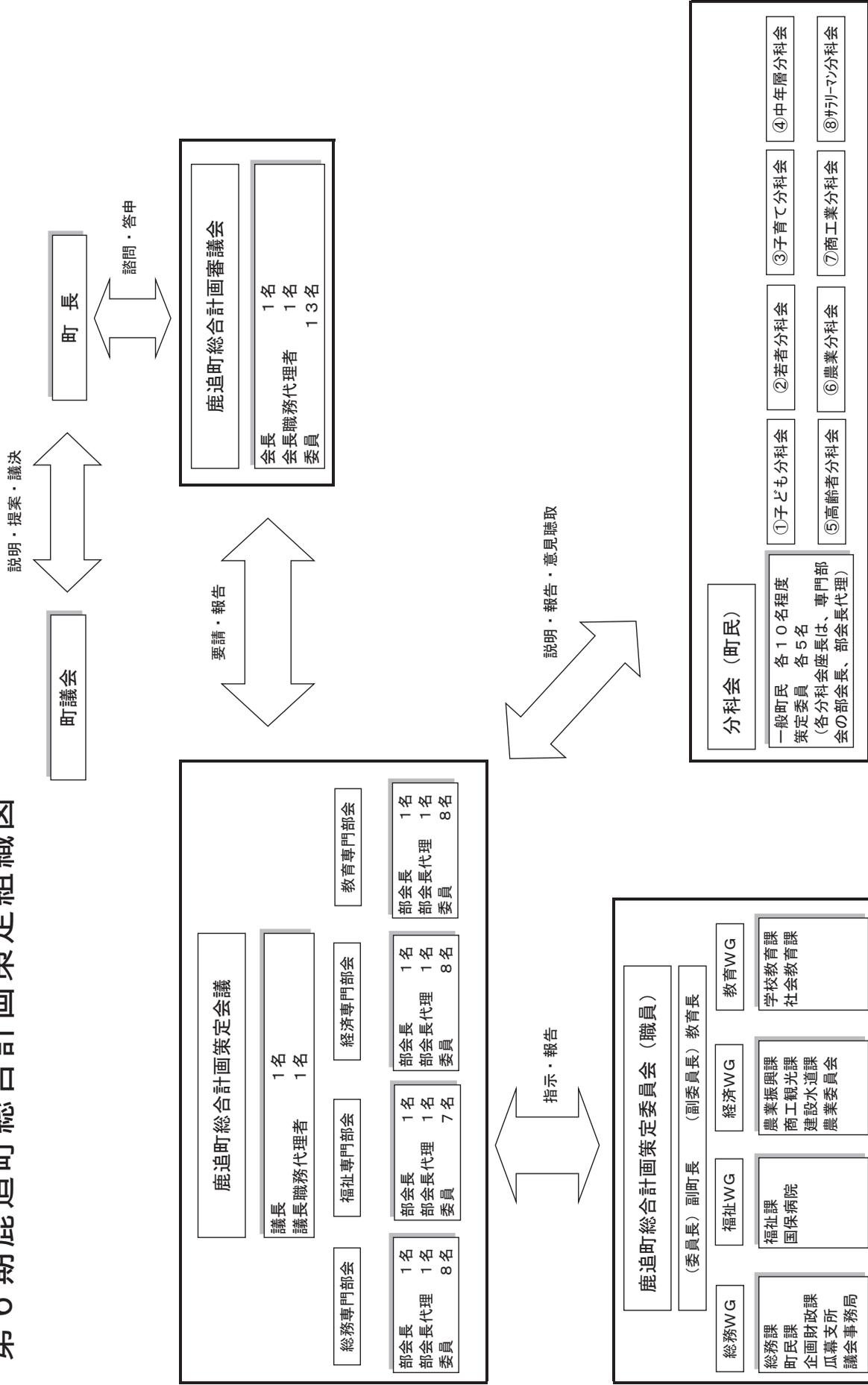


国際姉妹都市
カナダ・アルバータ州
ストニプレイン町との交流

資料編



第6期鹿追町総合計画策定組織図



第6期鹿追町総合計画審議会委員名簿

審議会会長

藤田 農夫治

審議会会長代理

加藤 久雄

氏名	備考
佐藤 雅仁	
三井 福成	
西科 隆	
藤田 農夫治	
加藤 久雄	
箱崎 英樹	
加藤 咲子	
横山 博	総務専門部会長
鳩 彰子	総務専門部会長代理
田中 稔	福祉専門部会長
加藤 省二	福祉専門部会長代理
中野 松雄	経済専門部会長
窪田 秀俊	経済専門部会長代理
福原 尋義	教育専門部会長
菊池 輝夫	教育専門部会長代理

第6期鹿追町総合計画策定会議委員名簿

策定会議議長

横山 博

策定会議議長代理

中野 松雄

○ 総務専門部会

氏名	摘要
横山 博	部会長
鳩 彰子	部会長代理
福井 博幸	
桑田 良一	
森住 松夫	
上本周 司	
安藤 輝雄	
山本 正	
成田 史郎	
秋田 芳通	

○ 経済専門部会

氏名	摘要
中野 松雄	部会長
窪田 秀俊	部会長代理
鈴木 敏勝	
佐藤 章一	
坂本 昌彦	
村瀬 緑	
鈴木 朝子	
志賀 浩一	
石川 昇司	
畑 久雄	

○ 福祉専門部会

氏名	摘要
田中 稔	部会長
加藤 省二	部会長代理
武藤 昇	
津川 八重子	
大上 恵美子	
高野 薫	
山本 進	
横幕 奈穂	
志賀 純代	

○ 教育専門部会

氏名	摘要
福原 尋義	部会長
菊池 輝夫	部会長代理
武田 耕次	
河邊 哲子	
戸草 勢一	
伊藤 義一	
大原 睦生	
若原 政雄	
藤江 操	
木幡 裕人	

第6期鹿追町総合計画分科会名簿

① 子ども分科会

座長	福原 尋義	教育専門部会長
策定委員	秋田 芳通	総務専門部会
〃	志賀 純代	福祉専門部会
〃	坂本 昌彦	経済専門部会
〃	藤江 操	教育専門部会
一般町民	東原 由佳	
〃	井上 悠大	
〃	坪内みどり	
〃	渡辺 悠生	
〃	樋口 太一	
〃	岡田 紗季	
〃	高橋 菜子	
〃	高橋 桃子	
〃	吉田 篤	
〃	森谷 駿章	
事務局	未永 収	教育WGリーダー

② 若者分科会

座長	菊池 輝夫	教育専門部会長代理
策定委員	森住 松夫	総務専門部会
〃	山本 進	福祉専門部会
〃	石川 昇司	経済専門部会
〃	戸草 勢一	教育専門部会
一般町民	三田村和弘	
〃	村瀬 治裕	
〃	高橋 宏輔	
〃	上嶋 隆夫	
〃	浅野 貴	
〃	佐藤久美子	
〃	大西恵理子	
〃	名野 まい	
〃	笠松 愛美	
〃	三部明日香	
事務局	大前 健也	教育WGサブリーダー

③ 子育て分科会

座長	田中 稔	福祉専門部会長
策定委員	福井 博幸	総務専門部会
〃	横幕 奈穂	福祉専門部会
〃	村瀬 緑	経済専門部会
〃	伊藤 義一	教育専門部会
一般町民	永原 尚子	
〃	三田村亜希	
〃	長沢真由美	
〃	藤井 千晶	
〃	熊谷めぐみ	
〃	菅原ゆりか	
〃	菅原 裕也	
〃	橋爪 政幸	
〃	畑 淳之	
〃	津田 宏巳	
〃	堀田 弘明	
事務局	喜井 知己	福祉WGリーダー

④ 中年層分科会

座長	横山 博	総務専門部会長
策定委員	安藤 輝雄	総務専門部会
〃	高野 薫	福祉専門部会
〃	鈴木 敏勝	経済専門部会
〃	武田 耕次	教育専門部会
一般町民	金子 孝伸	
〃	大場 充康	
〃	和田 将裕	
〃	小林 明弘	
〃	飯島 康二	
〃	松坂 勲	
〃	河野 紀子	
〃	鳴海ひろみ	
〃	井出 理恵	
〃	工藤 里彩	
事務局	大井 和行	総務WGリーダー

⑤ 高齢者分科会

座長	加藤 省二	福祉専門部会長代理
策定委員	上本 周司	総務専門部会
〃	大上恵美子	福祉専門部会
〃	畑 久雄	経済専門部会
〃	河邊 哲子	教育専門部会
一般町民	名波 廣	
〃	高橋 行夫	
〃	妹尾 保	
〃	上嶋 誠一	
〃	内海 晃	
〃	中村 善朗	
〃	菊池 由明	
〃	竹原 武	
〃	神田 晴治	
〃	石塚 春夫	
事務局	渡辺 利信	福祉WGサブリーダー

⑥ 農業分科会

座長	中野 松雄	経済専門部会長
策定委員	成田 史郎	総務専門部会
〃	武藤 昇	福祉専門部会
〃	鈴木 朝子	経済専門部会
〃	若原 政雄	教育専門部会
一般町民	大下 秀樹	
〃	河原崎孝一	
〃	石澤 真吾	
〃	桜井 弘美	
〃	上嶋 陽子	
〃	脇坂 靖	
〃	西嶋 勝江	
〃	中村 俊介	
〃	原田 香里	
事務局	松本 新吾	経済WGリーダー

⑦ 商工業分科会

座長	窪田 秀俊	経済専門部会長代理
策定委員	山本 正	総務専門部会
〃	津川八重子	福祉専門部会
〃	佐藤 章一	経済専門部会
〃	大原 睦生	教育専門部会
一般町民	橋爪 豊	
〃	林 正信	
〃	清水 智久	
〃	馬場 貴明	
〃	小森 忠利	
〃	埴淵 裕司	
〃	中野 健治	
〃	山木 友子	
〃	堀川 法広	
事務局	黒井 敦志	経済WGサブリーダー

⑧ サラリーマン分科会

座長	鳩 彰子	総務専門部会長代理
策定委員	桑田 良一	総務専門部会
〃	志賀 浩一	経済専門部会
〃	木幡 裕人	教育専門部会
一般町民	野口 弘政	
〃	三好 守	
〃	丸山 睦	
〃	石原 悦子	
〃	桜井 文彦	
〃	浅野 等	
〃	安宅 幸久	
〃	川村 隆昭	
〃	竹原 博行	
〃	坂井 克巳	
事務局	大井 基寛	総務WGサブリーダー

第6期鹿追町総合計画 策定経過

平成22年

日付	上段：会議・委員会の名称	下段：議題
4月6日	第1回総合計画策定委員会（庁内）	町長の基本的考え方、総合計画の全体・今後の日程説明について
4月20日	町議会全員協議会	総合計画策定方針、住民アンケート内容説明
5月14日	第2回総合計画策定委員会（庁内）	住民アンケート調査項目、基本計画原案取りまとめ状況、組織形態、審議会・策定会議議案等について
5月17日	第1回総合計画審議会・策定会議	策定委員委嘱状交付、役員の互選、審議会委員辞令交付、資料説明、審議会への諮問、住民アンケート調査内容の説明、部会開催等
5月下旬	住民アンケート調査票発送	
6月23日	第3回総合計画策定委員会（庁内）	住民アンケート回収状況、基本計画原案とりまとめ
6月30日	第2回総合計画策定会議	住民アンケート回収状況、基本計画一覧及び組織図、分科会設置への考え方説明等
8月17日	町議会総務文教常任委員会	進捗状況、住民アンケート結果説明
8月23日	第2回総合計画審議会	住民アンケート結果概要、各専門部会の審議状況について
8月27日	町議会全員協議会	進捗状況、住民アンケート結果説明
9月28日	住民アンケート結果概要全戸配布	
11月12日	第4回総合計画策定委員会（庁内）	基本構想原案について
11月22日	第3回総合計画策定会議（部会長、部会長代理）	各専門部会の審議状況、基本構想（素案）について審議
11月30日	第3回総合計画審議会	各専門部会の審議状況、基本構想（素案）について審議
12月3日	町議会全員協議会	基本構想（素案）説明、基本計画（素案）配布

平成23年

日付	上段：会議・委員会の名称	下段：議題
1月13日	町議会全員協議会	基本構想（素案）説明、基本計画（素案）意見交換
1月17日	第5回総合計画策定委員会（庁内）	議会全員協議会意見について
1月18日	町議会運営委員会	基本構想（素案）説明、基本計画（素案）意見交換
1月19日	町議会全員協議会	基本構想（素案）説明、基本計画（素案）意見交換
1月26日	第4回総合計画策定会議（部会長、部会長代理）	基本構想（案）、基本計画（案）について審議
2月8日	第4回総合計画審議会	基本構想（案）、基本計画（案）について審議
2月10日	町長へ答申	
3月8日	町議会提案	
3月24日	町議会議決	

第6期鹿追町総合計画 各専門部会開催状況

	総務専門部会	福祉専門部会
第1回	平成22年6月30日	平成22年6月30日
第2回	平成22年7月27日	平成22年7月15日
第3回	平成22年9月2日	平成22年8月3日
第4回	平成22年9月22日	平成22年8月24日
第5回	平成22年10月28日	平成22年9月3日
第6回	平成22年11月25日	平成22年9月27日
第7回	平成22年12月21日	平成22年10月18日
第8回	平成23年1月18日	平成22年11月1日
第9回	—	平成22年11月17日
第10回	—	平成22年12月10日
第11回	—	平成23年1月12日

	経済専門部会	教育専門部会
第1回	平成22年6月30日	平成22年6月30日
第2回	平成22年7月13日	平成22年7月23日
第3回	平成22年7月29日	平成22年8月18日
第4回	平成22年8月11日	平成22年9月17日
第5回	平成22年8月18日	平成22年10月8日
第6回	平成22年11月25日	平成22年10月18日
第7回	平成22年12月7日	平成22年11月10日
第8回	平成23年1月18日	平成22年11月24日
第9回	—	平成22年12月15日
第10回	—	—
第11回	—	—

第6期鹿追町総合計画 各分科会開催状況

	サラリーマン分科会	中年層分科会
第1回	平成22年8月6日	平成22年8月19日
第2回	平成22年8月30日	平成22年9月16日
第3回	—	—
第4回	—	—

	子育て分科会	高齢者分科会
第1回	平成22年8月31日	平成22年8月25日
第2回	平成22年10月8日	平成22年9月13日
第3回	—	平成22年10月4日
第4回	—	平成22年10月25日

	農業分科会	商工業分科会
第1回	平成22年9月9日	平成22年10月13日
第2回	平成22年10月6日	—
第3回	—	—
第4回	—	—

	子ども分科会	若者分科会
第1回	平成22年8月25日	平成22年8月31日
第2回	平成22年10月4日	平成22年10月4日
第3回	—	—
第4回	—	—

鹿 企 財 号
平成22年 5月17日

鹿追町総合計画審議会長 様

鹿追町長 吉 田 弘 志

第6期鹿追町総合計画（案）の策定について（諮問）

地方自治法第2条第5項及び鹿追町総合計画審議会条例第3条第3項に基づき、下記について諮問いたします。

記

諮問事項

第6期鹿追町総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）の策定

諮問理由

本町では平成13年に第5期鹿追町総合計画を策定し、平成13年度から平成22年度を計画期間とし、「生きて（経済の発展）生きる（福祉の増進）まちづくり」をテーマに町政を進めてきました。この間、地方分権の推進、国の財政悪化による地方交付税の削減や市町村合併など国と地方自治体の関係も大きく変化をしてきています。

このような社会経済情勢の変化や本町の懸案事項等に的確に対応するため、平成23年度から平成32年度の10年間を計画期間として、将来のあるべき姿や目標を町民の皆様と共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を推進するための第6期鹿追町総合計画（案）策定について、貴審議会に諮問するものであります。

平成23年 2月10日

鹿追町長 吉田弘志様

鹿追町総合計画審議会長 藤田農夫治

第6期鹿追町総合計画（案）の策定について（答申）

平成22年 5月17日付け鹿企財号により貴職から諮問のありましたこのことについて、慎重審議の結果、基本構想及び基本計画の案がまとまりましたので、次の意見を付して別冊のとおり答申いたします。

記

- 1 答申内容の作成にあたっては、鹿追町総合計画策定会議、各専門部会、各分科会における検討をはじめとして、住民アンケートにより町民の方々から多くの意見・提言などがありました。今後、計画の実現に向けて施策や事業を実施する際には、これらの意見・提言を十分踏まえて取り組むようお願いいたします。
- 2 各種施策・事業の実施にあたっては、健全な財政運営を基本とし、町民の視点に立った効果的な事業展開を図るとともに、本町の特性を生かした特色ある取り組みの立案に向け、創意工夫に努めるようお願いいたします。
- 3 限られた財源で、計画に示された基本目標を達成するためには、計画の進捗状況を把握し、町民へ公表するとともに、町民ニーズや社会情勢、財政状況の変化などに伴う計画の見直しを行うなど、適切かつ柔軟な対応を図るようお願いいたします。
- 4 総合計画はまちづくりの指針となるものであり、その推進にあたっては、町民の理解と参加・協力が不可欠です。今後においても、町政に関する情報の共有化を重視し、町民参加による協働のまちづくりを推進されるようお願いいたします。

○鹿追町総合計画審議会条例

平成2年6月22日
条例第29号

(設 置)

第1条 鹿追町の総合計画事業を推進し、その円滑な遂行を期するため、鹿追町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、鹿追町の総合計画に関する事項について審議し、意見を答申するものとする。

(組 織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから必要の都度、町長が任命する。

3 委員は、総合計画の立案、改正又は変更を要する問題につき町長の諮問に応じ、当該諮問に係る審議答申が終了したときは、解任されるものとする。

(会 長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

○鹿追町総合計画審議会条例施行規則

平成11年9月13日

規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、鹿追町総合計画審議会条例（平成2年条例第29号）第6条の規定に基づき、鹿追町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(策定会議)

第2条 審議会に策定会議を置く。

2 策定会議は、審議会の要請に応じ、鹿追町総合計画の調査及び研究立案に関する事項につき検討し、審議会へ報告するものとする。

(組織)

第3条 策定会議は、委員40名以内をもつて組織する。

2 委員は、鹿追町の住民及びその他必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

3 委員は、審議会における審議答申が終了したときに解任されるものとする。

(議長)

第4条 策定会議に議長を置く。

2 議長は委員のうちから互選する。

3 議長は策定会議を代表し、会務を総理する。

4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第5条 策定会議に専門部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 福祉部会

(3) 経済部会

(4) 教育部会

2 専門部会は、策定会議から付託された事項について、調査審議する。

3 専門部会は、策定会議の委員の中から町長が指名する者をもつて構成する。

(部会長)

第6条 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから互選する。

2 部会長は専門部会を代表し、議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務に当たる。

4 専門部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、自ら所属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。

6 部会長は、専門部会における調査検討が終了したときは、その結果を策定会議に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 審議会及び策定会議並びに専門部会の庶務は、企画財政課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第6号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○鹿追町総合計画策定委員会規程

平成2年6月22日

規程第4号

(設置)

第1条 鹿追町の総合計画の策定に関し、必要な事項を調査及び研究立案し、円滑な遂行を期するため鹿追町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、課、室、局、支所並びに教育委員会及び農業委員会等の連絡及び調整を図り、鹿追町総合計画について調査及び研究立案をする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。

- (1) 副町長、課長、保育センター長、事務長、支所長
- (2) 教育長、教育委員会課長
- (3) 議会事務局長、農業委員会事務局長、消防署長
- (4) その他町長が特に任命した者

(運営)

第4条 委員会の委員長は、副町長をもつてこれに当てる。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を統括する。

3 副委員長は、収入役及び教育長が当たり、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、鹿追町総合計画審議会条例（平成2年条例第29号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に第3条に規定する職にある者は、この規程による委員に任命されたものとみなす。

附 則（平成3年規程第5号）

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○鹿追町まちづくり基本条例

平成22年3月31日

条例第1号

前 文

私たちのまち鹿追町は、北海道のきびしい自然環境のなか、大雪山の麓から広がる豊かな大地の恵みを受けて、先人たちが健康でたくましい開拓精神のもと、未来に輝く「活力と魅力あるまちづくり」を目指して、鹿追町の歴史を刻んできました。

私たち町民は、先人の英知とたゆまぬ努力により築き上げられた、安心・安全な食糧の生産基地、大雪山の大自然と調和した観光と花の町、文化の香る教育と福祉の町を、かけがえのない財産として継承し、時代の変化に応じた創意工夫を加えながら、未来を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

今日、社会、経済情勢は大きく変化し、今までに経験しなかつた困難な課題も生まれてきています。私たちは、町民共通の願いである地域環境を守り、地域の資源を有効に活用して、豊かで快適なふるさと鹿追を実現しなければなりません。そのためには、町民一人ひとりがまちづくりの情報を共有し、互いに手を取り合い、知恵と力を出し合つてまちづくりを進めることが必要です。

私たちは、ここに鹿追町のまちづくりの参加と行動の基本的なあり方を、鹿追町民憲章にそつて明らかにし、町民一人ひとりが「うるおいとよろこび」を実感でき、住んでよかつたと思える町、誇りを持てる町をつくるために、この条例を制定します。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、鹿追町のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責任を明確にし、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定め、町民自らの意思に基づいたまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 町民 町内に居住する人のほか、町内で働く人、学ぶ人及び町内で事業活動その他の活動を行う団体をいいます。
- (2) 町 町長等及び議会で構成された地方公共団体をいいます。
- (3) 町長等 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の執行機関をいいます。
- (4) 協働 町民と町又は町民相互が目的を共有して、それぞれ自らの果たすべき役割及び責任を自覚して、自主性を相互に尊重しながら協力して取り組むことをいいます。
- (5) まちづくり 町民が心身ともに健康に生活できる地域社会を形成するための空間や暮らしの創造をいいます。
- (6) コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により住みよい地域社会をつくることを目的として結ばれた行政区やボランティア団体

等の組織及び団体をいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 町民、議会及び町は、町民主体のまちづくりを実現するため、互いの立場を尊重し、平等の認識のもとに、主体性と責任をもつて、協働を進めることを基本とします。

2 町民、議会及び町は、まちづくりに関する情報を互いに共有することを基本とします。

3 町民一人ひとりの自主的な参加のもとで、まちづくりを進めることを基本とします。

第2章 情報共有の推進

(情報を知る権利)

第4条 町が保有する情報は町民の財産であり、町民はそれらの提供を受け、自ら知る権利を有します。

(意思決定過程の明確化)

第5条 町は、まちづくりに関する施策等について、意思決定までの経過を明らかにし、町の事務事業の企画立案、実施内容が町民に理解されるようにします。

(情報の共有)

第6条 町は、町民の知る権利を保障し、まちづくりに関する情報を積極的に分かりやすく町民に提供します。

(情報収集及び管理)

第7条 町は、まちづくりに関する情報を正確で適正に収集し、町民に速やかにこれを提供できるよう整理、保存し、適正な管理をします。

(個人情報の保護)

第8条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等に関して適正な措置を講じ、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

第3章 町民の参加

(まちづくりに参加する権利)

第9条 まちづくりの主体は町民であることから、すべての町民はそれぞれの立場にふさわしい方法で、まちづくりに参加する権利を有します。

(まちづくりにおける町民の責任)

第10条 町民は、互いに尊重、協力してまちづくりを推進する責任があります。また、まちづくり活動においては、自らの発言と行動等に責任があります。

(まちづくり活動への積極参加)

第11条 町民は、自らのまちづくり活動への参加がこの条例の基本理念を実現するものであることを認識し、積極的に参加します。

第4章 コミュニティ

(コミュニティにおける町民の役割)

第12条 町民は、コミュニティの役割を尊重し、良好なコミュニティを守り、育て、地域のまちづくりに参加します。

(相互の連携)

第13条 それぞれのコミュニティは、必要に応じて連携・協力し、相互の活動の支援を図ります。

(町とコミュニティのかかわり)

第14条 町は、コミュニティ活動を促進するため、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、必要に応じて支援します。

第5章 議会の役割と責任

(議会の設置)

第15条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として議会を設置します。

(議会の役割と責任)

第16条 議会は、町民を代表する議事・議決機関として、町政の重要事項等について慎重に審議し、合議制によつて町政の執行を決定します。

- 2 議会は、町政執行が民主的、効率的に行われているか監視するとともに、必要に応じて町政に対する検査及び監査請求を行い、その結果を町民に公表します。
- 3 議会は、町民へ議会活動の報告を行うとともに情報の提供と共有を図り、開かれた議会運営を行います。
- 4 議会は、町民との意見交換会等の機会を設け、常に議会改革を心掛けた町民参加の議会づくりを行います。

(議員の役割と責任)

第17条 議員は、次に掲げる責任を有した活動をします。

- (1) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の増進を目指して活動します。
- (2) 町政全般についての課題、町民の意見及び要望等を的確に把握し、また、自己の能力を高めるために不断の研鑽に努め、町民の代表としてふさわしい活動をします。
- (3) 議会が言論の府、合議制の機関であることと議員同士は平等、対等であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじた建設的な議会及び議員活動を行います。

(議会基本条例の制定)

第18条 町民、町長等、議会とが連携、協働の下、住みよい発展していくまちづくりのために、それぞれが役割を果たすときに議会は常に諸情勢に即応した議会運営のため、鹿追町議会基本条例を制定します。

- 2 鹿追町議会基本条例は、議会及び議員活動の指針、規範であり、常にこれを遵守するとともに議会改革と活性化を行い、町民からの評価を得る議会活動の

充実を図るため適宜、改正及び改善を行います。

第6章 町の役割と責任

(町長の責任)

第19条 町長は、基本理念を守り、町民に開かれた町政運営を誠実にを行います。

2 町長は、執行機関が基本理念に基づきまちづくりを推進するよう調整し、統轄します。

3 町長は、多様なニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の能力向上を図ります。

(執行機関の責任)

第20条 町の執行機関は、その権限と責任において、基本理念に基づき、公正で誠実に職務を行います。

(職員の責任)

第21条 町の職員は、この条例の理念を実現するため、誠実で公正に職務を遂行するとともに、効率的な職務を行います。

2 町の職員は、職務を行うにあたって、必要な知識や技術などの能力開発及び自己啓発を行うとともに、前例にとらわれることなく、柔軟な発想のもとに創意工夫を図ります。

3 町の職員は、自らも地域の一員であることを認識し、日頃から町民との信頼関係づくりを図ります。

(政策法務の推進)

第22条 町は、地域の特色を生かしたまちづくりを行うため自主的に法令を解釈し、その運用とともに必要な条例の制定を行います。

(出資団体等)

第23条 町は、町が出資や補助、事務事業の委託をしている団体に関し、毎年度、町からの支出について、情報の公開を行います。

(町の組織)

第24条 町の組織は、簡素で機能的なものとして、社会や財政状況の変化に迅速に対応するよう編成します。

(人事・職員政策)

第25条 町は、適切な数の職員によつて効率的で効果的に職務を行うため、定員適正化計画を策定し、人事政策を進めます。

2 定員適正化計画は、次に掲げる事項を考慮して、定期的な見直しを行います。

(1) 町の財政状況とその将来推計

(2) 政策課題の将来の方向性及びこれに伴う行政組織の変化

(3) 職員の年齢構成の適正化

3 町は、職員の政策能力の向上のため、研修体制の充実を図ります。

(審議会等への参加)

第26条 町は、各種委員会、審議会、協議会等の委員を任命しようとするときは、一部委員の公募を行います。

(説明・応答の責任)

第27条 町は、まちづくりに関する施策等の経過について、町民にわかりやすく説明します。

2 町は、町民からの町政に関する要望、質問等に対して、速やかに事実を調査し対応します。

(行政手続の法制化)

第28条 条例及び規則に基づき町が行う処分、行政指導ならびに町に対する届出に関する手続き等、必要な事項は別に条例で定めます。

(危機管理体制の整備)

第29条 町は、町民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に総合的で機能的な活動を行うことができるよう、危機管理の体制整備を図ります。

2 町は、町民、事業者及び関係機関等との連携、協力を図りながら、災害時に備えます。

第7章 住民投票制度

(住民投票の実施)

第30条 町は、まちづくりに関する重要事項について、直接町民の意思を確認することを目的とした住民投票制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる町民の資格、その他住民投票の実施に関する必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町長は、住民投票を行うときは、住民投票結果の取扱いを事前に明らかにします。

第8章 計画策定等の手続き

(計画策定における原則)

第31条 町長等は、町の将来のあるべき姿を明らかにする基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を、広く町民の参加の下に、この条例の目的及び理念に基づき策定します。

2 総合計画を具体的に実施するにあたり、実施計画を策定します。

3 実施計画は、財政状況や行政評価を踏まえて策定します。

4 実施計画において実施する政策は、町民に分かりやすく公表します。

5 総合計画以外に特定の政策分野における基本的な方向性を明らかにする個別計画等を策定する場合は、総合計画との整合性を図ります。

(計画策定過程への参加)

第32条 町長等は、各種計画の策定、実施、評価等の各過程において、町民の参加を求め、総合計画などの重要な計画の策定に着手しようとするときには、あらかじめ次に掲げる事項を公表し、意見を求めます。

(1) 計画の概要

(2) 計画策定の日程

(3) 予定する町民参加の手法

(4) その他必要とされる事項

第9章 財 政

(総 則)

第33条 町長等は、総合計画を踏まえて予算編成及び執行を行い、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財政運営は常に健全財政となることを目指します。

(予算編成)

第34条 町長等は、予算編成にあたって、財政状況を理解した上で、町民の意向を踏まえて予算編成をするとともに、予算に関する内容説明の充実を図り情報の提供を行います。

2 前項の規定による情報提供は、予算の編成過程や財政計画が明らかになるようわかりやすい方法によるものとします。

(予算執行)

第35条 町長等は、予算化した事務事業の予定及び進行状況等が明らかになるよう公表します。

(決 算)

第36条 町長等は、決算にかかる主要な事務事業の成果を説明する書類、その他決算に関する書類を作成し、これらの書類が政策評価に役立つものとなるよう公表します。

(財産管理)

第37条 町長等は、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、その保有状況を明らかにし、資産の適正な活用を図ります。

(財政状況の公表)

第38条 町長等は、予算の執行状況、財産、地方債、一時借入金の現在高、その他財産に関する状況を公表します。

第10章 連 携・協 力

(国及び北海道との関係)

第39条 町は、国及び北海道と対等、協力の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担によるまちづくりの確立を図ります。

(他の地方公共団体及び関係機関との関係)

第40条 町は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対して、情報共有と相互理解の下で連携し、協力し合いながら解決にあたります。

(国際的な連携)

第41条 町は、積極的に姉妹都市等との連携を図り、国際感覚豊かな人材を育成します。

(他の地域の人々との連携)

第42条 町民は、様々な分野に関する取組を通じて、他の地域の人々との交流を図り、その経験をまちづくりに活用します。

2 町は、前項の活動に対する支援をします。

第11章 まちづくり基本条例の位置付け及び見直し

(この条例の位置付け)

第43条 この条例は、鹿追町のまちづくりの基本となるものであり、町及び議会は、この条例を最大限に尊重し、他の条例及び規則等の制定・改廃、並びに町政運営や施策の実現に向けた基本的な制度の整備をします。

(この条例の検討及び見直し)

第44条 町は、この条例が鹿追町にふさわしいものであり続けているかを常に検討し、社会情勢の変化等によりこの条例の見直しの必要性が生じた場合は、速やかに条例の改正を行います。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



第6期鹿追町総合計画 (2011-2020)

平成23年7月発行

発行／北海道鹿追町役場企画財政課

〒081-0292

北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1

T E L 0156-66-2311 (代表)

0156-66-4032 (企画財政課直通)

F A X 0156-66-1020

E-mail seisaku@town.shikaoui.hokkaido.jp